

第七十六回 参議院内閣委員会会議録第二号

(三九)

昭和五十一年十一月六日(木曜日)
午後零時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 加藤 武徳君
理事

委員 林 道君
上田 哲君
片岡 勝治君
岡田 広君
源田 実君
戸塚 進也君
中村 太郎君
八木 一郎君
山本茂二郎君
野田 豊君
太田 淳夫君
内藤 昭範君
河田 賢治君
秦 功君
利次君
坂田 大平正芳君
木村 陸男君
植木 光教君
藤井 貞夫君
広君

人事院事務総局 中村 博君
職員局長
総理府総務副長 松本 十郎君
官房総務審議官 佐々 成美君
総理府人事局長
房総務審議官 秋富 公正君
総理府恩給局長 菅野 弘夫君
防衛廳長官官房 長官
防衛施設厅人事教育 部長
局長
大蔵省主計局次
長官
厚生政務次官
厚生省援護局長
運輸省鐵道監督
局國有鐵道部長
参考人
元日本赤十字社
看護婦
大蔵大臣官房審
員会専門
事務局側
説明員
大蔵大臣官房審
員会専門
参考人
元日本赤十字社
看護婦
大蔵大臣
國務大臣
國務大臣
國務大臣
(總理府総務長官)
(防衛廳長官)
國務大臣
國務大臣
國務大臣
政府委員
人事院総裁
人事院事務総局
給与局長
茨木

國務大臣
大蔵大臣
運輸大臣
(總理府総務長官)
(防衛廳長官)
國務大臣
國務大臣
國務大臣
植木

- 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

本日の会議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛廳職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○國務大臣(植木光教君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、実施時期を昨年よりさらに一ヶ月繰り上げまして昭和五十年八月から、昭和四十九年度における国家公務員の給与改善率により二九・三%増額するとともに、昭和五十一年一月から、恩給と公務員給与との水準差の補てんを完結するため、さらに六・八%を上乗せすることとし、この両者を合わせ、恩給年額を三八・一%増額しようとすることになります。

その第二点は、普通恩給等の最低保障の改善であります。

これは、今回の恩給年額の増額措置に伴いまして、長期在職の老齢者の普通恩給の最低保障額を三十二万一千六百円から四十二万円に引き上げる等、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を大幅に引き上げようとするものであります。

その第三点は、扶養加給額の引き上げであります。

これは、傷病恩給及び公務関係扶助料に係る扶養加給額を、現職公務員の扶養手当相当額に引き上げようとするものであります。

その第四点は、八十歳以上の高齢者の恩給の算出率の特例であります。

八十歳以上の高齢者の普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、普通恩給の最短年限を超える実在職年の年数が十年に達するまでの一年について、基礎俸給の三百分の一に相当する額を

普通恩給年額に加えることによって、その待遇の改善を図らうとするものであります。

その第五点は、六十五歳未満の傷病者の併給普

通恩給に対する最低保障の適用であります。

六十五歳未満の傷病者の併給普通恩給、これまで最低保障の適用を受けていた者についても、六十五歳以上の者と同様に最低保障を適用することにより、傷病者の優遇を図らうとするものであります。

その第六点は、旧軍人に対する一時恩給の支給範囲の拡大であります。

引き続き実在職年が三年以上七年未満の旧軍人またはその遺族に対する一時恩給または一時扶助料は、下士官以上として六月以上在職することが支給要件とされておりますが、この支給要件を廃止し、その対象を兵にまで拡大することとし、引き続き実在職年が三年以上ありながら、從来一時恩給等を支給されなかつた旧軍人またはその遺族に対し一時恩給または一時扶助料を支給しようとするものであります。

その第七点は、旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和であります。

現在、七十歳以上の老齢者、七十歳未満の傷病者または妻子に給する普通恩給または扶助料の年額を計算する場合には、旧軍人等の加算年を年額計算の基礎在職年に算入いたしておりますが、今回は、七十歳以上という年齢要件を五歳引き下げ、六十五歳以上七十歳未満の老齢者の普通恩給または扶助料についてもこの措置を及ぼすことにより、戦地等で勤務された方々に対する待遇の範囲を広げようとするものであります。

その第八点は、特別加給の増額であります。

増加恩給受給者の中でも特に重症である第二項症以上の受給者に対しては、現在年額七万二千円の特別加給が支給されておりますが、重症者という特殊事情を考慮しまして、その額を十二万円に引き上げようとするものであります。

以上のほか、準公務員期間の通算要件の緩和、低額の仮定俸給年額の引き上げ等所要の改善を行なうことにしております。

なお、以上の措置は、さきに述べましたように六・八%の増額を昭和五十一年一月から実施する

ほか、すべて昭和五十年八月にさかのばって実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案は、前国会に提案した内容を変更することなく提案するものであります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律案及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置について、一括してその提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月十三日一般職の職員の給与について、俸給表及び諸手当の改定等を内容とする人事院勧告が行われたのであります。政府としては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり、本年四月一日からこれを実施することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたことであります。

第二は、医療俸給表(一)に特一等級を新設することとしたことであります。

第三は、初任給調整手当について、医療俸給表(一)の適用を受ける職員に支給する支給月額の限度額を引き上げることとしたことであります。

第八は、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その支給限度額を日額一万五千五百円から日額一万六千五百円に引き上げることとしたことであります。

以上のほか、准公務員期間の通算要件の緩和、支給月額の限度額を二万五千円から三万円に引き上げることとしております。

第四は、扶養手当について、配偶者についての

支給月額を五千円から六千円に引き上げるとともに、配偶者以外の扶養親族についての支給月額を二人までについてはそれぞれ千五百円から二千円に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については四千円とすることとしたことであります。

第五は、住居手当について、公務員宿舎の入居者等を除き、月額五千円を超える家賃を支払つている職員に住居手当を支給することに改め、その支給月額は、月額一万千円以下の家賃を支払つている職員にあっては家賃の月額から五千円を控除した額とし、月額一万千円を超える家賃を支払つている職員にあっては、家賃の月額から一万千円を控除した額の二分の一を六千円に加算した額に引き上げ、この場合においてその加算した額が九千円を超えるときは、九千円とすることとしたことであります。

第六は、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に支給する全額支給の限度額を月額八千円から一万円に引き上げるとともに、最高支給限度額を月額九千円から一万千五百円に引き上げることとしたことであります。このほか、自転車等を使用して通勤する職員または交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員についてもそれぞれ通勤手当の支給月額を引き上げることとしております。

第七は、義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給する義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を月額九千円から一万百円に引き上げることとしたことであります。

第八は、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その支給限度額を日額一万五千五百円から日額一万六千五百円にそれぞれ引き上げることとしたことであります。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置、住居手当の経過措置等について規定しておられます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する法律案について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員について所要の改正を行おうとするものであります。

繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員について所要の改正を行おうとするものであります。

額することにより、年金額を引き上げることとしたしております。

なお、このうち一九・三%の増額を昭和五十年八月分から実施し、六・八%を限度とする増額は昭和五十一年一月分から実施することとしたとしております。

第一に、旧国家公務員共済組合法等に基づく退職年金等の最低保障額を恩給等の改善措置に準じて引き上げるとともに、公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金及び遺族年金につきまし

て、国家公務員組合制度と同様の最低保障額に関する制度を創設することとしたとしております。

第三に、恩給公務員期間等を有する八十歳以上の老齢者に支給しております年金の額につきまして、恩給等の改善措置に準じて、その年金の基礎となつている恩給公務員期間等の期間で退職年金を受ける最短年金限を超える年数に応じて割り増しをして支給することとしたとしております。

このほか、国家公務員共済組合制度の改善措置に準じて、廃疾年金を受ける権利の消滅に関して制度を改善すること等の措置を講ずることとしたとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(加藤武徳君) 以上で七案の説明は終わりました。

○委員長(加藤武徳君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお詫びをいたします。

恩給法並びに共済年金二法、三案審査のため、本日の委員会に元日本赤十字社看護婦岡松八千代君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは、ただいま趣旨説明を聴取いたしました七案のうち、まず、恩給法等の一部を改正する法律案並びに共済年金法の一部を改正する二法案、この三法案を便宜上一括して議題といたします。

これより参考人の御意見を伺います。

この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中で御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

参考にいたしたいと存じます。

初めに十分程度御意見をお述べいただき、その後各党の四人の委員の方が質疑を行いたいと、かように考えておりますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、参考人の意見を聴取いたします。岡

松八千代君。

○参考人(岡松八千代君) 岡松八千代でございます。住んでおるところは、川崎市川崎区櫻町三一一五ーでございます。

私は、元日本赤十字社の看護婦として大東亜戦争のときに召集になった者でございます。自分の経歴を申し上げて大変おこがましいようござりますけれども、私は戦争のころすでに結婚していました。子供が二人おりましたので、何回か召集と言わされましたけれども、その都度お断りしてまいりましたけれども、どうしても戦争の十五年、十六年になりますと学校の先生が足りなくなつてしましました。で、名目は学校看護婦として勤めるように言われまして、高知県幡多郡奥内村の小学校に学校看護婦として十六年の四月から十八年の八月まで、召集になるまで勤務いたしました。

それで十八年の八月になりまして電報で召集令状が来たんです。でも私は子供が二人あるし、現在学校に勤めておるからお断りしましたのですけれども、二回目の電報が参りますし、それから、それが前になつてドラムかんの水抜きもしました。そうして、二十一年の春になつて緑の芽が出たときには、私たちたはタンボボの葉もとりました。でもその青い葉っぱをとつたのは自分たちが食べるんじゃないんです。寝ている患者さんに青いものを

の当時反動と言われました戦争に反対する思想があるんじゃないかというように憲兵も調べに来たそうでございます。それは後でわかつたことなんですね。されども、それから町役場からは兵事係の方が家族の説得に来まして、いやおうなしに十八年の八月、子供を残して私は召集になりました。

そのときはどこに行くかわかりませんで、高知を出發いたしまして、大阪の日赤に参りました初めて満州に渡るんだということを言い渡されました。

私だけじゃなく、そのときに三百八十人ぐらいおりました看護婦さんは、皆それぞれ、本当に自分で戦争に参加するんだという気持ちで参加した人もいらっしゃると思いますけれども、家庭を持つた者は皆何とかして早く帰さしてほしいといふだけを願つておりました。

二年という約束で参りましたけれども、二十年の八月に終戦になつてしましました。終戦になりました。八年間は、日本の兵隊さんの傷病兵がいま、したので、仕方なくというんですか、やむを得ず牡丹江とハルビンの病院で日本の傷病兵の看護をしまして、二十一年の八月、その傷病兵の方が日本に引き揚げるとき、内地還送になるときに、当然私たちも帰さしてもらえると思って荷物をまとめてました。子供が二人おりましたので、何回か召集と言わされましたけれども、行く先は別々でした。日本の傷病兵を護送するのは軍隊の衛生兵さんばかりで、私たち看護婦は技術者として、いまの新中国、当時八路軍——八路軍と言つておりますが、めたんですけれども、行く先は別々でした。日本で一貫して日本の軍属として向こうでは取り扱われてきました。それでいいよん苦労もしました。その二十年八月終戦になりまして二十一年までの一年間は、ソ連から食べるものをもらいましたけれども、食へたものは私たちコウリヤンと大豆でした。そして木もないんですね。木もないんで大きな原木を兵隊さんがひくときには、看護婦がこのくらい幅の広いのこぎりの相手になつて、こうしてまきをひくんです。木をくむときには、兵隊さんが後ろで、山に登りますので私たちが前になつてドラムかんの水抜きもしました。そ

うして、二十一年の春になつて緑の芽が出たときには、私たちたはタンボボの葉もとりました。でもその青い葉っぱをとつたのは自分たちが食べるんじゃないんです。寝ている患者さんに青いものを

省から雇われている看護婦さん、私たちたは日本赤十字社の召集ですけれども、日本赤十字社も日本の陸海軍からの要請があつて召集したんだそうです。だから当然私たちたは、陸軍病院に勤める者は陸軍、海軍病院に勤める者は海軍の所属だったんですね。というのは、私たちたはこういう召集令状をもらいました。兵隊さんは赤紙です。でも看護婦の場合はピンクです。いまこれはコピーにとってありますから黒く写っておりますけれども。

それから、虎林の陸軍病院に参りますと、すぐ陸軍読法の式といらものをさせられましていやおうなく軍属として待遇させられました。これはそのときの書類でございます。それから陸軍病院の看護婦さんと同じように勤務をしておりましたので、その抑留中に亡くなりました私たちの同僚は、帰つてきました私たちの報告等いろいろあります。家族の方は遺族年金をいただいております。私たちたは陸軍の病院から渡されたものは青酸カリだつたんです。この方は青酸カリを飲んで自殺をしたんです。

そういうふうに、私たちたちは召集になつて帰るまで一貫して日本の軍属として向こうでは取り扱われてきました。それでいいよん苦労もしました。戦争の直後、兵隊さんは刀をもつて割腹しました。私たちたちは陸軍の病院から渡されたものは青酸カリだつたんです。この方は青酸カリを飲んで自殺をしたんです。

そういうふうに、私たちたちは召集になつて帰るまで一貫して日本の軍属として向こうでは取り扱われてきました。それでいいよん苦労もしました。その二十年八月終戦になりまして二十一年までの一年間は、ソ連から食べるものをもらいましたけれども、食へたものは私たちコウリヤンと大豆でした。そして木もないんですね。木もないんで大きな原木を兵隊さんがひくときには、看護婦がこのくらい幅の広いのこぎりの相手になつて、こうしてまきをひくんです。木をくむときには、兵隊さんが後ろで、山に登りますので私たちが前になつてドラムかんの水抜きもしました。そ

ば、私も私と出でてくる方はまだいると思います。
○戸塚進也君 参考人、意地の悪いお尋ねだといふうに決してとらないでください、善意でお尋ねするわけですから。

お話を伺つてまして、たとえば日赤関係だけではなくてそのほかの——私はまあ戦後つ子でござりますから、その当時まだ五つぐらいでございますからよくわかりませんので教えていただきたいのでございますけれども、そうした看護婦さんの資格をお持ちになつて、そしてまあピンク色の召集をもつて、そして南方や北方へ出かけられたという、いわゆる民間の看護婦さん的な方はなかつたんでございますか。それはどんなふうでございましょう。

○参考人(岡松八千代君) 民間から直接行く人はありません。ただ、自分が志願をしてしまって、陸軍省に雇われて、當時、陸軍看護婦、海軍看護婦といふ名前で、日赤の卒業者もあれば大学の卒業者もいろいろあると思いますけれども、そういうふうにして陸軍省に直接雇用された軍属の方は陸軍病院にも海軍病院にもいました。でも、その方の数が少なくてとても傷病兵の看護ができないということで、陸軍省、海軍省の要請がありまして日赤は私たちを召集したのです。

○戸塚進也君 そうすると、ただいまお話をあつたような、先ほど参考人がおつしやつたような方ですね、そういう方は恩給対象には現になつておりますか。

○参考人(岡松八千代君) 私は、個人一人一人は存じませんけれども、いま日本にある法律の解釈ではその人たちは当然恩給をいただいています。

○参考人(岡松八千代君) では、もし参考人のようなケースの方々が恩給対象として認められたと仮定いたしますと、具体的にどのような、参考人として救済措置が講ぜられるのか、御存じの限りでひとつ教えていただきたい。つまり、現状では非常に不利な扱いになっていると。ですから、それがもしこうした対象になつておればこのくらいの国から恩

給がもらえるんだけれども、それがもらえないとか、何かそういう不利になつてある点があるわけですね。その点でおわかりのことがありましたらちよつと。

○参考人(岡松八千代君) どのくらいと言いまして、これは金高ですか。

○戸塚進也君 ええ、まあ私のお尋ねの仕方が悪かったかもしませんが、要するに、精神的な面で、こうした御苦労なつたんだから、そういう方に対しては当然こうした恩給対象ということでも教科にならうかと思うのでござりますが、いかに認めてほしいという、そういう気持ちも十分わかるわけですが、同時に、やはりこれは、まあ金錢と云つてはおかしいですけれども、経済的にも教科にならうかと思うのでござりますが、いま御計算なすった限りにおいて、何か特別そういう救済ができますか。

○参考人(岡松八千代君) 私はその金額はわかりません。ただわかつているのは私たちが外地で勤めた年数だけなんです。年数によって恩給は加算されると聞いておりますので。私たちのいま認めてほしいと言つているのは、外地は外地の計算、抑留期間も。個人で恩給願を出した方には、八年満州にいながら一年しか數えられなくて却下になつた看護婦さんもいます。その方は婦長として行つたんですから判任官なんです。判任官の方でも、八年の抑留期間が一年に數えられたんでは恩給の対象には全然ならないということで、厚生省から却下された方がいらつしやいます。そういうふうに、私がいま申し上げたいのは金高とかいうのじやなくして、ただ年数を加算するものは加算してほしいし、正当に軍人さん、陸軍の軍属さん、海軍の軍属さんと同じように、男であるからこれだけに數えよう。日赤の看護婦さんは女だからこそ同じようにしてきました私たちですから、当然同じように年数を計算してほしいと思ひます。

○参考人(岡松八千代君) それからですね、私たちが舞鶴へ帰つてきました船をおおりましたときましてそれが変わつてくるんじやないかと思ひます。

○戸塚進也君 では、もし参考人のようなケースの方々が恩給対象として認められたと仮定いたしますと、具体的にどのような、参考人として救済措置が講ぜられるのか、御存じの限りでひとつ教えていただきたい。つまり、現状では非常に不利な扱いになっていると。ですから、それがもしこうした対象になつておればこのくらいの国から恩

給がわかれました。最後にお尋ねいたしたいのでございますが、今までに、たとえば何か一時金といいますか、何かの形でのそうちした公のお金をもらわれたことがありますか。

○参考人(岡松八千代君) ちよつと。

○戸塚進也君 もしお差し支えなかつたら、現在の生活費ですね、当然やはり御生計立てていらっしゃるわけでござりますね、お子さんも大きくなられたと思ひますけれども、現在の岡松参考人の置かれた経済環境、これをお差し支えなければ教えていただきたい。それで終わります。

○参考人(岡松八千代君) 私自身は現在川崎に住んでおります。いま団地ですから家賃は一万円なんです。それで、残して行きました子供二人は大きくなりましてそれを結婚しております。で、いまのところは私は勤務はしておりません。仕事をしておりません。

○戸塚進也君 それから、私は戦後帰りました。高知県の宿毛の県立病院の総婦長として六年間勤務しました。そのときに、日赤の看護婦として召集になつたのは恩給の対象にならないと言わされましたので、二十年になつて、これからあと十四年の勤務はなかなかできないなと思いまして、宿毛の県立病院はやめてしましました。だから、現在は年金といふんですか、国民年金、十年、それも私は知りませんでした。仕事をしておりませんからわかりませんで、川崎市の市の便りで、いま一括して納めればこの年の人でも十年の年金になりますよつていう市のに便りを見ました。それで、あわてて市役所へ行きまして、お願ひしてその手続をさせてもらいましたので、満六十五歳になりますと、来年からですか、一万八千円とかいただけるそうでござります。いまのところ、私自身の生活は何とかできております。

○戸塚進也君 わかりました。

○参考人(岡松八千代君) 先ほどの一時金のことは……。

○参考人(岡松八千代君) それからですね、私たちが舞鶴へ帰つてきました船をおおりましたときましてそれが変わつてくるんじやないかと思ひます。

○戸塚進也君 わかりました。

それから高知に帰りました。私は所属が高知支部の日赤でございましたので、支部にございさつに行つたときに日赤から一万円いただきました。それで、その後、外地からの一般の引き揚げ者と同じように、二万円の十年間に支払われる国債と、五万円の十年間に支払われる国債とを二回いただいております。だから、都合九万なんですね。まだその五万はもらつてある途中で九万にいつてなにでありますけれども、十年間働きまして九万円なんです。

○戸塚進也君 全部でもうそれだけですね。

○参考人(岡松八千代君) はい、もうそれだけしかございません。

○戸塚進也君 はい、わかりました。

○参考人(岡松八千代君) 参考人に二、三お尋ねをいたしましたけれども、いまいろいろお聞きをいたしますと、あなたの方の身分ですね、形は日赤の看護婦ということになつておつたわけだけれども召集以後は、陸軍省の何といいますか、直轄といいますかの看護婦あるいは海軍省直轄の看護婦と全く同じであります。

○参考人(岡松八千代君) そうです。

○片岡勝治君 軍に配属をされた場合にね。

○参考人(岡松八千代君) はい。

○片岡勝治君 つまり、指揮命令というものは全部軍の方でやつてきたというふうに考えてよろしいですか。

○参考人(岡松八千代君) はい。

○参考人(岡松八千代君) 私たちが虎林の陸軍病院に配属になりましたときに、軍属統法の式といふものをしましてからは、前からおりましたその陸軍の看護婦さんと同じ命令系統で働いてまいりました。

○参考人(岡松八千代君) それから、一般的の日本の中国にいた軍人というのは比較的早く帰国できたわけですね。その後軍人は日本にどんどん復員をしたのに、看護婦さんだけ残されたということについて、まあそれで大変長い間御苦労されたわけでありますけれども、当時中国のいろんな思惑から看護婦さんだけ——これは看護婦だけじゃなくて、大体技

術者という人は普通の人でも残されたようありますけれども、その辺のいきさつがもしわかれれば、どうして看護婦さんだけ残されたのか。さつきちょっとお話をあつたんですが、それ以上のことはわからないということであればそれでいいんですけどね、どうして看護婦さんだけ残されたのか。

○参考人(岡松八千代君) 先ほども申し上げましたとおりに、私たちが考えますには、その当時、中国の医療体制ができていかなかったから私たちが残されたのじやないかと思いますけれども、私たちが残りたくて残ったんじやなくて、やはり軍部の上層の方の話し合いじやないでしようか。そういうところのいきさつは全然私たちには聞いておりませんし、そういう、何というか、話し合いがない場合には多分帰れたんじゃないでしようかね、一般的の難民の方は帰れたんですから。その難民の中にも、やはり看護婦さんもいます、お医者さんもいたはずなんですね。溝赤という大きな病院もありましたから。そういうところを見ると、やはり私たちに向こうの医療体制のお手伝いをするために残されたんだじやうか、それとも悪く考えますと、召集になるときには日赤が召集したんだから、帰るときも日赤が連れて帰ればいいと思つて日本の陸軍は私たちを中国に置いたのかわからりません。そことこころは全然私たちのような者には定かでありません。

○片岡勝治君 あなたの方から国会の方に請願書が出来まして、私も私なりに若干調べたんですけど、こうことは御存じですか、つまり、日本赤の看護婦で帰国してから公務員になつた者は、まああなたに仮に例をとれば、十年間向こうにおまつけれども、帰国して公務員になつた者は、その十年間といふものが恩給なり年金なり計算されて、その恩給、年金が支給されているということは御存じですね。

○参考人(岡松八千代君) 全然そういうことは私たち知りませんでした。ただ、私が宿毛の県立病院をやめますときに問い合わせましたのは、県の

厚生課なんです。厚生課に問い合わせますと、日本赤十字社の看護婦は対象になつてないから、いまの恩給法には入りませんよというふうに言わされましたんだけれど。で、その後追求すると

ころもわかりません、どういうふうにしていいかわからぬので、そのままになつております。それから、ちょっと答えと外れるかもわかりませんけれども、その後、私の知つている範囲内で

国家公務員になつた人が何人かいらっしゃいます。で、みんな総婦長とか部長とかですので、当然技術者として雇われていましたので恩給の対象になつているはずなんですが、やめるときになつているはずなんですが、やめるときには、それでは日赤に勤めたものがその自分の年数に加算されているかというと、だれも加算されないでいます。日赤は軍属から外されてしまうから、

届けを出そうと思って尋ねいくと、厚生省に電話をかけて聞いても、そういう中にはあなたたちは入りませんよと言われるそうです。だから仕方は入つませんよと言われるそうです。だから仕方はもう一年勤めようかなつて話しております。

○片岡勝治君 大体わかりました。あなたの請願の趣旨というのは、現実に陸軍省の看護婦と同様に、軍属として直接外地に派遣をされてしまうと、軍属として終戦後も長い間現地に勤めながら、この間の政府の配慮によつて年金なり恩給なりの資格があるのではないか、その点を考慮してくださいと、こういう請願の趣旨だらうと思いま

すが、そういうふうに理解してよろしくござりますね。

○参考人(岡松八千代君) はい、そうでございま

す。

それからたつた一人、十七年間国立病院の総婦長をしておりまして、何というんですか、血圧が

高くなり、それで体が動かなくなりまして、普通言葉ロイマチスですか、そういうふうになりまして、十七年間勤めて休職をするか退職をするかと

言われた人が一人いるんです。そのときに教えてくだされたのが、いま病気になつていて、向こうにおるときの年数を何年か足してもらつて二十年になつて恩給をもらえる制度がありますよと教え

てもらつて、もらつたという方が、森松子さんといふ香川県にお一人住まつていらっしゃいます。

私の知つている範囲内ではその方だけございまして、帰ってきてから国家公務員になつても全然勤めております山崎近衛さんといふ方、その方も

婦長として満州に行つたんです。私たちと同じように十年間向こうにいたんです。こちで十九年になります。来年になりますと二十年になつて恩

給になるけれども、この間話しておりましたので、

こういう制度があるそらですよと私が言いました

ら、それは何回も話したんだけど、恩給の対象にはならないと受け付けてもらえないのよと言つた。それで、そこら辺の説明がまずくて、ちゃんと勤めなければ現実に恩給をもらえるようになつてあるはずなんですね。そこら辺の非常に説明の仕方やあれがまずいのですから、行き違ひもあつたんだろうと私は思つうんですけども、これで、三万人以上もいるそらでございませんから、非常に重要な問題だと思いますし、引き揚げてきました後の、いわゆる皆さんに対するいろいろな説明がありますね、そういうものの中で、こういうふうな、たとえば引き続き地方公務員として病院に勤めれば恩給の加算になるんだとか、あるいは一人二人の問題じやございませんで、実際は相手ももう一年勤めようかなつて話しております。

○片岡勝治君 大体わかりました。あなたの請願の趣旨というのは、現実に陸軍省の看護婦と同様に、軍属として直接外地に派遣をされてしまうと、軍属として終戦後も長い間現地に勤めながら、この間の政府の配慮によつて年金なり恩給なりの資格があるのではないか、その点を考慮してくださいと、こういう請願の趣旨だらうと思いま

すが、そういうふうに理解してよろしくござりますね。

○参考人(岡松八千代君) はい、そうでございま

す。

○片岡勝治君 結構です。

○参考人(岡松八千代君) 大体趣旨は、先ほどから同僚議員から質問ございましたのでよくわかりました。それで本当は、きょうはこの後、それぞれ省庁の関係者に来ていただいて詳細質問はしたいと思いま

す。それから、私たちも大体の名前で政府の方に文書でもう質問主意書を出してありますので、その答弁もこの土曜日に出るそらでございまます。

私は戦争はいやだからっていうことで、それに子供がありますし、皆さん、私自身もそうですが、誰も皆病気を持って帰つたんですね。戦後衛生状態の悪いところで働きましたので、私自身も心臓、肝臓、腎臓といふような病気を持って帰つましたので、その方からは舞鶴で聞きました。でも私は戦争はいやだからっていうことで、それに話を聞いたことないです。

○参考人(岡松八千代君) 舞鶴へ帰りましたとき

に、自衛隊に入らないかと、というのは私たちの先輩の吉田さんという方が自衛隊にいらっしゃいましたので、その方からは舞鶴で聞きました。でも私は戦争はいやだからっていうことで、それに子供がありますし、皆さん、私自身もそうですが、誰も皆病気を持って帰つたんですね。戦後衛生状態の悪いところで働きましたので、私自身も心臓、肝臓、腎臓といふような病気を持って帰つた。みんな黄色い顔をして、栄養失調がちょっと治つたかなあと、うような形でみんな帰つてきたものですから、いますぐ、日本の看護体制がわからな

いのに、十年間もブランクがあるんです。看護体制がわからぬのに、ただ、中国から帰つてきましたから、免状があるから働きなさいじや、私はち納得いく仕事ができないからお断りしますと、私は断つて、それで帰つてから三ヶ月ぐらい、親戚に病院がありますのでそこで療養させてもらいました。後、徳島大学で三ヶ月勉強させてもらいました。それから宿毛の県立病院に入りました。

そのときには何もだれからも聞かしてもらえませんでした。私自身が満州から帰つてきて仕事をして扱われていると、こういうふうに言うておるわけです。事務当局。そこら辺の説明はちゃんとしたかどうかということは、これは問題があるわけですね。岡松さんの場合はそこら辺のところについては、説明なり何なり、あるいは現実

に私たちの後輩の方がいらしたんですね、その方が連絡してくださいましたり、それから徳島の大学に私たちの先輩がいましたので、遊んでいるんだつたら勉強しないかといつて教えてください。徳島の大学に勉強に行かしてもらいました。そういう説明というものは聞いたことはございません。まあ、私たち自身が勉強不足で聞きに行かなかつたのが悪かったと思うんですけれども、全然そういうことはありません。それから、私自身は引き揚げ者のあれとかいう方に入っておりませんでしょから、そういう詳しいことがわかつておらないんです。

○喜山昭範君 その実情はよくわかりました。

それで、舞鶴で聞いた話というのはどういうふうな話ですか。要するに、公務員にならないかとか、あるいは病院に勤めないかというような話を聞いたわけですか、舞鶴での話ですね。

○参考人(岡松八千代君) 舞鶴へ帰りましたときには、個人個人の面接でございまして、ただ、自衛隊に入れば国家公務員になるということは私たちは知りませんし、国家公務員になれば引き続ぎ恩給の対象になるんだよという、そういうような説明は何にもございませんでした。ただ御苦労さまでしたの一言で終わってしまいましたので、そういう話は聞いておりません。

それから、趣旨はちょっと違うかもわかりませんけれども、いまの日本の法律では、帰ってきて病気になつた人には傷病恩給がありますよといつて一項があるそうですけれども、現在、私たちと一緒にを行つた方で、三十七個も体の中に散弾を背負つている人がいたんです。それで、手足のよくな取れるところは全部散弾を取り出しました。でも、頭に当たっているのは取り出せないところなんだそうです。それで、その鉄砲の弾が視神経を圧迫しております。いま全部になつている人がいるんです。氣の毒だというのです皆さんでお世話を立てているようです。いま、手続はしましてもう大分になるんですけども、恩給になるともな

う方、つまり家庭を持っていて乳飲み子を持つておられる方もおるだろう。お子さんを置いて出てきた方はさっきの三百八十人の中で何人くらいたか、もしわからば。

○参考人(岡松八千代君) 私の知っている範囲内では三名なんです。乳飲み子じやなくて、一人は一歳私の子供よりも大きい子供さんを二人残していらした住友久寿江さんという方、いま東京にお住まいござりますけれども、その方は病院船に一年間召集になりました、それで帰ってきて就職して、少しなれたなと思つたらまた召集になりますして、一年間召集になったわけですね。それで今度帰つてきてまた病院に勤めて、少しなれたなと思つたらまた召集になつちやつた。それじゃそのまま休職にできるような病院に勤めたかといえど、そうじやないんです。あの当時は看護婦の身分が保障されておりませんでしたので、たとえ召集であつてもその病院は全部やめさせられて行つたわけなんですね。で、その住友さんという方も、帰つてきました私と同じように高知県の中村の県立病院の総婦長として勤めました。でも、日赤が加算にならない恩給だったので、年齢が来てしまいまして、病院をやめさせられました。やめたんですね。それでいま東京に住まつておりますけれども、本人が七十歳、御主人が七十六歳、御親戚の方が経営しておりますマンションの管理人として入っています。まことに家賃は要りません。それから病気をしましても医療費は要りません。でも、二人ともいま病気なんですね。住友さんはコルセットをしております、脊髄が悪くて。御主人も悪いんです。同じような病気ですので、もう管理人の職もできないから、今度都営住宅に入れに行きましたときに、何とか家賃が一万二千円だということをいたぎたい、老人の都営住宅があるということですね。住友さんも私と同じように年がいっておりますので、国民年金を納めていなかつたんです。だから、その方は福祉年金しかもらえない

お二人で二万四千円ですね。その中から、もしかつたとしたとしたら一万二千円の都営住宅の家賃を支払って、一万一千円で食べていかなければいけない。本当にお氣の毒だと思いました。こういう人もいらっしゃいますし、それから内地勤務ですけれども、生後三ヶ月の赤ん坊を連れまして、召集になつたときに、子供が生まれて間がないし、私もまだ体が十分でないからと言つて日赤にお断りをしましたときに、日赤は、三ヶ月すれば、分娩は病気でない、正常なはずだ、だから子供を連れて召集になつて行きなさいと言われまして、仕方なく家から子守を連れて病院の近くの家を借りて、それで三人で住まつて、自分は子守さんに子供を預けて病院勤務をしました。これは内地勤務なんですかけれども、そういうように、子供があるうとなかろうと、現在まだ分娩三ヶ月のような看護婦さんも連れていかなければいけないほど看護婦さんはその当時から足りなかつたわけです。

○内藤功君 もう一つだけ伺います。

あなたが、そうすると、宿毛の県立病院をやめられたときの一時金というのは、これはさつき金額言わされましたか、そこで動かれた六年間の分だけということですね。

○参考人(岡松八千代君) はい、さようござります。

○内藤功君 あなたの方の気持ちとしては、非常に御苦労された外地での抑留期間というもの、これが全然全く無視されているという点について、法的な措置というものを強く求めている。これが一つだと伺つていますね。

○参考人(岡松八千代君) はい。私は、その終戦前二年学校看護婦として勤めたのも、全然私たちにはそういうものが対象になるとはわかりませんでしたのでそのままでございます。それから、帰りまして宿毛の県立病院に勤めました六年間も恩給の対象にならないと言われまして、一時恩給はもらいました。そのときの恩給は、もらった金額は二十万円でした。そういうふうにして、そのとき

も私は高知の県の厚生課に聞きましたし、それから厚生省にも、私は存じませんけれども、知っているという人がありまして、厚生省に尋ねてもらったのです。こういうケースは恩給にならないんだろうか、そしてあと何年ぐらい勤めたら恩給になるんだろうかと聞き合わせをしてもらいましたら、日赤の看護婦さんは恩給になりません、全然いまの国の法律では対象になつておりませんから、二十年勤めないと恩給になりませんよと、三十六年のころ言われました。その後、いま先ほど申し上げました住友さんは、三十八年にやめておりますけれども、その方もそういうふうに言われたそうでございます。

○内藤功君 私どもの方でも、神奈川県から出ておる中路議員などが、衆議院で質問その他で取り上げております。全国で、私どもの調べでは、日赤の看護婦さんで戦争中召集された方が三万三千五百人ぐらいいるという数字をつかんでおります。これは、一つの会をまだつくるまでには至つていのだろうけれども、あなたの周りには何十人かの人があつまっていますね。いろいろ法律上の解説ではむずかしい点があると思いますが、ひとつしっかりと団結をしてがんばってください。

私の質問は以上です。

○委員長(加藤武徳君) 他に質問ありませんか。——他に御発言もないようありますから、参考人に対する質疑はこれで終了いたしたいと思います。

参考人におかれましては、お忙しい中を来ていただいて、貴重な御意見まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

それでは暫時休憩いたします。

午後七時四分開会

○委員長(加藤武徳君) ただいまから内閣委員会を開きます。恩給法等の一部を改正する

法律案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧會政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、國家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、以上七案を便宜一括して議論といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○片岡勝治君 私は、恩給、年金関係について若干の質問をいたしたいと思います。

これは、

一つの会をまだつくるまでには至つていのだろうけれども、あなたの周りには何十人かの人があつまっていますね。いろいろ法律上の解説ではむずかしい点があると思いますが、ひとつしっかりと団結をしてがんばってください。

そこで、この恩給、年金に対する今後の方針について関係大臣の決意といいますか、見解を承りたいと思うわけであります。第一は、まず最初に、来年度予算要求というものがすでに各省庁から出されるとおもいますし、この臨時国会が終われば予算編成という時期になるわけであります。そこで、当然この恩給、年金関係、特に恩給についてはこの予算編成非常に重要なかわり合いがあるわけありますから、恩給担当の総理府として、次年度の恩給に対する、当然その改善でありますけれども基本的な考え方、あるいは具体的にどういうふうにこれを改善していくか、その方針についてお尋ねしたいと思ひます。

午後一時二十五分休憩

すが、すでに御決議などござりますように、まだいろいろな問題点が残されております。したがいまして、五十一年度の概算要求に当たりましては、本年度の改定分につきましてはこれを除くことにして、「五%増の要求をする」という財政当局側の御配慮もございまして、したがって、私どもいたしましては、他の施策に比べまして前向きに取り組みながら要求をいたしていところでござります。すでに、懸案の事項でございまして恩給額の調整に当たりましての一連のアップをやめて、上薄下厚の方式を取り入れるべきであるという点につきましては、私どもいたしましては五十年度におきましても一つの案を立てたわけですが、不備があるという点もございましたので、改めて今回は公務員給与の改善傾向の分析結果に基づきまして、仮定俸給の増額を上薄下厚で行つて、くというような要求をいたしております。さらにまた、最低保障の改善につきましても、六十五歳以上あるいはその未満につきましてもそれぞれ増額を図つているところでございまして、さらにもう、いわゆる歎症妻と呼ばれます、從来から御要求のございます扶助料を支給されていない傷病年金等の受給者の遺族に対する年金の支給といふ点につきまして新しい要求をいたしているのでございます。あるいはまた、この委員会でも御指摘がございましたが、女子公務員の夫に対する扶助料の支給条件の緩和、すなわち妻と同一条件にするという点につきましても要求をいたしているところでござります。

なお、扶助料の改善につきましては、これはまだ最終的に案は固まっていないのでござりますが、各種年金の改善措置とこれら合わせながら要求をしてまいりたいと存じております。なお、この分につきましての所要額は一五%以内でおさまるようになります。

○國務大臣(橋木光教君) 本年度の改定につきましては、ただいま御審議をいただいているとおりでございまして、昨年度に比べまして大幅な改善が行われたというふうに考へておるでござります。なお、実施時期につきましては、一ヶ月の繰り上げを実現をいたしたい。年度当初からといたる御

すが、すでに御決議などござりますように、まだいろいろな問題点が残されております。したがいまして、五十一年度の概算要求に当たりましては、本年度の改定分につきましてはこれを除くことにして、「五%増の要求をする」という財政当局側の御配慮もございまして、したがって、私どもいたしましては、他の施策に比べまして前向きに取り組みながら要求をいたしていところでござります。すでに、懸案の事項でございまして恩給額の調整に当たりましての一連のアップをやめて、上薄下厚の方式を取り入れるべきであるといふ点につきましては、私どもいたしましては五十年度におきましても一つの案を立てたわけですが、不備があるという点もございましたので、改めて今回は公務員給与の改善傾向の分析結果に基づきまして、仮定俸給の増額を上薄下厚で行つて、くというような要求をいたしております。さらにまた、最低保障の改善につきましても、六十五歳以上あるいはその未満につきましてもそれぞれ増額を図つているところでございまして、さらにもう、いわゆる歎症妻と呼ばれます、從来から御要求のございます扶助料を支給されていない傷病年金等の受給者の遺族に対する年金の支給といふ点につきまして新しい要求をいたしているのでございます。あるいはまた、この委員会でも御指摘がございましたが、女子公務員の夫に対する扶助料の支給条件の緩和、すなわち妻と同一条件にするという点につきましても要求をいたしているところでござります。

なお、扶助料の改善につきましては、これはまだ最終的に案は固まっていないのでござりますが、各種年金の改善措置とこれら合わせながら要求をしてまいりたいと存じております。なお、この分につきましての所要額は一五%以内でおさまるようになります。

○國務大臣(橋木光教君) 大蔵大臣、私の要求した内容をオーバーして御答弁があつたんですねけれども、まあそれはそれとして、こうした社会保険制度あるいは福祉制度そのものは、概して、これは日本だけじゃなくて、世界の歴史を見ても景氣のいいときには前進はしていないのです。むしろ景気の悪いときに、こうした谷間といいますか、そういうものが非常に顕著に出でてくる。つまり、年金受給者、恩給受給者というものは、こうした不況あるいは物価高のときは非常に生活が直接大きな打撃を受ける。したがってそれに対する改善の要求

の運動が高まる。したがって政府もそれにこたえていく。したがって、世界の社会保障の制度はいつできたかというと、非常に好況のときにできたんじゃないなくて、むしろそうではないときに前進をしている。ということは事実としてあらわれているわけです。ですから、私はこの不況の時期にこそ、そうした谷間というか、谷間と言つちゃ失礼であります。ですが、言うところの弱者の生活をどうやって見ていくか。こういう時期にこそ本当に正しい姿を見きわめて、これに対する改善といいますか、社会保障制度の前進を図ついくべきだ。その実はいい機会でもあるという認識もぜひ大蔵大臣に持つていただきたい。そういう点で私はいま質問したわけあります。

そこで、総務長官のお答えについて、私もおおむね本院の決議事項に従つて要求されているということについて敬意を表します、率直に言つて。ただ、全般的に結構なんですけれども、われわれの決議の内容を見ますと、改定の時期は年度の初めにしなさいということですから、この四月から始めたとしても一年おくれですね、公務員の賃金引き上げに対して。十二ヵ月おくれになるわけですよ、それでも。ですから、こども一ヵ月繰り上げて八月、来年は七月と。この分でいくと四月までには何年かかりますか。あるいは、さらに一年を取り返すには十二年かかるということですか、これは大変なことです。ちょっと総務長官の要求も、余りに謙虚、遠慮し過ぎているんじやないか、たった一ヵ月ですから。私はそういう点、ちょっと不満なんですね、その部分については。

あとは、そのほかいろいろありますけれども、ぜひ内閣委員会のみならず、衆議院においては大蔵委員会等で恩給、年金に関する改善についての決議がたびたび繰り返されておるわけでありますので、先ほど申し上げましたような趣旨、つまりこの時期にこそ、本当に社会保障制度の前進という観点に立つてこの改革をしていただきたい、このことを要望しておきたいと思うわけあります。

それからもう一つ、先ほど関係の大臣にも列席の上でお聞きになりました日赤の看護婦さん、特に戦争中全く軍人と同じように召集になつて戦地で軍属として働き、しかも長い間抑留され、それも単なる捕虜生活ということじゃなくて中国の病院に勤務をする、そういう活動をしてきたわけあります。これに対して、たまたま帰つてきて公務員になった者は救われている。純粹に軍属であった陸軍省看護婦あるいは海軍の看護婦さんは、これまで旧令の年金で救われている。そうでない、帰つてきて民間の病院にいた、あるいはそのまま家庭に入つた、そういう人たちだけがいま取り残されておるわけですね。先ほど皆さんもお聞きになつたように、実情を聞いてみればやっぱりこれは国として何らかの長い間の苦しみに対しても救いの道といいますか、慰めの道といいますか、そういうものをとるべきだらうと私たちは感じるわけなんです。率直に言つて、いろいろむずかしい問題も私たち知つております。しかし、顧わくばひとつ前向きの姿勢でこの問題について何らかの解決といいますか、打開策をぜひ講じていただきたいと、これについて関係の大臣のお答えを願いたいと思うわけであります。

○國務大臣(植木光教君) 恩給の性格につきましては、片岡委員もう十分御承知のところございまして、公務員を対象とした年金制度であるといふことは明白でございます。したがいまして、陸海軍の時節衛生勤務に服した者であるといましに限りませんが、古くて新しい問題として取り上げられたわけでございますので、いま御指摘のように今後の課題といたしまして検討をさしていただきたいと存じます。

○國務大臣(植木光教君) 従来の経過も私十分承知いたしております。恩給局内部におきましてもいろいろ苦心をしておるところでございます。きょうまたこの問題が、古くて新しい問題として取り上げられたわけでございますので、いま御指摘のように今後の課題といたしまして検討をさしていただきたいと存じます。

そういうことで、われわれといたしましては、まず前提条件といたしましては、予算定員といふものは、これは現行のたてまえを堅持しつつやつて、こういうふうにやつてきた場合に、どこに問題がどう生じてくるか、というようなことを慎重に検討をしながら、方針をだんだん煮詰めてまいりたいという考え方を持っておるわけでございます。そういうことで、具體化の時期といふもので、先ほど申し上げましたよろしくお聞きなさいでございました。ただ、大変困難なことであることを直接耳にいたしておりまして、私も心情的に今までございました。先ほどここで御陳情のお言葉を聞いて理解をし、御同情も申し上げるところがございました。ただ、大変困難なことであることは御承知をしておるところでは、関係職員団体等との協議によって昭和五十一年当初から試行に入つて、こういうふうに伺つておるわけあります。私の承知をしておるところでは、関係職員団体等との協議によって昭和五十一年当初から試行に入つて、こういうふうに伺つておるわけありますけれども、この試行の計画がいままで例を挙げましても多数でござりますから、御承

知のとおりでございます。ただ、何かの形で処遇ができないかどうかということにつきましてはひとつ研究をさしていただきたいことにさせていただきます。現在の恩給制度のたてまえから言つたまゝならば、重ねて申し上げますけれども、きわめて困難であるとしか申せないというような状況なのでございます。

○片岡勝治君 これは、前にもこの国会で問題に供せられていろいろ質問を行われております。なお、公明党さんからも文書質問がされて何か近く回答が出るという話をちよっと聞いたわけです。が、前に国会で問題になつたときも、政府として検討しましようという速記録が出ておるわけですか。むづかしい問題であるということは私も十分承知しておりますけれども、しかし、実情を聞いてみれば、これは救うべき対象であろうと私たちは考えるわけであつて、前国会の答弁よりも後退したような答弁では私たちちょっと納得できません。ひとつ前向きで検討してもらいたい。このことを再度申し上げて、もう一度大臣お答えいただきたく思います。

○國務大臣(植木光教君) 従来の経過も私十分承知いたしております。恩給局内部におきましてもいろいろ苦心をしておるところでございます。きょうまたこの問題が、古くて新しい問題として取り上げられたわけでございますので、いま御指摘のように今後の課題といたしまして検討をさしていただきたいと存じます。

そういうことで、われわれといたしましては、まず前提条件といたしましては、予算定員といふものは、これは現行のたてまえを堅持しつつやつて、こういうふうにやつてきた場合に、どこに問題がどう生じてくるか、というようなことを慎重に検討をしながら、方針をだんだん煮詰めてまいりたいという考え方を持っておるわけでございます。そういうことで、具體化の時期といふもので、先ほど申し上げましたよろしくお聞きなさいでございました。ただ、大変困難なことであることを直接耳にいたしておりまして、私も心情的に今までございました。先ほどここで御陳情のお言葉を聞いて理解をし、御同情も申し上げるところがございました。ただ、大変困難なことであることは御承知をしておるところでは、関係職員団体等との協議によって昭和五十一年当初から試行に入つて、こういうふうに伺つておるわけあります。私の承知をしておるところでは、関係職員団体等との協議によって昭和五十一年当初から試行に入つて、こういうふうに伺つておるわけありますけれども、この試行の計画がいままで例を挙げましても多数でござりますから、御承

どういう形でできているのか、この内容についてます伺いたいと思います。

○政府委員(藤井貞夫君) いわゆる週休二日制の問題につきましては、今まで二回にわたって勧告の際に触れてまいつております。本年の勧告におきましても、いまお話しになりましたようなことを骨子として報告をいたしておるような次第でございます。民間の週休二日制の実施の状況とあっては、これまで十月中旬におけるわれわれは、これまで旧令の年金で救われている。そうではない、帰つてきて民間の病院にいた、あるいはそのまま家庭に入つた、そういう人たちだけがいま取り残されておるわけですね。先ほど皆さんもお聞きになつたように、実情を聞いてみればやっぱりこれは国として何らかの長い間の苦しみに対しても救いの道といいますか、慰めの道といいますか、そういうものをとるべきだらうと私たちは感じるわけなんです。率直に言つて、いろいろむずかしい問題も私たち知つております。しかし、顧わくばひとつ前向きの姿勢でこの問題について何らかの解決といいますか、打開策をぜひ講じていただきたいと、これについて関係の大臣のお答えを願いたいと思うわけであります。

○國務大臣(植木光教君) 恩給の性格につきましては、片岡委員もう十分御承知のところございまして、公務員を対象とした年金制度であるといふことは明白でございます。ただ、大変困難なことであることは御承知をしておるところでは、関係職員団体等との協議によって昭和五十一年当初から試行に入つて、こういうふうに伺つておるわけありますけれども、この試行の計画がいままで例を挙げましても多数でござりますから、御承

まいりませんと、国民のコンセンサスも得られないと、いうようなことでござります。さらに、こゝに現実には無視はできない、ということがござりますので、その試行計画の基準案につきましては、一応のわれわれとしての旗は決めつつ、関係各省——これははからず実施をいたしますのは関係各省でございますので、関係各省なりあるいは関係の職員団体と累次密接な協議を持ちながら、現在調整をいたしておりますような段階でござります。そういうことで、もうしばらく試行計画の基準の具体的な内容というものは、煮詰めるまでに時間がかかりますということを申し上げておきたまど存じます。

○野田哲君 具体的な内容について、いま總裁の方ではもう少し調整に時間がかかるというふうに言われたわけですが、私の仄聞するところによると、一回当たり一〇%、そうして月二回、こういうふうなたたき台を持つていてるんだというふうにうようなが、一年に二回ぐらいの割合ということになりますと、これは延べにするとどうなるんですか、一人が一年に二回ぐらいの割合ということになるわけですか。少なくとも、試行ということでは、この程度のことでは私は試行ということには当たらないんじゃないのか、こうしゃぶふうに思はんです。その影響といふもの、この程度のことでは推定することができないと思はんです。これは当初の職員団体との協議の経過からすると、非常に後退をしているんじやないか、こういうふうに思はんのですが、私の具体的な内容に触れての質問、これは間違いのか、あるいはそういう方向なのか、これをお尋ねになりましたよなことを

○政府委員(鶴井眞夫君) まだ確定的な基準の内容についてはお示しをいたします段階に至っておりませんが、いまお触れになりましたよなことをを中心にして、一応のアウトラインというものを

申し上げますと、月に二回、しかもその点につきましては具体的に申して第一週と第三週の土曜日というところでいかがかというふうに考えております。
それから、試行の期間でございますが、これはやはり全省庁を一応対象として問題のあるようなところを重点にしてやつていかなきやならぬ、やつた結果の検討というものには相当慎重な対策の検討が必要でございますので、そういう点も含めらみ合わせまして、まずはさしあたっては、一応は一年ということで試行の期間を持つてまいりたいというふうに考えております。
それからもう一つは、試行をやります場合にお

これにつきましては、いま野田委員をお話しになつておきたいと存じます。これまでは職員団体側のみだけではなくて、各省庁の方でありますから、そういう程度のこととで果たしてテストと言えるのかというような点も提示されてはいるという問題もございます。したがいまして、この点についてはもう少し詰めをしてみたい。私自身は、率直に申して一割ということに現在のところこだわっているわけではありません。そこまで申し上げておきたいと思います。

○野田哲君 幸い人事院の総裁、それから総務長官、大蔵大臣と、非常に週休二日制の問題について関係のある責任者の方がそろつておりますので、大蔵大臣にひとつこの問題と関連をして伺つておきたいと思うのですが、経済情勢等についていろいろいま人事院の總裁、懸念をしておられるという見解を述べておられるわけでありますけれども、やはり、公務員が試行の段階から本格的な実施に入つていくことになる場合には、公務員だけが独走するという事情にないことは私にも十分承知をしておるわけです。社会的に、全体にこれを波及をさせていくことになれば、やはり金融機関の窓口がどうなるか、このことがやはり重要な関連を持つてくると思ひます。経済活動全体にも大きな影響力を持つてくると思いましては、いま野田委員をお話しになつておきたいと存じます。

ました。そして、その關係のもとで各省の最終機関の週休二日制問題を検討する第五部会というのを設けていただきまして、そこで御検討を煩わすことに相なっております。

一方、銀行法でございますが、これはずいぶん古い立法でござりますので、昭和二年の立法でございまして、世の中一変いたしておりますのにこういう状況なんぞござりますが、これの改正の問題はもうつとに国会からも取り上げられておったわけでございます。そこで、ことしの五月、金融制度調査会に改正を正式にお諮りをいたしたわけでござります。金融制度調査会におかれましては、今日まで五回総会を開きいただきまして、この問題の検討をしていただいておると聞いておるわけでござります。ただ、非常に経済関係の基本法規でもござりますので、私としては拙速でやるというようなことはいけないことだと思いますので、相当時間をかけて、実のある御審議をいただきたいというつもりでござります。したがつて、みつきりと御審議をいただきたいという旨で、希望いたしておるわけでござります。

いままでとりました措置といいますか、段取りはそういうことになつておるわけでございまし

そこで一番の問題は、いまお話しになりましたような、どの範囲でこれをやつしていくかということですが、これは一番重要な点としてまだ固めておりません。今後とも精力的に各省庁あるいは職員団体とも調整を図つてまいりたいというふうに考えておりますが、ある時期に、これは人事院の方針というようなことでなくして、一割ぐらいで初めは出発していくたらどうだろか、事柄が重大なんだからして、余り大がかりなことで出発して取り返しがつかないということで、いうことで、一割程度で出発してはどうであろうかというような、まことに事務的な、試案的な案がある席上で出でることは、これは事実でございます。私も承知をいたしております。ただ、

そこで、大蔵大臣に伺いたいのは、前々からこの問題で銀行法の改正をどうするかということですが、現段階で週休二日制を金融機関に実施するための、銀行法なりあるいは他の関係法の改正措置について具体的にどういう考え方を持っておられるか、大蔵大臣に見解を伺いたいと思います。
○國務大臣（大平正芳君） この問題につきましては、仰せのようにひとり金融機関ばかりでございませんで、社会経済全体に及ぼす影響が広く深くござりまするので、この問題の検討を、週休二日制を問題にいたしております関係閣僚協議で御審議をいたくよく私から閣議にお願いをいた一

て、こういう仕組みを通じまして実のある審議を今後進めてまいりたいと考えております。

○野田哲君　総務長官に公務員の給与制度の基本について伺いたいと存ります。

きょうはすでに十一月の初旬ということで、昨年の公務員の給与を決定したのは十二月の二十三日です。昨年十二月の押し迫った時期に公務員の給与を決定する際にも、私はこの席で申し上げたわけです。またことしの五月にも触れているわけでありますけれども、毎年公務員の給与の決定が非常におくれる、そうしてそのために支払いが遅延をしていく、そのことによって四月からの給与の差額、当然民間の労働者あるいは公務員と一番

近い関係にある公労協の場合にも春闇直後には協約が成立をして支払われているわけです。それに比較をいたしますと非常な減価をしておるることは、もう何回も指摘をしているわけです。

そこで、総務長官、昨年も、それからことしの五月にも、幾つかの方法が考えられるということです、考え方としては四つの方法がある、しかし現段階ではそれぞれ法改正を伴うもの、あるいは、人事院勧告制度にかかる問題であるから当面は国会ができるだけ早く開いてこの問題の処理に当たるしかない、こういうことをことしの五月にも述べられているわけです。結局、ことしの場合も、九月一日から国会が開かれたわけでありますけれども、国会の中のいろんな情勢によって押し流されてしまっている。こういうことでありますから、抜本的な解決策ということになれば、これはやはり制度の改革、改正というものを考えない限りは抜本的な解決策にはならないのではないか、こういうふうに考えるわけですが、現段階でどういうふうに考えておられますか、まず、その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(植木光教君) いま仰せになりましたとおり、私どもいたしましても早期に支給をいたしたいという考え方のもとにいろいろ検討をいたしましたが、この点について総務長官としては、現段階でどういうふうに考えておられますか、まず、その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(植木光教君) いま仰せになりましたとおり、私どもいたしましても早期に支給をいたしたいという考え方のもとにいろいろ検討をいたしましたが、この点について総務長官としては、現段階でどういうふうに考えておられますか、まず、その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(植木光教君) いま仰せになりましたとおり、私どもいたしましても早期に支給をいたしたいという考え方のもとにいろいろ検討をいたしましたが、この点について総務長官としては、現段階でどういうふうに考えておられますか、まず、その点を伺いたいと思います。

○國務大臣(植木光教君) 四十九年に行われました合意事項の第五項目に「非現業職員の労働基本権について、公務員問題連絡会議で引き続き検討するものとする」ということが合意されておりました。これを受けまして、すでに三十数回にわたりて公務員問題連絡会議を開いてきたわけでござります。すでに御承知のように、答申の中にあります、「運用によって處理すべき事項」につきま

をしているのでございます。しかしながら、それを給与法定主義との関係でありますとか、国会議決主義との関係でありますとか、いろいろあるわけでございまして、制度の根本的改革という点につきましては、まだ私どもはなかなかそこまで踏み切ることはできないというような状況であります。今後とも検討を続けさせていただきたいと存じます。

○野田哲君 今後さらに検討するということでありますけれども、御承知のように同じ国家公務員の場合は、五現業の職員——郵政、林野、それから大蔵関係の現業、こういうところについてはこの問題は解決済みなんですね。結局、これは解決を求めていこうとすれば、労働基本権問題、これとの関連なしには私は解決がついていかないんじゃないか、こういうふうに思うんです。

そこで、関連をして伺いたいのは公務員問題連絡会議、これは総務長官が主宰をして非現業の公務員の労働基本権問題について検討をされる。これは公労協の問題がいま大きな課題になつて、十一月末といふこと、まあきょうの予算委員会でも末、そうではなくて秋をめどなんだ、こいつのようなやりとりがあつたわけでありますけれども、非現業の問題についても、やはりこれは公労協の問題と並行して結論を出していかなければならぬ問題ではないかというふうに思うわけではありませんけれども、現在の公務員問題連絡会議における非現業の公務員の労働基本権問題についての審議の経過なり現段階の考え方について、総務長官としての御見解を聞かしてもらいたいと思います。

○國務大臣(植木光教君) いまお話をございましたように、かなりの程度で改善をされたと考えて、昨年に比べますと事態は改善をされたと考えて、いよいよ九月十二日に行いまして、そして十月九日には関係法案を国会に提出をし、そしてただいま御審議をいただいているというふうに、かなりの程度で改善をされたと考えて、いよいよあることは十分認識しております。したがいまして、現在も早期支給の点について引き続き検討

ましては、それぞれ各省庁に総理府が中心になります連絡をとりまして、交渉の促進でありますとか、あるいは勤務条件についての交渉につきましてありますとか、いろいろな面については処理をしてまいりたのであります。そして、「具体案の作成に努力すべき事項」としての「登録制度と法人格の分離」等の四項目につきましては、一つは人事院において措置をしておられるわけでござりますが、あとの三項目につきましては、法人格付与法案及び国公法及び地公法の一部改正法案を御提案申し上げまして御審議をいたいでいるというところでございます。「引き続き検討すべき事項」が、「消防職員の団結権」と、「非現業職員について、交渉不調の場合等における調整等の方法」及び「刑罰規定の再検討」でございます。で、この三項目につきましてはすつと協議を続けておりまして、十月の十三日にも連絡会議を開きまして、いろいろ詰めを急いだわけでござりますけれども、この三項目につきましてはまだ結論を得るに至つてないという状況でございます。

なお、この非現業職員については、秋であるとか春であるとかいうような時期の制限というものはないわけでございます。しかしながら、私どもといたしましてはできるだけ早く結論を出すべきであるという考え方に基づきまして、精力的にこれに取り組んでいるという次第であります。今月も連絡会議を開催いたしたいと考えているところでございます。

○國務大臣(植木光教君) 「三公社五現業等の争議権等」というのが合意事項にあるわけでございますが、「これは非現業を除くもの」というふうに解釈すべきであろうと存じます。そういう意味におきまして、現業部門につきましてはこの五十年秋ごろまでに結論を出すよう努力すべきであるという考え方のものと、こういうふうに考えるところでございます。ただ非現業部門につきましては、争議権については御承知のように公制審の答申も全面否定論あるいは一部否定論、全面容認論というふうに三論併記でございましたために結論を出していいという状況でありますので、私どもといたしましては、はるかに公制審の答申も全面否定論ある現行制度のままで参りたいという考え方のものと認めても本会議等で述べられたところでございます。他の労働基本権につきましては、先ほど来申し上げておりますように措置すべきものはいたしましてが、引き続き検討すべきものにつきましては精力的にこれを行い、結論を速やかに出すように努力を続けてまいりたいと存ずるのであります。

まいりたいと思ひます。

今回提案されておる中に沖縄国際海洋博覧会公会堂代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、これが出ておりますが、私も何回か沖縄に参りましたが、この海洋博の関係に対して現地に通産省等から派遣をされておる職員の沖縄県民に接する態度とか、あるいは勤務の態様等についてかなり問題を感じております。九月の終わりにも、公務員としては問題にしなければならないような、かなり重要な地位にある人の行動が明らかにされて現地では大変問題になつておるところです。その問題にいまここで触れるつもりはありませんが、やはり海洋博全体に対する、あるいは現地に派遣をされている職員、この直接の所管大臣は通産大臣ということになるだろうと思つますが、植木総務長官も沖縄担当の大臣をされているわけですが、このことに関連をして秦議員の方から関連質問がありますので、それをひとつお願いしたいと思います。

いかと、問題の。問題にしますよという追及をし
たら、あなたは同じ委員会のそれに続く発言で、
沖縄県民は長い間異民族支配云々ということを繰
り返して、その場は何となくおさまったかのこと
き感がある。ところが、それではなお危いと、仮
谷発言じやありませんがね。植木発言なんかが
ニュースになるとまたぞろ大変だからというの
で、開発庁のあなたの部下たちが、たとえば喜屋
武真築さんあるいはわが党的上原康助代議士等々
県選出議員のところを回って、植木長官の真意で
はない、あれは、本意が正確に伝わらなかつた
という言い方をして、まあ消しゴムを使って歩い
たわけです。ところがあなたの不用意な――非常
に私は植木さんらしくないこれは不用意な発言だ
というわけで、少なくとも私があなたに対しても
持つていてるイメージはかなりダウンした。あの人
が言うはずがないということが。そうでしょう。
しかも、沖縄タイムスなんか六段抜きで当然大き
く扱つております。そうして那覇市長の平良さん
なんかは、あの植木さんともあろう方がまさか
もし本当におっしゃつたとすれば植木長官の沖縄
認識には問題がある、問題にせざるを得ないと、
わざわざ会見で述べているのですよ。本土のマス
コミには、なぜか感度の鈍い面があつたのか、ほ
かの紙面が錯綜したのかわからないけれども、本
土の紙面にはなるほどほとんど反応はなかつた
が、沖縄の民間テレビを含めてかなり大きな波紋
を投げた。これについて、私は、それだけならま
だしもですよ、この十月八日には、さつき野田議
員が聞きましたように、沖縄海洋博の事務総長であ
ると、日本経済全体の。二番目には、諸悪の根源
談会といふやや公の場でもって、海洋博不振の原
因を問われて、まず第一は、本土経済の不況であ
る。三番目には閉鎖的な沖縄県民性だと答えてい
る。事務総長ですよ、この発言は。それと、私が
いま引用させていただいた二十八日の植木長官の
御答弁、県民性云々は、私に言わせれば、これは

まことに簡単に見逃すわけにはいかない。あわせて一本ですよ。事務総長の非常に不謹慎な発言、それからあなたのがなたらしくない不用意な発言、これはあなた何と思っていらっしゃるのか。入場者は二百万となるほど超したけれども、協会当局の予測にあつた四百四十五万人なんというのはとても達成できないという予測がすでにちらついている。しかも、本来、確かに四十五年には沖縄の財界が提唱をしてこの海洋博の兆しが始まつた。田中角栄前総理が通産相時代、四十六年のたしか十月でしょう、海洋博の政府決定を見たのは。しかし、多くの沖縄県民にとつては招かれる客なんですよ、海洋博は。初めから懸念を持っていた。乗り気ではなかつた。だからこそ、いまや沖縄の失業率は五・六%にもなつてはるか本土を抜いているし、それから、現実に三千億円も投資した政府と民間の投資のうちの七五%は本土資本が吸い上げて、地元にはおこぼれだと。二階から目薬じやないですか。そうした意味でも、沖縄県民に与えられたのは海洋博インフレ、海洋博失業、これが実態じゃありませんか。総務長官よく御存じだと思います。しかも、関連の中小企業は、商店などは倒産、閉鎖、これがもう続出をしているのがいまの海洋博の余波を受けた沖縄の実態じゃありませんか。そのようなものを御存じの上での、なおかつあなたが、私が冒頭引用したような、海洋博は押しつけられた海洋博である。初めから政府側には沖縄のためにやつてやるんだという、まことに私に言わせれば恩着せがましい態度がある。にもかかわらずあなたが、さつき言つたように、その不振の原因の根本に対しても深い思いをひそめないで、いきなり県民性に問題があるといふうあなたたらしくない言い方は、私は開発厅の役人の方が関係議員を回つたなんということでは済まぬと思う。これは、やはりこの場におきまして、総務長官としてのあなたから、いわゆる真意なるもの、あるいはいまのあなたの考え方なるも

○國務大臣(植木光敷君) 大変よい機会を与えていただきまして感謝申し上げます。と申しますのは、私が十月の二十八日に衆議院内閣委員会におきまして大出委員から御質問をいたしました直後、ある通信社がその私の発言に関連いたしまして報道をせられたわけでございます。その場には、それ以外の各社と申しますか、ほとんど全部の報道関係者が傍聴をしておられたわけでございますが、そのある通信社の報道に関連いたしまして、沖縄海洋博の不振は県民性のゆえであるというような出しでそういう通信が出されたものでありますから、当時、傍聴をしておられた他の通信社の方々は、非常に聞いておった内容と違うというようなことで、私に、こういう報道が行われていると、おまえの真意と違うではないかと、きょうの発言とは大分ニュアンスが違うではないかというようなことを御指摘を受けました。それで、私は早速この速記録を取り寄せまして、そして全面的に私自身ももう一度読み直しますとともに、報道機関の方々にも読んでいただいたのでございます。しかししながら、その報道は、現地の沖縄タイムス及び琉球新報にはそのままの形で載せられたという方がただいまお読み上げになりましたものでござります。

そこで、これを全体としてお読みいただいたら私の真意はおわかりいただけだると思うのでございますが、この県民性云々と申し上げております部分は、大出委員が海洋博覧会に行きになりましたときに、そばを一杯食べるのに一時間半も待たされたと、こういうような御発言がありました点、あるいは地元の中小商工業者が非常に不振のため困つておられるという点に関連いたしまして私が御答弁申し上げた部分でございます。いわば、この沖縄県民の立場に立ちまして、当初は、たとえば、ここにもございますけれども、海洋博物館と言わされたような非常に思惑値上げがございました。これの鎮静をさせるためのバトロールをいた

しましたと、あるいは時間半もお待たせしたとするならば商売が下手だというような点があります。したがつて私といたしましては、沖縄県民がもう少し積極的に商売をやつていただきたいということを、県に対しあるいは海洋博覧会に對しては県民の方々も御努力をいただいているという状況でござりますから、したがつて私はそのままの姿を申し上げて、いわば沖縄県民の温厚な性格を弁護いたしますとともに理解を深める、そういう意味での発言をしたのでござります。したがつて大出委員も、善意はわかつたと、こういうふうにお答えいただいたわけあります。

なお、これにつきまして大変御心配くださいました議員の方々がございまして、その新聞をごらんになりました一人にいまお話しになりました上原議員がござります。上原議員は、私どもからこれまで持つてまいります前に、新聞を見たけれども、あだんおまえを知っているものとしてはそういうことを言わないと思うが、どうなんだ、こういうような御質問がございまして、私をむしろ慰めてくださったというような一場面をございました。あるいは、喜屋武議員のお名前が出ましたが、喜屋武議員はわざわざ私に電話をかけてくださいました。こういう報道がせられたことを気にしなさぬなど、県民はあなたの眞情をよく知つておりますと、むしろ今までと同じように、さらにそれ以上に沖縄県民の立場に立つて仕事をしてほしいと、こういう御激励をいただき大変私も感激をしましたとございます。また屋良知事、あるいはいまお話を出ました平良市長、それぞれ皆さん方が、あるいは本部の現地の町長さん、あるいは電報を下さいましたり、あるいは電話を下さいましたりなどいたしまして、眞意はよくわかつたというふうでございました。その後、現地の琉球新報及び沖縄タイムスには私の眞意を報道してくださいました。

のでございまして、それは県民と私との間に信頼関係がなくては沖縄振興開発というものは図られないと、そういうことであります。私の眞意は現在県民にそのままの姿でお伝えいただくことができまして、大変幸せに思つてゐるのでござります。

しかしながら、沖縄海洋博覧会が準備不足のままいろいろ問題を持つておりますことを十分認識いたしております。また、沖縄海洋博覧会以後までいろいろ問題を持つておりますことを十分認識いたしております。また、沖縄海洋博覧会以後の沖縄をどのようにしてわれわれは守り育てていくかという点についても、いろいろ多くの問題を抱えているのでございまして、これらの点につきましては、沖縄県を担当いたしました閣僚といたしまして、責任者といたしまして、さらに全力をふるつて努力をしていきたいと決意をいたしております。

○葉巻君 すでにわが党の時間が切れてしまつて、公明党的峯山先生に迷惑をかけてはいけませんから冗漫は避けます。

最後に一つ。ならば、あなたの言われたように、この記事が誤りであるとするならば、某通信社某通信社つて、日本には二つしかないのだから。そして訂正の申し入れなりなさればいい。いかにも通信社が間違つたと言わんばかりの言い方は余り過度におつしやつていただきたくない。それが注文の一つ。

それから、あなたは全責任を持っていらっしゃるおつしやる。そのとおりだと思う。今後とも恩給法では、昭和四十一年でござりますけれども、そのときに法律改正をいたしまして、いま申されました者に対する普通恩給を給する場合には、これらの方としての事変地または戦地におきます。そこで、まずは厚生省の当局にお伺いしましたが、日赤の看護婦の問題が出てまいりましたが、日本赤十字社のいわゆる救護看護婦ですね、こういった人たちが一体現実にどのくらいいるのか。私たちが掌握し、あるいは聞いている範囲内では三万三千人ほどと聞いておきたいんですが、この日華事變あるいは太平洋戦争で戦地勤務に服した日本赤十字社のいわゆる看護婦ですね、こういった人たちが一体現実にどのくらいいるのか。私たちが掌握し、あるいは聞いている範囲内では三万三千人ほどと聞いておるわけでござりますが、その中で千四百人は死んだ人がいらっしゃると、こういうふうに聞いておりますが、実際、実数はどの程度でござりますか。

○政府委員(山高草夫君) 恩給法関係について御答弁を申し上げます。

恩給法では、昭和四十一年でござりますけれども、そのときに法律改正をいたしまして、いま申されました者に対する普通恩給を給する場合には、これらの方としての事変地または戦地におきません。

○政府委員(菅野弘夫君) 恩給法関係について御答弁を申し上げます。

恩給法では、昭和四十一年でござりますけれども、そのときに法律改正をいたしまして、いま申されました者に対する普通恩給を給する場合には、これらの方としての事変地または戦地におきます。陸海軍の戦時衛生勤務に服した期間を公務員期間に通算をすることにいたしました。四十一年のときには、通算する場合に普通恩給の最短年限に達するまでといふ制限をつけましたが、四十七年に再び改正をいたしまして、それはそういう制限なく、全部通算をするということにいたしています。

ただ、恩給の方でお断り申しておきたいのは、恩給は御存じのような制度でございまして、通算をいたします期間につきましても、これは陸軍病院も海軍病院も、看護婦さんの制度がそうでありますので、それと均衡を保つ意味でございますけれども、婦長さん以上の方が判任官相当でござい

ますので、その期間そういう方々だけを通算をいたしているわけでございます。

○斎山昭範君 ということは、きょう午前中にこちらの方で陳情ございましたように、結局は公務員にならなかつた人たち、そういう人たちはもう全然、いま厚生省の方で話があつた戦没者、戦傷病者ですね、そういう人以外の人たちというのは、これは実際上何ら国家補償なされてないわけですね。

そこで恩給局長にもう一回お伺いしますが、帰つてきてから公務員になつた人ですね、日赤の看護婦の中です。日赤の三万三千九百十二人という人が先ほど厚生省の方から話ございましたが、この中で帰つてきてから公務員になつて実際に拾い上げた人たちは何人いるんですか。

○政府委員(菅野弘夫君) ただいまのところ、その正確な数を把握しておりません。

○斎山昭範君 だからね、これは総務長官、恩給長官は答弁の中で先ほどどう言いましたね、恩給法は、公務員の期間がなければ恩給で救い上げることできない。そんなことわかっているわけ、われわれこの内閣委員会で論議しているわけですからね。そういうことはわかつておるが、現実にこれだけの人たちがおりながら、この中で実際救い上げた人が何人いるかということは全然掌握していない。いましてないと恩給局長言つておるわけですね。しかもこの問題については、ただ単に今回言つているだけとは違うんです、これは、今まで何回もの問題については委員会で取り上げられておる。きょうは厚生省政務次官お見えになつていますが、昭和四十七年の五月二十三日、当時の斎藤厚生大臣は、戦時中に駆り出された日赤看護婦の処遇について非常に問題があるので一遍検討いたしますと、こう言つておる。こういう答弁をされています。どういう検討をされましたか。

○政府委員(山高草夫君) ただいまの先生の御指摘の昭和四十七年五月二十三日の当時の斎藤大臣、御答弁でございますが、これは、その御質問の趣旨が、婦長と陸軍看護婦が通算の措置がとられ

ておりますで、一般の看護婦には何ら恩典がないというような御趣旨だったと思いますが、その点につきましては、実は当時恩給局から御答弁しているとおりでございまして、平の看護婦についても通算されていることになると思います。これは

○斎山昭範君 この問題について、私が先ほども言つておりますように、日赤の救護看護婦ですよ、現実に三万三千九百十二人いると先ほど答弁ありましたね。実際こういうふるな人たちの問題については、これだけじゃないんですよ。前々から何回も検討するとなつておるんです。きょうも検討すると総務長官おつしやつておるわけです。これはいつも検討する検討するで、こういうようになつておるんじやつまでもたつても解決できなさい。現実にそうなんです。ですから総務長官、これは恩給法で解決することができなければ——私たちは現実に事務当局から聞いた話では、恩給法でできなければ何か特別立法する以外ない、こういう話なんですよ。私たちは現実に、きょうも先ほど聞いたわけですね。あの実情を聞けば、要するにこれは何とかしてあげないといけないということはわかつておるわけです。恩給法で救えないならば、恩給法にかわる何らかの方法がとられるべきだと私は思うんです。この点についてははどうですか。

○国務大臣(植木光教君) 先ほど私申し上げましたように、制度のたてまえ上、恩給法でこれを取り上げますことは、他の類似のものもございまして大変困難でございます。したがいまして、これについては非常に問題があるので一遍検討いたしました。どう言つておる。こう言つておる。こういう答弁をいたしますと、こう言つておる。こういう答弁をされています。どういう検討をされましたか。

○斎山昭範君 ですから、これは私たちは何でいま準備しておるわけですか、何となく衆議院とちょっとだけ違うのですけれどもね、この附帯決議の趣旨というのが、私の方の委員長は理事会で、大分附帯決議の趣旨は五十一年度の予算に反映されておる、こういうふうにちよつと発言ありましたけれども、よく見たら一つも反映さ

て、現実に恩給法そのものについても、漏れておつた人たちというのがだんだん対象者を拡大して、従来から外国の政府職員とかあるいは外國特殊法人の職員とか、そういういろんな人たちを救済してきたわけですね。そういうふうな意味からも、たとえ公務員期間を有しない人であつたにしても、私は当然何らかの方法を講じるべきであると思うし、さらにきょうこちらの方へ参考人としてお見えになつた方々のあれをずっと調べてみますと、要するに駆り出される前、学校の看護婦さんとして勤務なさつていらつしゃつた。そして三十数歳で、二歳と三歳の子供さんを置いて戦地へ行かれた。それで現実に昭和十八年から二年間——三年間近くは現地に戦時中いらつしゃつて、その後七年間現地にいるわけですね、抑留されているわけです。帰つてきてから今度は六年間地方公務員としているわけですね。こういうふうに、すつと戦事中のあの加算といふんですか、あれを計算していくと、こういう人たちでも何らかの方法で現実に救済できる人が出てくるということもあるわけです。ということは、こういう人たち、非常に恩給をもらう上で手続や何かややこしくて漏れている人もいるんじゃないかという感じもするわけです。そういうふうな意味からも、ぜひこの問題には前向きで取り組んでいただきたい。これがまず申し上げておきたいと思ひます。

時間がございませんから続いてやります。それから、恩給の問題につきましては、まず二点だけお伺いしておきたいと思います。これは先ほど同僚議員の方からも質問ございましたが、私たち附帯決議というのを毎年つけておるわけですね、一ヶ月繰り上げて八月実施を七月というふうに一ヶ月しか繰り上げてないわけです。大臣そばにいらっしゃるから、大分関係があるかもしれません、現実に、昨年のたとえば厚生年金は十一月から八月というふうに三ヶ月繰り上がりつておる。国民年金は一月から九月と四ヶ月繰り上げます。そういうふうな関係からいきましても、もとと恩給担当当局である総理府は、もれませんが、現実に、昨年のたとえば厚生年金は十一月から八月というふうに三ヶ月繰り上げます。それで、ことしも衆議院の附帯決議と同じような附帯決議をこれからつけようということで、時間が検討いたします際には、いまお話をございましたように特別の措置を考える等の研究をいたしました。しかし問題の解決はなかなかできないといふふうに思つておるわけです。

○国務大臣(植木光教君) まず最初に、恩給法の趣旨が、婦長と陸軍看護婦が通算の措置がとられ、當時分こんなことを言うのかといいますと、現在もいたいといふふうに思つておるわけです。そういうふうに思つておるわけですから、もうちよつと何とか概算要求でも——もう出してしまつた後ですから、少くとも、われわれも全会一致で附帯決議出しておるわけですから、もうちよつと何とか概算要求ですが、本当にもうちよつと何とかやつてもらいたいといふふうに思つておるわけです。これが二点について。

○国務大臣(植木光教君) まず最初に、恩給法の趣旨が、婦長と陸軍看護婦が通算の措置がとられ、當時分こんなことを言うのかといいますと、現在もいたいといふふうに思つておるわけです。そういうふうに思つておるわけですから、もうちよつと何とか概算要求でも——もう出してしまつた後ですから、少くとも、われわれも全会一致で附帯決議出しておるわけですから、もうちよつと何とか概算要求ですが、本当にもうちよつと何とかやつてもらいたいといふふうに思つておるわけです。これが二点について。

運用してまいります際に、運用上教える方につきましては十分留意をするようによくことを恩給局にも指示をいたしております。その努力をしておりることを御理解いただきたいと存じます。

それから、上薄下厚の問題でございますが、先ほど私が申し上げましたのは、不備だったと、五十年度は不備だったというふうには申し上げておりませんで、未熟ということを申します。まだ十分に財政当局と合理性について主張を貫くだけ成熟していなかつたという意味でございます。今回は、公務員給与の改善傾向の分析結果を見まして、四段階ではありませんで、七・四%から一一・七%の間にずっとこう傾斜させて要求をしているのでございます。これはきわめて合理的であり、成熟した案であると思いますので、何とか実現をいたしたいと考えております。

それから、実施時期の繰り上げ問題でございますが、御承知のとおり過去二十年間十月でありますましたが、御承知のとおり過去二十年間十月であります。九月となり、今年度は八月に繰り上げるといふことになつたわけでございます。大臣そばにおられます、実はこの八月実施につきましても、最後の大臣折衝までいきまして大蔵大臣の御理解を得たわけございます。年度当初から要求すべきであるという院の御要請は十分認識しておるのでございますが、これを一举に年度の初めにいたしましたことは、現在の財政上からいたしましてはきわめて困難であると考えましたので、もう十分その気持ちを持っているのでござりますが、さらに一ヶ月繰り上げということ概算要求をいたしました。御支援をくださいますよろしくお願いをいたしました。

○峯山昭範君 それでは、共済関係で一つだけ質問をしておきたいと思います。

公務員あるいは三公社の職員の皆さんが退職した場合ですね、医療保障という問題があるわけです。この医療保障の問題につきましては、何といいますか、当委員会でも何回か答弁を受けております。長い間公務員をやっておりまして、退職し

た後に病気かかる人の方が現実に多いわけですか。そういうふうな意味で、長い間勤続した組合員が退職した場合には、当委員会でも「長期に勤続した組合員が退職した場合には、当委員会でも「長期に勤続期間につき、さらに配慮すること。」といふふうな附帯決議もつけたりいたしまして、さらに現在、退職者の医療制度という問題について、任意継続期間が現在一年になつておりますけれども、この一年をさらにもう少し長くしてほしいと、こういう要望が現実に出まして、今年の六月の当内閣委員会で、当時の高橋主計局次長が「長期継続して勤務された方々が退職された後で退職後一年と限らずもう少し長い期間にならうと思しますが、長い期間にわたって医療給付の激減を避けるために継続して従前の共済組合から医療給付を受けられるような制度というものを目指して新しい制度をつくるべく、「厚生省初め各省といま鏡意折衝を始めるところでございます」と、こういうふうに答弁が出ていたのです。それで、実際問題大蔵省が考えております退職者医療制度といふものと、さらに厚生省では何か老人医療制度ですか、というのを考えているというようなものを新聞の報道で読んだことがありますけれども、こういうふうなものとあわせて、これは大蔵大臣、この退職者医療制度という問題について、その後大蔵省当局はどういうふうな検討を重ねていらっしゃるかといふ、二点お伺いしたいと思います。

○政府委員(松下康雄君) 事務的な点につきましては私から御答弁を申し上げます。

ただいま御質問の在職者の退職後の医療の問題につきましては、私どもも從前からこれを各種の公的医療制度共通の問題といたしまして、退職後の医療の給付につきまして全体としての改善を図ることが望ましいという考え方をもちまして、各方面ともいろいろと議論をしてまいつたことは、ただいま先生の御指摘のとおりでございます。この問題は、ただ、各公的の医療制度全体に関連をいたしまして非常に範囲の広い問題でございますので、私どもも十分努力をするつもりでございますけれども、まだ、ただいままでの段階で何らか具体的なことを申し上げられる程度にまで議論が煮詰まつておりません。ただ、これと関連をいたしまして、現在共済の制度におきましても、四十九年から、御質問でございました任意継続制度を採用することいたしております。で、任意継続制度につきましては、ただいまの期間の問題等の問題がかねて指摘をされておりまして、当委員会でも御指摘をいただいておるところでございます。問題は、この現在あります任意継続の制度と、全体の大きな構造として考えたいたいというふうに存じております退職者医療全体の問題と、どういうふうに絡み合わせてこれから処理をしてまいりかと、いうことでござりますけれども、私どもとしましては、問題の根本的な解決のためには、全体の公的医療問題を通じますところの退職者医療の何らかの形での確立ということについて、さらに努力をしてまいりたいと思っておりますけれども、なお、それに多少の時間がかかるというようなこともございますならば、ただいま御指摘の任意継続制度の問題につきましての措置につきまして、全体の将来考えられます退職者医療の改善なしでは制度をつくつてしまります全体方向を見定めながら、それに即応したような措置をとることも考えられると存じております。

○峯山昭範君 まあ一つのことか、なかなかね。とにかく、この問題は非常に重要な大事な問題だと思いますし、できるだけ早い機会に結論が出るようにしてもらいたいと思うんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 厚生省初め関係当局と鋤意検討いたしまして、何らかの形で実現の方向で処理いたしたいといたします。

○峯山昭範君 先ほど週休二日制の問題が質問ございました。これは人事院は先ほどから聞いておられますと、私は新しい総裁になつてから人事院が自主性を失つて、いわゆる政府主導型の人事院に

たします非常に範囲の広い問題でございますので、私どもも十分努力をするつもりでございますけれども、まだ、ただいままでの段階で何らか具體的なことを申し上げられる程度にまで議論が煮詰まつておりません。ただ、これと関連をいたしまして、現在共済の制度におきましても、四十九年から、御質問でございました任意継続制度を採用することいたしております。で、任意継続制度につきましては、ただいまの期間の問題等の問題がかねて指摘をされておりまして、当委員会でも御指摘をいただいておるところでございます。問題は、この現在あります任意継続の制度と、全体の大きな構造として考えたいたいというふうに存じております退職者医療全体の問題と、どういうふうに絡み合わせてこれから処理をしてまいりかと、いうことでござりますけれども、私どもとしましては、問題の根本的な解決のためには、全体の公的医療問題を通じますところの退職者医療の何らかの形での確立ということについて、さらに努力をしてまいりたいと思っておりますけれども、なお、それに多少の時間がかかるというようなこともございますならば、ただいま御指摘の任意継続制度の問題につきましての措置をとることも考えられると存じております。

そこで、いろいろと人事院も試行計画を先ほど立てていらっしゃるような話でございますが、これは現実に現在の国家公務員の定員といふのは決まりでやつてもらいたい、こう思うのです。

そこで、いろいろと人事院も試行計画を先ほど立てていらっしゃるような話でございますが、これは現実に現在の国家公務員の定員といふのは決まりでやつてもらいたい、こう思うのです。

そこで、いろいろと人事院も試行計画を先ほど立てていらっしゃるような話でございますが、これは現実に現在の国家公務員の定員といふのは決まりでやつてもらいたい、こう思うのです。

行政監理委員会が「國の行政機関の定員管理に関する当面の諸施策について」というような、余りやつたことのないようなことをはつと出して、この意見に人事院は大分寄り切られたんじゃないのか、そういうふうな私は感じがするわけです。これらでは私は本当は困りますので、人事院として、要するに本格的にこの問題にやっぱり本気で取り組んでやつてもらいたい、こう思うのです。

そこで、いろいろと人事院も試行計画を先ほど立てていらっしゃるような話でございますが、これは現実に現在の国家公務員の定員といふのは決まりでやつてもらいたい、こう思うのです。

そこで、いろいろと人事院も試行計画を先ほど立てていらっしゃるような話でございますが、これは現実に現在の国家公務員の定員といふのは決まりでやつてもらいたい、こう思うのです。

そこで、いろいろと人事院も試行計画を先ほど立てていらっしゃるような話でございますが、これは現実に現在の国家公務員の定員といふのは決まりでやつてもらいたい、こう思うのです。

いては、人事院としては三年前から取り組んできており、方針を定めています。その方針に沿って前進を重ねてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

いまお話しになりました定員が将来どうなるかというような点でございますが、そういうような点をまさしく検討をいたしましたために試行計画を実施をするということござります。そこで基準を決めて、これにのっとって各省庁で試行に入つていただき、そのテストの段階でもつて、果たして現場の関係あるいは窓口事務の関係では、どのようなことをやれば、どういう形をとればこれが円滑に公務に支障のないようになります。それができるのかというような点も、あわせて、これを今後の検討課題として取り組んでいきたいと申します。

○峯山昭範君 それでは、もう私の持ち時間がほとんどないそうでございますので、続けてあと一点ないし二点お伺いして終わりたいと思います。

一つは、人事院の現在の勧告の中での問題ですけれども、要するに官民格差を比較しますね。この中で、特に昔はたくさん職種をいろいろ比較いたしました。それがだんだん改まりまして、最近は行(一)と行(二)の職種で比較しているわけですね。私は、たとえば給与表の適用者が全部で四十九万三千人近くですね、その中で行(一)の適用者が二十四万四千人です。そして行(二)の方が五万三千人です。行(一)の方が四九・六%ですかね。それから行(二)の方が約一割。大体五割ですね。それから行(二)の方がこううしますと、私はこの比較をする場合行(一)にしほて比較したらどうか、まずこれが第一点。これは今後合理化していろいろと、給与を早く勧告するとか、そういういろんな意味からも私はこうないかというふうに考えております。この点まず第一点。

それから、総裁のことしの勧告の談話の中で、私全部読みませんけれども、最後の方だけちょっと読みますと、「組織の活力の昂揚のための施策を一層強力に展開することが要請されているものと実施をするということござります。そこで基準を決めて、これにのっとって各省庁で試行に入つていただき、そのテストの段階でもつて、果たして現場の関係あるいは窓口事務の関係では、どのようなことをやれば、どういう形をとればこれが円滑に公務に支障のないようになります。それができるのかというような点も、あわせて、これを今後の検討課題として取り組んでいきたいと申します。

○政府委員(茨木広君) 前の部分についてお答えを申し上げます。

比較方式の問題につきましては、四十八年度に予告的に説明の中で勧告の際に触れまして、四十九年から十職種でありましたものを二職種にいたしました。他の職種の方は、人數がそれぞれ民間の方との対応で見ますと、民間の方に人數が少のうござりますので、行(一)、行(二)の基幹的なものについてその対応職種をつかまえてくることが最もよいであろうということでそのようにいたしましたわけでございます。ただ、御指摘のように行(一)だけにさらに限つたらどうかということになります。

○内藤功君 訓告処分の法的な性格は、どういうことしの場合には、御承知のように民間における非常に不況というような点がございまして、これが給与の問題にも大変影響いたしてきておりま

す。また、国民の批判といふものもことのほか厳しく

いといふような状況もございましたので、いままで述べておりますことと並行して、特に必要と認められる組織における活力の昂揚ということ

を図るために自主的な努力をしていただきたいと

いうことを強調いたしたような次第でございま

す。

○内藤功君 この「組織の活力の昂揚」というのは、具体的

に申し上げますと、いま峯山委員が御指摘になり

ました定年制等の退職管理だけのことを申し上げておるのではありません。現在の公務員の構成等から見まして、将来退職管理について、もう少し合理的な円滑な方法というものを考えざるを得ないというような時期も来ると思ひますので、これに対してもいろいろな角度から取り

ついてそのとおり踏襲することが妥当であろうと

いうことで実はそうなつたわけでござります。今後ともなお研究は続けますけれども、現在の時点では、民間の方も大半この二つの職種でございま

すと大抵の職場におきましてその職種がございま

すので、いまのところこれが妥当ではないか、こ

んなふうに考えておるわけでござります。

○政府委員(藤井貞夫君) 第二の点についてお答

えを申し上げます。

御承知でありますように、公務員の仕事とい

うふうにも感じられるわけです。これは一体どう

いふことなのか一遍ちょっとお伺いしておきた

い。

○政府委員(茨木広君) 前の部分についてお答え

を申し上げます。

定年制のことと言つておるのじゃないか、そ

れはどういう意味ですか。これはいろいろと問題

になるところでござります。要するに、この「組

織の活力の昂揚のための施策」というのを「一層

強力に展開する」ということは、私たちはこれは

考える」と、こういうように書いています。

○内藤功君 こういうふうな問題につきましては、非常に重要な問題を含んでおりますので、議

論はこの次の機会にやるとしまして、本日はこれ

で終わります。

○内藤功君 まず、人事院の方にお伺いしたいの

ですが、公務員に対する訓告処分というものは一

体どういう法令の根拠で行われるのか、その点を

ますお伺いします。

○政府委員(中村博君) 訓告の場合は、大体九

八条一項の「上司の職務上の命令」、この点に基礎

を置いております。

○内藤功君 単なる口頭の注意と違つて文書で出

すわけですから、普通の注意以上の性格があると

思ふんです。そこで、訓告をする場合にいろいろ

理由書をつける場合がありますが、この理由をつ

けるに当たつては、懲戒処分の場合と同じような

調査、それから公平性というものは当然要求され

ると思うが、どうですか。

○政府委員(中村博君) 国公法八十二条に基づき

ます懲戒処分を行いますためには、事後審査とし

ての不利益処分審査制度がござりますから、教示

を目的とし、かつ、処分を行つた理由を明示する

ための処分説明書、これをつけるということは義

務的に相なつておるわけでござります。で、訓告

の場合には、これは懲戒処分ではございませんか

。

第一回 内閣委員会会議録第一号 昭和五十年十一月六日 [参議院]

今後どういうふうにこの問題を取り入れようとするのか、その検討の状況をあなたから伺いたいと思う。

○政府委員(茨木広君) 昨年の審議の際に御指摘をいたしてみたわけでございますけれども、民間の対応のところをどう考えていくかという点につきましては、各会社のやはり組織内容が一律でございませんので、したがつて現在は五百人以上のものと未満のものと、この二グループに分け、それぞれ等級別にところは資料として計数しておりますとおりでございますが、そのように比較をしておるわけでございます。で、これを改めます名案というものは、やはりなかなか、短期間のうちに調査を終えてしまう、比較の作業もやつてしまふという時間的制約もございますので、やはり無理であるということで、ことしも根本的には従来の方式どおりにやらざるを得なかつたわけになります。で、各対応の仕方等につきましても、当局に依頼しましたものがこちらに送つてまいりますが、そういう原本に直接私も当たりまして、それぞれ対応関係をやはり検討してまいりましたけれども、いま申し上げましたようなことで従来どおりの方針をとつたわけでございます。で、昨年も申し上げましたように、いろいろ年齢対応その他、やはり同様と思われますものをそれぞれ民間のところから公務員の対応のところに入れてまいるわけでございまして、やはりそういう厳密な対応関係を、年齢、それから職務、そういうものについてはいたしてござります。したがつて、あとは会社ごとの規模及びその組織、こういうものの相違をどうするかというところが御指摘の点であろうかと思いますが、その点はいろいろな種類の会社がございますのですから、いまのようないまかなり、五百人以上と未満で切つておるといふところでやつていかざるを得ないのでではなかろうか。なかなかそれにかわる名案が出でまいらぬい、こういう段階でござります。

○内藤功君 そこで、いまのお話の官民の比較をする場合に、毎年夏に民間事業所調査をやつしている。そこで、この民間事業所調査のあり方について私は提案も含めてひとつ質問したい。

まず聞きたいたのですが、ことし昭和五十年になります。恐らく春にやつたと思うのですが、大体民間の対象事業所数のうちどのくらいの事務所を、おわかりになつていたらお示しをいただきたい。

○政府委員(茨木広君) 母集団が三万九千の中から七千四百事業所について実施をいたしたわけでございます。

○内藤功君 何%ぐらいになりますか、これは二〇%弱かな。

○政府委員(茨木広君) 二〇%弱でございます。

○内藤功君 この民間調査をする、人事院、そ

れから総理府人事局、総理府統計局などの職員の負担はかなり大きいのじゃないかと思ひますが、この点はどういう実情ですか。

○政府委員(茨木広君) 民間調査をやりますのに

は、もうすでに来年度のものをいま準備段階に入つているわけでございますが、一月から三月末までの間に基礎台帳を作成しなければなりません。

これは五十人以上の規模の全事業所のリストアップを一応しまして、そこから先ほど申し上げましたような七千四百ばかりの事業所を抽出してまい

るわけでございます。その抽出してまいる基礎作業というものをその段階でいたします。これは私の方の人事院の職員で実施いたします。それから、本体をなします五月から六月にかけてそれぞれの

業というものをその段階でいたします。これは私の方の人事院の職員で実施いたします。それから、人事委員会の職員、それから人事委員会を置いて

いらっしゃいます政令都市がございます。このや

はり人事委員会の職員、これが合同で大体参ります。大体、府県関係、十市の関係職員で六割方ぐら

いらつしまして調査をいたしまして、調査をいたします。大体、四といふ比率で担当いたします。そういうことで、その期間いつばいかかる

月以上の間をつかましておるわけでございます。

そこで、私は時間もないし、結論的な提案だが、早く勧告を出して早く実施するというのが本来の趣旨である。もちろん早いためにいいかげんではいけない。いいかげんではなくて早くできるならその方法に持つていった方がいいと思う。そこで、調査対象はいま二〇%と言つたが、民間企業の全体二〇%に思い切つて精選して、この対象を減らしても私は推計学上十分信頼度が得られるんじゃないかと思う。勧告基礎作業を効率的にやる、それから迅速にやるという方法として、ぼくは積極的な提案だけれども、思い切つて二〇%を一〇%に下げてみたらどうかということを提案したいんだが、どうです。

○政府委員(茨木広君) まず、事業所数を減らすことございますが、これは国の方も使っておるわけでございますが、同時に、一応私の方の勧告を参考にはされますとは思ひますが、各人事委員会で、それぞれのところでまた一応勧告を出します際に、その県規模なり市の規模でもそれが使い得るような数がなければいかぬということで、それでいまの七千四百というような数字になつておるわけでございます。七千四百の数字をとりましても、職種別、等級別にこれをずっと分解してまいりますと、それでもなかなか統計的に見ました場合には数字が十分かなと思われるところが出てくる。そういうところはやっぱり切つっていくわけだと思います。そういうふうな点がございまして、簡単にこの数字、七千四百程度の事業所数を減らしてまいりたいのは、今度は不確実になるんじやなかろうかという点が一点でございます。

それから、御提案の早くという点については、

ござります。大体六、四といふ比率で担当いたします。そういうことで、その期間いつばいかかる月以上の間をつかましておるわけでございます。その後、とつてまいりましてから、やはり約一ヵ月以上、比較、集計等の作業に、統計局さんにも大変御努力いただきまして、残業までそれぞれが入らないで、やはり今度はそれを勧告内容の検討ということになつてまいりますのですから、いまのところが精いっぽいということでございまして、それ以上早くということになりますと、時期を早めましても、春闘のおさまりぐあいがもつと早くなければ別でございますが、そうでないといふと中身のない調査になつてしまふ、中身が入らない調査になつてしまふということとございまして、そこに限界があるということを提案しておるわけでございます。

○内藤功君 しかし、とにかく公務員の、特に下級の公務員の皆さんのが声は、もう何かあらゆる方法を工夫して早期にやっぱり勧告、実施を実現してもらいたいという意見が多い。私は、勧告に至る全過程を見た場合に、時間のむだというものがどこかにないかということを考え一つの提案をしておきたい。

もう一点、給与について簡単に伺います。これは、いわゆる中堅職員の中だるみ是正の問題です。昭和四十九年度の国家公務員の行(1)の年齢階層別構成、これを見ると、四十四、五歳をピークに四十歳から五十歳代が人員の山をつくつておるのであります。そして、十年前の表を見ると、三十歳から三十六、七歳だと。このピーク、山がそつくり横に移動している感じ。これらの人たちは、終戦後二十一年から三十年ころまでの間に大量の職員が採用されたんですが、そのとき以来職後のこの混乱期を支えて、行政の第一線で苦労してきた職員

です。今日では文字どおり中堅職員の人たちですね、家族も多い。この層の職員の多くが行(一)の五、六等級、行(二)では二、三等級の号俸に格づけされ、まあいわば私は冷遇されている人たちだと思います。昇格の頭打ちになっている職員は、たとえば行(一)の五等級、六等級でもそれぞれ在籍者の九〇%近くになっていると思うんですね。藤井総裁伺いたいんですが、あなたはこの間の衆議院で、議事録を見ると、この問題は放置しておいてよいとは考えない、あるいは、いろんな角度から検討を考えてできるだけ配慮を加えたないと、総論ではなかなかつばなことを言つておられる。総論が多い内閣なんだ、いまの内閣は、こういう総論は余り要らない、こういう問題に、具体的にどんなことを考えておりますか。定年制を考えるなんというのはだめですよ、そういうのじゃだめ。どういうふうに具体的に考えているのか、この点を私はもう一遍ここで確かめておきたい。どういう配慮を今後の勧告作業の中でやられるおつもりか。総裁と、それから総裁だけじゃ答えるれないだらうから局長も答えて結構です。どうです。

○政府委員(茨木広君) 中堅層の職員の待遇を改善していかなければいかぬということは全く同感でございます。昨年も、私もそれの機会あるごとにそういうお話をしたのでござりますが、今年も中堅層、大体三等級までのところの俸給表の改善を見ていただけおわかりになりますように、ほとんど各等級一〇%ほど改善、号俸別に見ましても類似のアップ率というような改善を提案を申し上げたわけでございますが、それもまさに中間層のところを、從来初任給の方に重点がございまして、それを入れるというようなことをしてまいりました。これがやはり基本でございます。やはり基本は俸給表の改善で実証をしていかなければ対処できな

いきます。そこで、第二の問題といたしましては、いま六等級、行(一)では二、三等級の号俸に格づけされ、まあいわば私は冷遇されている人たちだと思います。昇格の頭打ちになっている職員は、たとえば行(一)の五等級、六等級でもそれぞれ在籍者の九〇%近くになっていると思うんですね。藤井総裁伺いたいんですが、あなたはこの間の衆議院で、議事録を見ると、この問題は放置しておいてよいとは考えない、あるいは、いろんな角度から検討を考えてできるだけ配慮を加えたないと、総論ではなかなかつばなことを言つておられる。総論が多い内閣なんだ、いまの内閣は、こういう総論は余り要らない、こういう問題に、具体的にどんなことを考えておりますか。定年制を考えるなんというのはだめですよ、そういうのじゃだめ。どういうふうに具体的に考えているのか、この点を私はもう一遍ここで確かめておきたい。どういう配慮を今後の勧告作業の中でやられるおつもりか。総裁と、それから総裁だけじゃ答えるれないだらうから局長も答えて結構です。どうです。

○政府委員(藤井貞夫君) 中堅職員の待遇につきましては、従来からも非常にわれわれとしては気に入らして検討を続け、また、できるだけの改善をやってきましたつもりでございます。ただ、従来は民間等の給与動向を反映をいたしまして、どうしても初任給に重点が置かれるというようなことがございました。したために、どうも十分な中堅層の優遇措置には力が回らなかつたといふような点は、確かにわれわれも自覚をいたしておるところでございます。そういうような点から、給与局長が申し上げましたように、特に本年あたりでは、中堅層の改善ということに俸給表上もかなりの是正措置を講じたつもりでござります。また、これと並行いたしまして、等級別定数等の策定をいたします

わけございまして、これが基本でございます。それから、第二の問題といたしましては、いまも等級別分布の時系列的な変化について御指摘がございましたが、この等級別の級別定数の面で対応していくという方法が一つござります。この面につきましては、それぞれの職務の内容等を検討しながら各省庁と相談をして、予算の許す範囲内で等級別定数というものの中の改善もこれに対応させながらしてまいったわけでございます。ことしもちょうどその時期でござりますので、いまそれぞれの各省庁の方々とも折衝いたしておりますし、組合の方々からも大変強い要望を受けけておるところでございます。この面についても、御案内のような周辺の情勢下でございますので、例年のとおりにというわけにはいかないかもしれません、大体十五分というのはどない質問になります。しかし、まあさよは十五分というのですね。さかし、まあさよは十五分というのですね。

しかしながらも大変強い要望を受けけておるところでございます。この面についても、御案内のような周辺の情勢下でございますので、例年のとおりにというわけにはいかないかもしれません、大体十五分といふのはどない質問になります。しかし、特殊な事情ですからこれはやむを得ないと思ひますけれども、そういう短い時間でいろんなそういう問題点を質問をする余裕はございません。ただ私は、この政府的発想といふんです。しかし、特殊な事情ですからこれはやむを得ないと思ひますけれども、そういう短い時間でいろいろなそういう問題点を質問をする余裕はございません。ただ私は、この政府的発想といふんですかね、まあ恩給法の改正をすると、改正したことによって新たな矛盾をまた生むといういろんなむずかしいこともありますけれども、個々のあれよりも、政府の発想でどうもやっぱりわれわれの発想になじまないものがたくさんあります。たとえば、今度の中では、この防衛庁職員給与法の一部改正案の中で、曹以下で宿舎あるいは船舶等に法的な拘束を受けて居住をする者の食費を国で負担をしよう、これは確かに改善です。しかし、これはどうも、私の認識が誤っておれば非常に結構ですが、一万三千八百三十円の中で九千七百円は見るんだ、四千三百三十円は、これは自己負担になる。その分は、どうもこの政府の発想では、一般公務員だって昼飯食うのだから、やっぱり法的拘束を受けた者の昼飯、その分くらいは負担するのが当然だという発想のようですが、そのとおりですかどうですか。

○政府委員(今泉正隆君) ただいまの点は先生のおっしゃるような発想でございまして、もちろん自衛官の給与改善に力を私たちいたしておりますけれども、やはり他の一般公務員との実質的な均衡というのも図つてしまはなければならぬと、いう観点からそうした結論を出したわけでございまして、等級別定数等の策定をいたしました

○内藤功君 まあ、非常にまだ抽象的な答弁で、また、ことしの勧告にそれを取り入れたというのも、私は議論すれば長くなりますので、不満であるが、これまでの勧告にそれを取り入れたというのを講じたつもりでござります。

○中村利次君 これは防衛庁の発想ですか、大蔵省の発想ですか、人事院の発想ですか。これはな

りますが、一応私の時間が来ましたから、これでやめておきます。

ます。

○中村利次君 実質的な均衡、結構ですよ。しか

し、昼飯は一般公務員も食うんだから、法的に居住を拘束されている者も食うんだから、これは自分で負担しろという発想ね。この防衛問題につい

てはいろいろな議論があるから、まあ何というん

ですか、遠慮しないといふか、現実にあるもの

の取り扱いについてはやっぱり正しい発想で私はやらなければおかしいと思いますよ。ではその場

合、当然海事職で長期の航海なんかやつて、やむを得ないで居住を拘束される者の昼飯代も当然本

人の負担ということになるでしようし、それから、官と民は違うといったて、人事院勧告はもう長年にわたって民間のベースアップ等の調査をして、公務員の方がやっぱり較差があるならそれを埋めるという方式をとっておられる。民間の船会社が、これはやっぱり会社負担で船舶に拘束されている間は食費をやつしているんですけど、そういう者の昼飯代というものは個人負担になつておるのか、そういうのもやっぱり全部調査をした上でこれが正しいということになったのかどうか。

○政府委員(今泉正隆君) ただいまの私の答弁が非常にまずくて恐縮ですが、実は昼食を実質的に個人負担とすると申しましたのは、通常の勤務状態における昼食の部分は実質的にこれまでどおりにする。先生おっしゃいますとおり、船員は、船に乗組みまして船務に従事をしておるときには無料で支給されるか、あるいは食事代を支給されてその食事代で食事をする、要するに実質的に無料であるということが一般でございます。また一般公務員の中でも、海上保安官が船に乗り組みました場合には、やはり実質的に無料であります。その部分に相当するもの、自衛官の場合にも船員に乗り組んでおります場合の昼食と、それから演習に出でております場合の昼食のそいつた部分は、実質的に無料にするよう今回改善をお願いしておるわけでござります。

○中村利次君 これは防衛庁の発想ですか、大蔵

じみませんよ、やっぱり。法的に居住を拘束しておいて、これは自衛隊員だからそれでいいんだとか、何々職だからそれではいけないんだ、そういう議論は通用しませんからね。これはやっぱり一般論として私は発想の問題を問題として提起しているわけですから。どうなんですか、これは。防衛庁の発想ですか、大臣どうですか。

○國務大臣(坂田道太君) この点につきましては、私この発想 자체としましては、やはり自衛官というの法的に自由を拘束されておる、たとえば食事にしましても、それから就寝にしましても、あれこれを食べる選択はできないんだと、こういうことに着眼いたしまして実は今度の給与改善をお願いをしておるところでございます。しかしながら、これが他の公務員あるいは同じようなものと比較してはなはだしく均衡を失するようなことであつては給与体系全体を乱すということで、合理的な調整は行なさいということで指示をいたしました。落ちつきましたのがただいま御提案を申し上げておるところでござります。

○中村利次君 決して合理的な調整じゃないんですよ、その発想は。人事院総裁に伺います。民間のベースアップと民間賃金を調査をして、そしてこの公務員の給与に対する勧告をなさる。先ほども答弁がございましたように、民間のたとえは船舶なんかでは、これは実質的に全くその食費が会社持ち。それは船に乗つているのと、おかに法的拘束を受けていようと、拘束を受けてそこで食わされるものは自由はないのですからね。そういう点についてどうですか、どうお考えになりますか。これはきわめりっぱな発想だとお考えになりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) お言葉でござりますけれども、われわれの方は一般職の給与のことは担当しておりますが、特別職の自衛官等につきましては別の担当機関がござりますので、これにつきましては私からとやかくのことを申し上げる

ことは差し控えさせていただきたいと思います。

○中村利次君 もうこれはよしますよ。しかし、これは少しあなたすつきりしなさいよ。そういう発想が、長年にわたつてここで取り上げられてまいりましたような労働組合の専従者に対する取り扱いだとか、あるいは恩給で日満日とか、全くどう考えてみても納得できないようのが政府的発想になると改められないという、そのいろんな問題が、あるいは林野庁の定員外職員の待遇取り扱い等についても、これは本当にもうたくさんあります。これはひとつ一般国民の、私も国民の人々のつもりですから、これが聞いてみてなるほどと、せめて、まあしようがないわいといふぐらいのところまで発想を改めらるよう私は強く求めて質問終わります。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言もないようありますから、七案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより七案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようありますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより七案の採決に入ります。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案を問題

に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○林達君 私は、ただいま可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対する御意見を朗読いたします。

政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

政府は、次の事項について速やかに検討の上

一、恩給法第二条ノ二については国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図ります。

○國務大臣(植木光教君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、御趣旨を体してまいりたような労働組合の専従者に対する取り扱いだとか、あるいは恩給で日満日とか、全く

一律アップ方式については公務員の給与改善の上薄下厚の傾向を考慮するとともに、退職年次による恩給格差の是正措置を講ずること。

一、恩給の改定時期については、年度当初から実施を目指すこと。

一、旧軍人と一般文官との間の仮定俸給年額の格付是正を行うこと。

一、加算年の金額計算への算入及び加算減算率について改善を図ること。

一、恩給の最低保障額については最近の社会経済事情を考慮して、その引上げを行ふとともに、短期在職者の最低保障額について大幅な改善を図ること。

一、扶助料の給付水準の改善について考慮すること。

一、恩給担保貸付額の引上げを行うとともに貸付条件の改善を図ること。

一、戦地勤務に服した日本赤十字社の救護看護婦の待遇については、旧軍人、軍属に比して不利となつてゐるものがあるので、その救護措置を図るよう検討すること。

右決議する。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審査の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま林君から提出されました附帯決議案を議題として採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。

以上でござります。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました附帯決議案に対し、各党共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

〔昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案〕及び「昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企

業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るために、次の諸点につき速やかに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国家公務員及び公共企業体職員の給与にスライドする

ようその制度化を図ること。

を求められておりますので、この際、これを許します。植木総務長官。

○片岡勝治君 ただいま御決議になり十分検討してまいりたいと存じます。

○委員長(加藤武徳君) 次に、昭和四十一年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。

よって、両案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、片岡君から発言を認められます。

○片岡勝治君 それで、両案は全会一致をもつて原案どおり可決されました。

この際、片岡君から発言を認められます。

○片岡勝治君 私は、ただいま可決されました附帯決議案に対し、各党共同提案に係る附帯決議案を提出いたしました。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

〔昭和四十一年度以後における国家公務員

共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案〕及び「昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企

業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るために、次の諸点につき速やかに検討の上善処すべきである。

一、国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金については、国家公務員及び公共企業体職員の給与にスライドする

ようその制度化を図ること。

の給付内容の改善については、他の公的年金

制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずること。

三、長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分のあり方について配慮すること。

四、旧令、旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

五、国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合両制度間の差異について、早急に是正するとともに、二十年以上勤続して退職した公共企業体職員の退職手当について速やかに改善措置を講ずること。

六、家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七、長期に勤続した組合員が退職した場合、相当の期間にわたり医療給付が継続できるよう現行の任意継続制度とは別個の措置を講ずること。

八、労働組合の非在籍専従役員が、共済組合員としての資格を継続することについて努力すること。

九、共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

十、公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について考慮すること。

右決議する。

附帯決議案の趣旨は、案文及び審査の過程で明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま片岡君から提出されました附帯決議案を議題として採決を行います。本附帯決議案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よって、片岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、ただいまの決議に対し、政府から発言を求めておりますので、順次これを許します。

大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、困難な問題もございますが、御趣旨を体しまして十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(加藤武徳君) 木村運輸大臣。

○國務大臣(木村謙男君) ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、困難な問題もございませんが、御趣旨を体しまして、困難な問題もありますが、御趣旨を体しまして十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、困難な問題もございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十八分散会

を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決されました七案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十八分散会

(不動産登記法の一部改正)

第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のよう改める。

第四条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のよう改める。

第五条 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六百六十九号)の一部を次のよう改める。

第六条 気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)の一部を次のよう改める。

第七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のよう改める。

第八条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のよう改める。

第九条 都市計画法(昭和三十九年法律第百四十号)の一部を次のよう改める。

第十一条 第二項及び第三項中「二月以内」を

「三月以内」に改める。

第十三条 第二項及び第三項中「検定にあつては五十円以下、

五百円以上」を「検定にあつては十万円以下の範囲内におい

て、政令」を「実費を勘案して運輸省令」に改める。

第十五条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第十六条 気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)の一部を次のよう改める。

第十七条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第十八条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のよう改める。

第十九条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第二十条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第二十一条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第二十二条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第二十三条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第二十四条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第二十五条 第二項及び第三項中「三十箇月以内」を

「三十箇月以内」に改める。

第八十一条第二項中「行なわなければ」を「行なわなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第九条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「主務大臣の認可を受けて」を削る。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第三章中第三十六条の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第三十六条の二 第九条、第二十一条及び第二十二条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(第三条第二項の規定により都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(測量法の一部改正)

第十一條 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の八第一項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第一条の規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に、地方自治法第二百五十七条(第七八号)(第七九号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、住宅地区改良法第九条、第二十二条又は第二十二条の規定により都道府県

知事がした許可その他の行為は、公告その他の行為は、第十条の規定による改正後の同法第三十六条の二の規定により指定都市の長がした許

可その他の处分又は公告その他の行為とみなす。

3 この法律(附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

九月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給等の改善に関する請願(第三号)

(第一〇号)(第一五号)(第二一号)(第二二号)

(第五一号)(第五二号)(第五三号)(第六七号)(第六八号)(第六九号)(第一一三号)

(第一一四号)(第一一五号)(第一一六号)

(第一一七号)

一、恩給及び共済年金に関する請願(第一一号)

一、昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請願(第一二号)(第一三号)(第一四号)

(第二四号)(第二五号)(第二六号)(第五四号)(第五五号)(第五六号)(第五七号)(第六六号)(第九七号)(第九八号)(第九九号)

(第一一一号)(第一一二号)

一、昭和五十年度恩給及び共済年金の給付改

善促進に関する請願(第一八号)

一、自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を「現職五八号)(第一一八号)

勤務期間に加算する措置に関する請願(第一

五八号)

一、金鷄煎草制度の復活に関する請願(第六五

号)

一、義務教育等教員特別手当の支給に関する請願(第七〇号)(第七一号)(第七二号)(第七三号)(第七四号)(第七五号)(第七六号)(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

三、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

四、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

五、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

六、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

七、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

八、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

九、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十一、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十二、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十三、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十四、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十五、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十六、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十七、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十八、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

十九、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十一、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十二、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十三、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十四、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十五、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十六、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十七、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

二十八、軍人恩給等の改善に関する請願(第七七号)(第七八号)(第七九号)(第七一号)(第八二号)(第八三号)(第八四号)(第八五号)(第八六号)(第八七号)(第八八号)(第八九号)(第九〇号)(第九一号)

第一〇号 昭和五十年九月十二日受理
軍人恩給等の改善に関する請願

請願者 石川県金沢市石引四一八ノ三石川県軍恩連盟内 森茂喜紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五号 昭和五十年九月十二日受理
軍人恩給等の改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三七四保健福祉会館内社団法人栃木県軍恩連盟会長 岡田廣

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五号 昭和五十年九月十二日受理
軍人恩給等の改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭元町三七四保健福祉会館内社団法人栃木県軍恩連盟会長 岡田廣

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一二号 昭和五十年九月十三日受理
軍人恩給等の改善に関する請願(三通)

請願者 東京都足立区千住旭町四一ノ二東京都軍恩連盟第十区支部内 中田勝太郎外二名

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六号 昭和五十年九月十三日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(三通)

請願者 東京都足立区千住旭町四一ノ二東
京都軍恩連盟第十区支部内 中田
勝太郎外二名

紹介議員 安井 謙君
外二名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五四号 昭和五十年九月十六日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(十一通)

請願者 山形県寒河江市中央一ノ一二山形
県心友会寒河江市連合支部内 沖
津市三郎外十名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五五号 昭和五十年九月十六日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願

請願者 宮崎市橘通東一ノ一一一宮崎県
林業会館内宮崎県軍人恩給連盟内
中村肇 勝久君

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第九六号 昭和五十年九月十七日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(二通)

請願者 茨城県水戸市新原一ノ一六ノ五五
茨城県軍恩連盟内 佐藤文蔵外一
名

紹介議員 郡 祐君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五七号 昭和五十年九月十六日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(三通)

請願者 鳥取市馬場町一二ノ二軍恩連盟鳥
取市連合支部内 乾新治
紹介議員 宮崎 正雄君
外二名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五九号 昭和五十年九月十七日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(三通)

請願者 東京都足立区千住四ノ三一 長島
八幡浜市軍恩連合会内 恵野鶴松
信二外十九名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五八号 昭和五十年九月十六日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(三通)

請願者 鳥取市馬場町一二ノ二軍恩連盟鳥
取市連合支部内 乾新治
紹介議員 宮崎 正雄君
外二名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第五八号 昭和五十年九月十六日受理

自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を「現職勤務期
間に加算する措置」に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区千住四ノ三一 長島
信二外十九名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一一号 昭和五十年九月十八日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願

請願者 滋賀県大津市中庄一ノ一四ノ三軍
恩連盟滋賀県連合会内 北脇芳雄
紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を「現職勤務期
間に加算する措置」に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市中庄一ノ一四ノ三軍
恩連盟滋賀県連合会内 北脇芳雄
紹介議員 河本嘉久蔵君
外二名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一二号 昭和五十年九月十八日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願

請願者 長野県上高井郡小布施町大字小布
施二、四五〇 高沢誠一
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を「現職勤務期
間に加算する措置」に関する請願(二通)

請願者 長野県上高井郡小布施町大字小布
施二、四五〇 高沢誠一
紹介議員 夏目 忠雄君
外二名

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一八号 昭和五十年九月十二日受理

昭和五十年度恩給及び各共済年金の給付改善促進
に関する請願

請願者 岐阜市上土居七五一ノ四三全退
職者組合東海地方連絡協議会内
浦田安行外一万二千名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を「現職勤務期
間に加算する措置」に関する請願(二通)

請願者 岐阜市上土居七五一ノ四三全退
職者組合東海地方連絡協議会内
浦田安行外一万二千名

紹介議員 西村光賢外九名

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一八号 昭和五十年九月十八日受理

昭和五十年度恩給及び各共済年金の給付改善促進
に関する請願

請願者 群馬県高崎市聖石町二ノ九群馬県
恩連盟内 清水松次郎外一名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

自衛隊予備自衛官の平時勤務期間を「現職勤務期
間に加算する措置」に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市聖石町二ノ九群馬県
恩連盟内 清水松次郎外一名

紹介議員 西村 光賢君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六五号 昭和五十年九月十七日受理

金鷄勲章制度の復活に関する請願

請願者 兵庫県加古川市野口町長砂 中川

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

信太郎外三十名

紹介議員 中西 一郎君

政府は速やかに英断をもつて金鷲勅章制度の復元

を断行されるよう強く要請する。

理由

殊勲者に対する勅章制度は、自由、共産両陣営、戦勝国、敗戦国たるを問わず等しく現存しており、日本もかかる制度は飽くまで保持し、少なくとも昭和二十七年平和条約発効と共に復活すべきであつた。それを昭和二十二年五月三日政令第四号をもつて金鷲勅章に関する条例を廃止したことは、憲法に違反した行為であると考えられる。政府が認めた八十三万人（御沙汰書きの者を含む）の殊勲の功績を否認して無価値のものとし、既に授与された金鷲勅章を政府自ら廢品としたことは、政府の実施した行為を否定し、國家の勅章を賣とくし、信賞必罰の政治の大道に反し、信を国民に失うものである。

第七〇号 昭和五十年九月十七日受理
請願者 大分市大字駄ノ原九八二大分大学
教育学部附属幼稚園PTA会内

義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

紹介議員 岩男 順一君

昭和五十年三月十七日付け「教員給与の改善について」の人事院勧告の「義務教育等教員特別手当（四パーセント）」が国立大学附属幼稚園教員にも支給されるよう、その法制化・予算化について格別の尽力をされたい。

理由

一、今回の教員給与の人事院勧告では、附属幼稚園の教員は、義務教育にたずさわる他の附属学校教員と任務内容・学歴において同一であるにもかかわらず、格差ができるおり、この点が人材確保に重大な障害となる。
二、同勧告によつて、附属幼稚園の使命達成も困難になるとともに教員養成大学の卒業生の採用

はもちろんのこと、中央教育審議会答申の重点施策等である幼稚園教育振興も危ぶまれることになる。

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七五号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願（二通）

請願者 静岡市駿府町一ノ九四静岡大学教

育学部附属幼稚園内 若林淳之外百八十六名

紹介議員 川野辺 静君

村信之外二百六十名

紹介議員 大谷藤之助君

東京学芸大学附属幼稚園内 木

第七一号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願（二通）

請願者 東京都小金井市貫井北町四ノ一

一東京学芸大学附属幼稚園内 木

第七二号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 奈良市学園北一ノ一六ノ一四奈良

女子大学文学部附属幼稚園育友会七名

紹介議員 押田栄一外百八十六名

第七三号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 岡山市東山二ノ九二〇岡山大学教育学部附属幼稚園内 大島歎外九十四名

紹介議員 大森 久司君

第七四号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 兵庫県明石市山下町三ノ四神戸大

学校教育学部附属幼稚園内 柏木新介外二百十八名

紹介議員 加藤 武徳君

第七五号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸二ノ六ノ八茨

城大学教育学部附属幼稚園内 小林茂外二百八十名

紹介議員 郡 祐一君

第七六号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 徳島市南前川町二丁目徳島大学教

育学部附属幼稚園内 斎実外四百七十名

紹介議員 久次米健太郎君

第七七号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸二ノ六ノ八茨

城大学教育学部附属幼稚園内 小林茂外二百八十名

紹介議員 郡 祐一君

第七八号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 三重県津市観音寺町五二三三重

大学教育学部附属幼稚園内 久松

紹介議員 寺下 岩藏君

第七九号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願（二通）

請願者 高知市小津町一〇ノ二三高知大学教

育学部附属幼稚園内 腰山静雄外三百三十一名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第七五号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願（二通）

請願者 高知市小津町一〇ノ二三高知大学教

育学部附属幼稚園内 腰山静雄外三百三十一名

紹介議員 塩見 俊二君

第七六号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願（二通）

請願者 熊本市池田町二ノ六八ノ一二熊本

大学附属幼稚園内 荒木哲也外三十名

紹介議員 高田 浩運君

第七七号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願（二通）

請願者 千葉市弥生町一ノ三三千葉大学教

育学部附属幼稚園内 富田陽子外四百七名

紹介議員 高橋 善富君

第七八号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 青森県弘前市大字学園町一ノ一弘

前大学教育学部附属幼稚園内 堀

米勢吉外二百九名

紹介議員 寺下 岩藏君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八三号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願
請願者 兵庫県明石市山下町三ノ四神戸大

学教育学部附属幼稚園内 山本節
外二百十七名

紹介議員 中西一郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第八七号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願
請願者 東京都文京区小石川四ノ二ノ一東
京学芸大学附属幼稚園内 田和恭
介外二百十七名

紹介議員 塙山威一郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第九一号 昭和五十年九月十七日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願
請願者 金沢大学教育学部附属幼稚園内
浅田紀子外百七十六名
紹介議員 安田隆明君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一七五号 昭和五十年九月二十二日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願
請願者 群馬県前橋市千代田町一ノ九ノ七
北爪克尚外三百六名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第一九三号 昭和五十年九月二十五日受理

軍人恩給等の改善に関する請願

請願者 宮崎県都城市早錦町一六ノ二二都

城軍恩連盟内

長浜成巳

紹介議員

温水

三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一六七号 昭和五十年九月二十日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請

願

請願者 新潟県中頸城郡大潟町土底浜 柳

沢千秋

紹介議員

亘

四郎君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一八一号 昭和五十年九月二十三日受理

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請

願

請願者 新潟県長岡市住吉一ノ一ノ八 宮

嶋保子

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

十月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給等の改善に関する請願（第二一四

号）（第三〇九号）

一、義務教育等教員特別手当の支給に関する請

願（第二二七号）（第二二八号）（第二二九号）

（第二三〇号）（第二三一號）（第三一一号）

一、金錫勲章制度の復活に関する請願（第三一

〇号）（第三五一号）

一、診療報酬引上げ等に関する請願（第三一二

号）（第三四九号）

一、富山県大山町の寒冷地手当改善に関する請

願（第三三五号）（第三六一號）

一、岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願

（第三六号）

一、岐阜県藤橋村の寒冷地手当改善に関する請

願（第三三七号）

一、岐阜県上矢作町の寒冷地手当改善に関する請

願（第三三八号）

一、岐阜県串原村の寒冷地手当改善に関する請

願（第三三九号）

一、岐阜県根尾村の寒冷地手当改善に関する請

願（第三四〇号）

一、岐阜県板取村の寒冷地手当改善に関する請

願（第三四一號）

一、岐阜県春日村の寒冷地手当改善に関する請

願（第三四二号）

一、岐阜県徳山村の寒冷地手当改善に関する請

願（第三四三号）

一、岐阜県美山町の寒冷地手当改善に関する請

願（第三四四号）

一、岐阜県山岡町の寒冷地手当改善に関する請

願（第三四五号）

一、自衛隊子弟自衛官の平時勤務期間を「現職

勤務期間に加算する措置」に関する請願（第

三五〇号）

一、救護看護婦（外地勤務）の恩給に関する請

願（第三六〇号）

一、長野県の寒冷地手当改善に関する請願（第

三八一號）

一、長野県小海町の寒冷地手当改善に関する請

願

一、長野県浪合村の寒冷地手当改善に関する請

願

一、長野県平谷村の寒冷地手当改善に関する請

願

一、長野県丸木村の寒冷地手当改善に関する請

願

一、長野県飯田市との寒冷地手当改善に関する請

願

一、長野県南国市下末松二六三 沢田

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

願（第三八七号）

一、兵庫県多紀郡の寒冷地手当改善に関する請

願（第三九五号）

一、兵庫県一宮町の寒冷地手当改善に関する請

願（第三九六号）

一、兵庫県千種町の寒冷地手当改善に関する請

願（第三九七号）

一、兵庫県氷上郡の寒冷地手当改善に関する請

願（第三九八号）

一、兵庫県水上郡の寒冷地手当改善に関する請

願（第三九九号）

一、兵庫県氷上郡の寒冷地手当改善に関する請

願（第四〇号）

一、兵庫県鹿沼市の寒冷地手当改善に関する請

願（第四〇一號）

一、栃木県日光市の寒冷地手当改善に関する請

願（第四〇六号）

一、栃木県茂木町の寒冷地手当改善に関する請

願（第四〇七号）

一、栃木県足尾町の寒冷地手当改善に関する請

願（第四〇八号）

一、栃木県藤原町の寒冷地手当改善に関する請

願（第四〇九号）

一、栃木県須町の寒冷地手当改善に関する請

願（第四一〇号）

一、長貞夫外百四十六名

一、恒貞夫外百四十六名

第二二七号 昭和五十年九月二十七日受理

義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野三ノ九ノ一岩

手大学教育学部附属幼稚園内 島

山豊吉外百四十六名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二一八号 昭和五十年九月二十七日受理

義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 島取市湖山町字白浜三、八三八鳥

取大学教育学部附属幼稚園内 倉

正子外百六十名

紹介議員 石破 二朗君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二一九号 昭和五十年九月二十七日受理

義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 岡山市門田屋敷三ノ三ノ二 五

梨大学教育学部附属幼稚園内 島

田晴己外百三十八名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二〇号 昭和五十年九月二十七日受理

義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 山梨県甲府市北新町一ノ二ノ一山

梨大学教育学部附属幼稚園内 島

田晴己外百三十八名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二二二号 昭和五十年九月二十七日受理

義務教育等教員特別手当の支給に関する請願

請願者 高知県南国市下末松二六三 沢田

正子外百六十名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

請願者 烏取市高住八五ーノ一三 後藤誠
紹介議員 宮崎 正雄君 也外五十五名
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第三四九号 昭和五十年十月一日受理
昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請

請願者 岐阜市藪田県厅内岐阜県寒冷積雪
地給対策会議内 杉村治津雄
紹介議員 中村 波男君

岐阜県の寒冷地手当を次のとおり速やかに改善されたい。

請願者 烏取県岩美郡国府町大字庄二一四
軍恩岩美郡連合支部内 西垣正温
招候議員 西垣 尚台吉

の請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第三二一号 昭和五十年九月三十日受理
義務教育等教員特別手当の支給に関する請願
請願者 宮崎市船塚一ノ宮崎大学教育学
部付属幼稚園内 所谷マナ子ト目

第三三五号 昭和五十年十月一日受理

富山県大山町の寒沢地主當古吉、請願者
請願者 富山県上新川郡大山町大山町長

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

緑介議員 山崎 駿君

金鰫勅章制度の復活に関する請願
　　著者　千葉市年宣郎丁八六四　小林義本

手当は「生活継本來の變はもとす」といふ。昭和四十三年の法改正時の考え方で取り扱うよ。

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

は、国会の附帯決議によって取り扱うようになります。

金鰫勲章制度の復活に関する請願

清人詩集

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

富山県大山町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 富山市桜町二ノ二ノ二九富山県寒

昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する

紹介議員　辻　一彦君

紹介議員 塩見 俊二君

第三三六号 昭和五十年十月一日受理
岐阜県の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 岐阜市藤田町内岐阜県寒冷積雪地給付策会議内 杉村治津雄		紹介議員 中村 波男君	
一、級地引上げ。		(地) 域 名	(現級地) (要求級地)
揖斐郡	徳山村	同 郡	四級地
郡上郡	白鳥町のうち五級地に含まれない地域	同 郡	五級地
益田郡	萩原町のうち五級地に含まれない地域	同 郡	三級地 (萩原町二級地)
小坂町	馬瀬村	不破郡	四級地
馬瀬村	根尾村	本巣郡	五級地
揖斐郡	関ヶ原町	揖斐郡	三級地
武儀郡	板取村	郡上郡	四級地
大和村	大和村	郡上郡	五級地
益田郡	下呂町のうち旧竹原村、旧中原村の一部、旧上原村の地域	養老郡	三級地
八幡町、和良村	下呂町のうち旧竹原村、旧中原村の一部、旧上原村の地域	山県郡	四級地
上石津村	下呂町のうち旧竹原村、旧中原村の一部、旧上原村の地域	美山町のうち二級地に含まれない地域	五級地
恵那市	下呂町のうち旧竹原村、旧中原村の一部、旧上原村の地域	山岡町、明智町、串原村、上矢作町	三級地
恵那郡	下呂町のうち二級地に含まれない地域	下呂町のうち二級地に含まれない地域	四級地
益田郡	金山町	金山町	五級地
(資料添付)		害している事情にかんがみ、その不合理、不均衡な諸点を次のとおり速やかに改定されたい。	
二、定額分の改善措置を講ずること。		一、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第四項に規定する基準額を、給与水準の改定実態に応じた額に増額の措置を講ずること。	
三、基準日以降の世帯変動者への追給を実施すること。		二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の級地区分を次のように改定すること。	
四、加算額の改善を図ること。		四、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第二項の規定により北海道以外の寒冷地として、内閣総理大臣は五級地、四級地のみと總理府令の措置を講ずること。	
第三三七号 昭和五十年十月一日受理		岐阜県藤橋村の寒冷地手当改善に関する請願	
請願者 岐阜県揖斐郡藤橋村藤橋村長 杉島菊次		紹介議員 中村 波男君	

岐阜県美山町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 岐阜県山郡美山町長 田中千秋

紹介議員 中村 波男君

寒冷積雪地域の困難な生活事情から、優秀な公務員が定着しがたく、岐阜県美山町の地域開発を阻害している実情にかんがみ、その不合理、不均衡な諸点を次のとおり速やかに改定されたい。

一、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第四項に規定する基準額を、給与水準の改定実態に応じた額に増額の措置を講ずること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の級地区分を次のように改定すること。

（地域名）（現級地）（要求級地）
美山町 一級地 二級地

三、基準日以降の世帯変動者への追給について改善の措置を講ずること。

四、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第一項の規定により北海道以外の寒冷地として、内閣総理大臣は五級地、四級地のみと総理府令で規定しているが、三級地以下まで拡大する措置を講ずること。

（資料添付）

紹介議員 羽生 三七君

第三五〇号 昭和五十年十月一日受理

自衛隊子弟自衛官の平時勤務期間を「現職勤務期間に加算する措置」に関する請願

請願者 広島市矢野町東二、六三三 故本正己外九名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

一、私達は、戦時中、外地で働いた救護看護婦を恩給法の対象とされたいた。

第三六〇号 昭和五十年十月二日受理

救護看護婦（外地勤務）の恩給に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町池戸 森松子 外一名

紹介議員 市川 房君

戦時中、外地で働いた救護看護婦を恩給法の対象とされたいた。

理由

寒冷積雪地域の困難な生活事情から、優秀な公務員が定着しがたく、岐阜県山岡町の地域開発を阻害している実情にかんがみ、その不合理、不均衡な諸点を次のとおり速やかに改定されたい。

一、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第四項に規定する基準額を、給与水準の改定実態に応じた額に増額の措置を講ずること。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の級地区分を次のように改定すること。

四、救護看護婦でも内地勤務のものは、終戦後、できない。

直ちに公務員として処遇されたと聞いているが、外地にいた者だけ放置されているのは全く理解できない。

請願者 長野県諏訪郡富士見町富士見町長 三井春富外十名
紹介議員 羽生 三七君

一、長野県諏訪郡富士見町の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。

二、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の、世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

（資料添付）

紹介議員 羽生 三七君

第三八四号 昭和五十年十月二日受理

長野県平谷村の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 長野県下伊那郡平谷村平谷村長 熊谷靖郎外五名

紹介議員 羽生 三七君

一、長野県下伊那郡平谷村の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。

二、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の、世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

（資料添付）

紹介議員 羽生 三七君

第三八二号 昭和五十年十月二日受理

長野県小海町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 長野県南佐久郡小海町小海町長 羽生 三七君

紹介議員 羽生 三七君

一、長野県南佐久郡小海町の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。

二、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の、世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

（資料添付）

紹介議員 羽生 三七君

第三八五号 昭和五十年十月二日受理

長野県浪合村の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 長野県下伊那郡浪合村一、〇一八浪合村長 川上義秋外九名

紹介議員 羽生 三七君

一、長野県下伊那郡浪合村の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。

二、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の、世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

（資料添付）

紹介議員 羽生 三七君

第三八三号 昭和五十年十月一日受理

長野県富士見町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 長野県富士見町富士見町長 田中千秋

紹介議員 羽生 三七君

一、長野県富士見町の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。

二、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の、世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

（資料添付）

第四二八号 昭和五十年十月三日受理 兵庫県養父町の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 兵庫県養父郡養父町養父町長 朝倉宣征		(資料添付) 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、兵庫県養父町の寒冷地手当の級地を、現行一級地から二級地以上に引き上げること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善すること。 四、加算額を改定すること。	
第四三二号 昭和五十年十月三日受理 義務教育等教員特別手当の支給に関する請願 請願者 長野県松本市桐一ノ三ノ一信州大学教育学部附属幼稚園内 郎外三十名		紹介議員 中西一郎君 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、兵庫県養父町の寒冷地手当の級地を、現行一級地から二級地以上に引き上げること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善すること。 四、加算額を改定すること。	
第四三七号 昭和五十年十月三日受理 岐阜県明智町の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 岐阜県恵那郡明智町明智町長 阿部廉平		紹介議員 夏目忠雄君 この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、兵庫県養父町の寒冷地手当の級地を、現行一級地から二級地以上に引き上げること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善すること。 四、加算額を改定すること。	
第四三九号 昭和五十年十月三日受理 福井県池田町の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 福井県今立郡池田町稻荷三五ノ四		紹介議員 池田長山本信治 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、寒冷地手当の定額分を改定すること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。 四、加算額を改定すること。	
第四四二号 昭和五十年十月三日受理 福井県福井市の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 福井市大手三ノ一〇ノ一福井市長 大武幸夫		紹介議員 熊谷太三郎君 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、寒冷地手当の定額分を改定すること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。 四、加算額を改定すること。	
第四四〇号 昭和五十年十月三日受理 福井県美山町の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 福井县足羽郡美山町朝谷島六ノ一		(資料添付) 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、寒冷地手当の定額分を改定すること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。 四、加算額を改定すること。	
第五二五号 昭和五十年十月六日受理 宮城県刈田郡七ヶ宿町の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。 請願者 宮城県刈田郡七ヶ宿町字閑一三五七ヶ宿町長 富沢直道		紹介議員 戸田菊雄君 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、寒冷地手当の定額分を改定すること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。 四、加算額を改定すること。	
第五二六号 昭和五十年十月六日受理 宮城県小野田町の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 宮城県加美郡小野田町字長檀七五二小野田町長 伊藤陸雄		紹介議員 戸田菊雄君 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、寒冷地手当の定額分を改定すること。 二、寒冷地手当の定額分を改定すること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。 四、加算額を改定すること。	
第五二四号 昭和五十年十月六日受理 宮城県の寒冷地手当改善に関する請願 請願者 宮城県仙台市柏木一ノ二ノ四五宮		紹介議員 戸田菊雄君 第三級地から二級地以上に引き上げること。 一、宮城県加美郡小野田町の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地に引き上げること。 二、寒冷地手当の定額分を改定すること。 三、基準日以降の世帯区分変動者への追給について改善の措置を講ずること。 四、加算額を改定すること。	

第五八九号 昭和五十年十月七日受理

今上陛下御在位滿五十年奉祝國民大會開催閏支

請願者 福島市太田町二七ノ二一 関田一

紹介議員 源田 実君
イ外五名

理由
本行事は、先年の明治百年記念行事よりも、更に一層有意義な国家的行事であり、また全国民の國家意識高揚の効果も大であると考えられる（資料添付）

第六五七号 昭和五十一年十月八日受理
今上陛下御在位滿五十年奉祝国民大会開催に關する諸願(十一通)
請願者 宮城県仙台市土穂一〇二 及川誠
紹介議員 安井 外十名 謙君
この諸願の趣旨は、第五八九号と同じである。

第六五八号 昭和五十年十月八日受理
上陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に關す
の請願(二十三通)

説勧者 石川県小松市加賀六丁
外二十二名

第五九〇号 昭和五十年十月七日受理

兵庫県出石町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町内町五三出石

町寒冷地給対策協議会内山西茂

第五九三号 昭和五十年十月七日受理

島県河東村の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 福島県河沼郡河東村河東村長 栗

栃木県鹿沼市の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市今宮町一、六八

鹿沼市議会内 黒川八郎

この講演の趣旨は第四〇五号と同じである

第六六〇号 昭和五十年十月八日受理

栃木県鹿沼市の寒冷地手当改善に関する請願者
　　栃木県鹿沼市今宮町一、六八

紹介議員 岡田 広君
—鹿沼市役所内 鎌木貞二

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである

第六八五号 昭和五十年十月九日受理

栃木県鹿沼市の寒冷地手当改善に関する請願者
請願者 栃木県鹿沼市今宮町一、六八

鹿沼市議會議長 佐川良作

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである

第六一二号 昭和五十年十月八日受理

栃木県日光市の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 栃木県日光市中鉢石町九九九

紹介議員 大塚 喬君 市議会内 小平恒治

この請願の趣旨は、第四〇六号と同じである

第六六一號 昭和五十年十月八日受理

栃木県日光市の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 栃木県日光市中鉢石町九九九

紹介議員 岡田 広君 市役所内 岸野節男

第一回 内閣委員会会議録第一号 昭和五十年十一月六日 [参議院]

この請願の趣旨は、第四〇六号と同じである。

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第六八六号 昭和五十年十月九日受理
栃木県日光市の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県日光市中鉢石町九九九日光
市議会議長 福田土巳夫

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四〇六号と同じである。

第六一三号 昭和五十年十月八日受理
栃木県茂木町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一五
五茂木町議会内 山本菊次

紹介議員 大塚 番君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六二号 昭和五十年十月八日受理
栃木県茂木町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一五
五茂木町役場内 富田和衛

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六六三号 昭和五十年十月八日受理
栃木県足尾町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡足尾町松原一ノ一
九足尾町議会内 仁平僚三

紹介議員 大塚 番君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第六六四号 昭和五十年十月八日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町役場内 安達久夫

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第六六五号 昭和五十年十月八日受理
岐阜県大和村の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 岐阜県郡上郡大和村大和村長 山

九足尾町役場内 福田忍

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第六八七号 昭和五十年十月九日受理
栃木県足尾町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡足尾町松原一ノ一
九足尾町議会議長 神山武雄

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四〇八号と同じである。

第六一五号 昭和五十年十月八日受理
栃木県藤原町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡藤原町大字藤原藤原
町議会内 八木沢昭雄

紹介議員 大塚 番君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六一六号 昭和五十年十月八日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町議会内 青木草行

紹介議員 大塚 番君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第六六四号 昭和五十年十月八日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町役場内 安達久夫

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第六六五号 昭和五十年十月八日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町役場内 安達久夫

紹介議員 岡田 広君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第六六六号 昭和五十年十月八日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町役場内 安達久夫

紹介議員 中村 波男君
下連平
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六八五号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県茂木町の寒冷地手当改善に関する請願

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

一、岐阜県郡上郡大和村の寒冷地手当の級地を、現行二級地から三級地に引き上げること。
二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第四項に規定する基準額を、給与水準の改定実態に応じた額に増額の措置を講ずること。

三、基準日以降の世帯変動者への追給について改善の措置を講ずること。
四、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第二項の規定により北海道以外の寒冷地として、内閣総理大臣は五級地、四級地のみと總理府で規定しているが、三級地以下まで拡大する措置を講ずること。

（資料添付）

第六七八号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県茂木町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一五
五茂木町役場内 相田光俊

紹介議員 矢野 登君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六七七二号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県藤原町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡藤原町大字藤原藤原
町議会議長 星秀次郎

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六八五六号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県藤原町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡藤原町大字藤原藤原
町役場内 八木沢照蔵

紹介議員 矢野 登君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六七七三号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町役場内 八木沢照蔵

紹介議員 矢野 登君
この請願の趣旨は、第四〇九号と同じである。

第六六七号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県那須町の寒冷地手当改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡那須町大字寺子内三
ノ一三那須町議会議長 柄沢福米

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第六七七一号 昭和五十年十月十三日受理
栃木県茂木町の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一五
五茂木町議会議長 河原弘平

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

(予備審査のための付託は九月二十日)

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「七十五万円」を「百四万円」に、「三百七十五万円」を「五百二十万円」に、「四百五十万円」を「六百二十四万円」に改める。

第六十五条第一項中「四万二千円扶養家族ノ付テハ其ノ一人ニ付四千八百円(扶養家族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千円)」を「六万円扶養家族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万八千円(増加恩給ヲ受タル者ニ妻ナキトキハ其ノ中一人ニ付テハ四万二千円)」其ノ他ノ扶養家族ニ付テハ一人ニ付四千八百円」に改め、同条第六項中「七万二千円」を「十二万円」に改める。

第七十五条第二項中「其ノ一人ニ付四千八百円(扶養遺族ノ中二人迄ハ一人ニ付一万二千円)」を「其ノ中二人迄ニ付テハ一人ニ付一万八千円其ノ他ノ扶養遺族ニ付テハ一人ニ付四千八百円」に改める。

別表第一号表中「第一号表」を「第一号表(第48条関係)」に改める。

別表第一号表ノ三中「第一号表ノ二」を「第一号表ノ二(第49条関係)」に改める。

別表第一号表ノ三中「第一号表ノ三」を「第一号表ノ三(第49条ノ三関係)」に改める。

別表第一号表中「第二号表」を「第二号表(第65条関係)」に、「一、五八八、〇〇〇円」を「二、一九三、〇〇〇円」に、「一、二八六、〇〇〇円」を「一、七七六、〇〇〇円」に、「一、七七八、〇〇〇円」を「一、〇七五、〇〇〇円」に、「六〇三、〇〇〇円」を「八三三、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「第三号表」を「第三号表(第65条ノ二関係)」に、「一、六八九、〇〇〇円」を「二、三三三、〇〇〇円」に、「一、四〇一、〇〇〇円」を「一、九三五、〇〇〇円」に、「一、一一〇、〇〇〇円」を「一、六六〇、〇〇〇円」に、「九八八、〇〇〇円」を「一、三六四、〇〇〇円」に、「七九一、〇〇〇円」を「一、〇九四、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び別表第五号表を次のように改める。

第五号表(第七十五条関係)

右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ五〇六、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ五〇六、〇〇〇円トス

退職当時ノ俸給年額	率
二、五七七、四〇〇円以上ノモノ	一七・三割
二、三七〇、一〇〇円ヲ超エ二、五七七、四〇〇円未満ノモノ	一七・八割
二、二六五、八〇〇円ヲ超エ二、三七〇、一〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
二、一八三、一〇〇円ヲ超エ二、二六五、八〇〇円以下ノモノ	一八・二割
二、五一七、七〇〇円ヲ超エ二、一八三、一〇〇円以下ノモノ	一八・八割
二、三〇八、九〇〇円ヲ超エ一、五二七、七〇〇円以下ノモノ	一九・五割
二、二四一、四〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
一、〇一二、五〇〇円ヲ超エ一、二四一、四〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
一、〇二二、九〇〇円ヲ超エ一、〇一二、五〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
一、〇一九、八〇〇円ヲ超エ九五三、九〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
一、〇一七、八〇〇円ヲ超エ八九八、八〇〇円以下ノモノ	二三・四割
一、〇一五、八〇〇円ヲ超エ八四三、一〇〇円以下ノモノ	二三・七割
一、〇一三、八〇〇円ヲ超エ七八八、三〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
一、〇一一、八〇〇円ヲ超エ七七八、三〇〇円以下ノモノ	二三・七割
一、〇一〇、八〇〇円ヲ超エ七六三、四〇〇円以下ノモノ	二三・九割
一、〇〇九、七〇〇円ヲ超エ七一八、三〇〇円以下ノモノ	二四・三割
一、〇〇八、七〇〇円ヲ超エ六七七、七〇〇円以下ノモノ	二四・九割
一、〇〇七、七〇〇円ノモノ	二五・八割

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年五月三十日正午)

八年法律第百五十五号)の一部を次のように改

率	二九・〇割 二九・三割 二九・八割 三〇・二割 三〇・九割 三一・九割 三三・四割 三四・五割
一、五・五割 一、五・四割 一、五・三割 一、五・二割 一、五・一割 一、五・零割 一、七・八割	一、一・七割 一、一・七割 一、一・七割 一、一・七割 一、一・七割 一、一・七割 一、一・七割
一、三〇八、九〇〇円ヲ超エ一、四五五、二〇〇円以下ノモノ	一、一・七割
一、〇六四、一〇〇円ヲ超エ一、三〇八、九〇〇円以下ノモノ	一、一・七割
一、〇一二、五〇〇円ヲ超エ一、〇六四、一〇〇円以下ノモノ	一、一・七割
一、〇五三、九〇〇円ヲ超エ一、〇一二、五〇〇円以下ノモノ	一、一・七割

附則第十条の二第一項中「六月以上一年未満」を「六月未満」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改め、同条に次の二項を加える。

6 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第一号）による改正前の第一項又は第二項の規定による一時恩給又は一時扶助料については、なお従前の例による。

附則第十一條の見出しを「（兵たる旧軍人又はその遺族に対する一時恩給又は一時扶助料について）」に改め、同条の次に次

附則第十二条の見出しを削り、同条の次に次的一条を加える。

附則第十二条の二 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き継ぎ在職年が三年以上七年未満であるもののうち、失格原因がなく退職し、かつ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対する一時恩給を給するものとする。

2 附則第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項に規定する兵たる旧軍人の遺族について準用する。

3 前二項の規定による一時恩給又は一時扶助料は、昭和五十年八月一日において現に普通恩給若しくは扶助料又は退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により旧軍人としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金若しくは遺族年金を受ける権利を有している者に對しては、給しないものとする。

附則第十四条第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十五条中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

附則第十七条の二第二項及び第三項中「昭和四十九年九月一日」を「昭和五十年八月一日」に改める。

附則第十五条中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

附則第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項並びに第四項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項並びに第四項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二

に改める。

附則第二十二条の三中「四万二千円」を「六万円」に改める。

附則第二十七条ただし書中「三十六万六千六百四十七円」を「五十万六千円」に、「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。

附則第四十四条の見出しを「（准公務員期間のある者についての特例）」に改め、同条の次に次的一条を加える。

第四十四条の二 法律第八十七号による改正前の恩給法第二十条第二項に規定する二級官試補若しくは三級官員（高等文官の試補その他これらに相当するものを含む。以下この条において同じ。）を退職した後ににおいて文官となつた者、同項に規定する準文官としての特定郵便局長を退職した後ににおいて文官となつた者、同項に規定する教育職員としての特定郵便局長となつた者又は同法第二十二条第二項に規定する準教育職員を退職した後ににおいて同条第一項に規定する教育職員（教育職員とみなされる者及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに相当する学校において教育事務に從事する文官を含む。以下この条において同じ。）となつた者のうち、当該二級官試補、三級官員（准文官としての特定郵便局長又は準教育職員（以下この条において「二級官試補等」という。）を入営、組織の改廃その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者及び教育職員となるため准教育職員を退職した者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該二級官試補等の在職年月数をえたものによる。

月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十年八月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十年八月一日」とあるのは「昭和五十年八月一日」と読み替えるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一（附則第十三条関係）

階級	仮定俸給年額
大將	四、一〇三、二〇〇円
中將	三、三八三、五〇〇円
少將	二、六四二、三〇〇円
大佐	二、二六五、八〇〇円
中佐	二、一六二、五〇〇円
少佐	一、六八〇、四〇〇円
大尉	一、四一七、五〇〇円
中尉	一、一一九、四〇〇円
少尉	九五三、九〇〇円
准士官	八七七、二〇〇円
曹長又は上等兵曹	七一八、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹	六七一、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	六五三、一〇〇円
兵	五九七、七〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第二中「附則別表第一」を「附則別表第二（附則第十六条関係）」に改める。

附則別表第三中「附則別表第二」を「附則別表第三（附則第十七条関係）」に改める。

附則別表第四中「附則別表第三」を「附則別表第三（附則第十七条関係）」に、「三四九、〇〇〇円」を「四八二、〇〇〇円」に、「四二九、〇〇〇円」を「五九二、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「附則別表第五」を「附則別表第五（附則第十二条関係）」に、「三九七、〇〇〇円」を「五四八、〇〇〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「四一七、〇〇〇円」に、「二二三八、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二〇六、〇〇〇円」を「二八五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
四、一〇三、二〇〇円	三、九五七、三〇〇円
三、三八三、五〇〇円	三、三一〇、四〇〇円
二、六四二、三〇〇円	二、五七七、四〇〇円
一、二六五、八〇〇円	一、一八三、一〇〇円
一、一六二、五〇〇円	一、〇五八、七〇〇円
一、六八〇、四〇〇円	一、六一九、九〇〇円
一、四一七、五〇〇円	一、三〇八、九〇〇円
一、一一九、四〇〇円	一、〇三三、五〇〇円
九五三、九〇〇円	八九八、八〇〇円
八七七、二〇〇円	七八八、三〇〇円
七一八、三〇〇円	六五三、一〇〇円
六七一、〇〇〇円	六二二、三〇〇円
六五三、一〇〇円	五九七、七〇〇円
五九七、七〇〇円	五二五、三〇〇円

〔旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正〕

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「二十七万四千九百八十五円」を「三十七万九千五百円」に改める。
 別表中「別表（第三条関係）」に改める。
 （恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和四十九年八月三十日」を「昭和五十年七月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 普通恩給を受ける権利を取得した者が再び公務員となつた場合における当該普通恩給又はこれに基づく扶助料に関する前項の規定の適用については、同項の表の実在職年の年数は、当該普通恩給又は扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年に再び公務員となつた後の実在職年を加えた年数とする。

附則第九条中「附則第六条第一項」を削り、「改定は」の下に「同条第二項に係るものをお除き」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

附則別表中「附則別表」を「附則別表（附則第七条関係）」に改める。
 （恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）
 第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

普通恩給又は扶助料
普通恩給又は扶助料の基礎在職年
に算入されている実在職年の年数
六十五歳以上の者に給する
九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上
九年未満

普通恩給又は扶助料	普通恩給又は扶助料の基礎在職年 に算入されている実在職年の年数	金額
九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上	三十一万五千円	四十二万円
九年未満	二十二万円	

六十五歳未満の者に給する
普通恩給（増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を除く。）普通恩給についての最短恩給年限以上
年金又は特例傷病恩給に併給される普通恩給を除く。）普通恩給についての最短恩給年限以上
普通恩給についての最短恩給年限以上

三十一万五千円

六十五歳未満の者で増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給を除く。）

九年未満

三十一万五千円

六十五歳未満の者に給する
普通恩給

九年未満

二十二万円

六十五歳未満の妻若しくは子に
給する扶助料九年以上普通恩給についての最短恩給年限以上
未満

十五万七千五百円

六十五歳未満の妻若しくは子に
給する扶助料

九年未満

十万五千円

六十五歳未満の妻若しくは子に
給する扶助料（妻又は子に給する
扶助料を除く。）

九年未満

十五万七千五百円

六十五歳未満の妻若しくは子に
給する扶助料

九年未満

十五万七千五百円

表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第^二号)附則別表第四」とする。

第五条 昭和五十年七月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、な

お従前の例による。

2 昭和五十年八月一日から同年十二月三十一日

までの間に給与事由の生じた傷病賜金の金額に

お従前の例による。

規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第^二号)附則別表第五」とする。

第六条 第七項症の増加恩給については、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く)を、昭和五十年八月分以降附則別表第六の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に、それぞれ改定する。

第七条 傷病年金については、その年額(妻に係る年額を除く)を、昭和五十年八月分から同年十二月分までの第

七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律

第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とある

のは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十年法律第^二号)附則別表第六」とする。

第七条 傷病年金については、その年額(妻に係る年額を除く)を、昭和五十年八月分以降附則別表第六の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの第

七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律

第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第四」とある

のは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十年法律第^二号)附則別表第六」とする。

第七条 傷病年金については、その年額(妻に係る年額を除く)を、昭和五十年八月分以降附則別表第六の年額に、昭和五十一年一月分以降改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、「附則別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第^二号)附則別表第七」とする。

第八条 特例傷病恩給については、その年額(恩

給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第^二号)以下「法律第^二号」という。)附則別表第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く)を、昭和五十年八月分以降附則別表第八の年額に、昭和五十一年一月分以降

改正後の法律第八十一号附則第十三第二項に規定する年額に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三第二項の規定の適用について

は、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第^二号)附則別表第八」とする。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十一年八月分以後、その加給の年額を、六万円に改定する。

2 恩給法第六十五条第二項に規定する扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十一年八月分以後、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までの

の加給の年額を、扶養家族のうち二人までに付いては一人につき一万八千円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については四万二千円)、その他の扶養

家族については一人につき四千八百円として算出する年額に改定する。

3 恩給法第六十五条第六項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされ

て算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)に、それぞれ改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三条第二項

の規定の適用については、これらの規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの普通恩給については、同項中「百四十万円」とあるのは、「九十七万円」と、「五百二十万円」とあるのは、「四百八十五万円」と、「六百二十四万円」とあるのは、「五百八十二万円」とする。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの普通恩給の停止に関する改正後の恩給法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中

「百四十万円」とあるのは、「九十七万円」と、「五百二十万円」とあるのは、「四百八十五万円」と、「六百二十四万円」とあるのは、「五百八十二万円」とする。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの普通恩給の停止に関する改正後の恩給法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中

「百四十万円」とあるのは、「九十七万円」と、「五百二十万円」とあるのは、「四百八十五万円」と、「六百二十四万円」とあるのは、「五百八十二万円」とする。

2 昭和五十年八月分から同年十二月分までの扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和五十年八月分以後、その加給の年額を、扶養遺族のうち二人までについて

は一人につき一萬八千円、その他の扶養遺族については一人につき四千八百円として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
四三二、八〇〇円	五五九、六〇〇円
四五〇、六〇〇円	五八二、六〇〇円
四六一、八〇〇円	五九七、一〇〇円
四七二、九〇〇円	六一一、五〇〇円

(准公務員期間の算入に伴う恩給年額の改定)

第十二条 改正後の法律第百五十五号附則第四十一条の二の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに

表第九の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則別表第十三第二項に規定する普通恩給又は扶助料に對する附則第十の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして改定後の恩給法に對する附則第十の規定によつて算出して得た年額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)を、昭和五十年八月分以後、その年額を、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十年八月分以後、その年額を、改定後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

四八五、九〇〇円	六二八、三〇〇円	一、三七八、四〇〇円	一、七八二、三〇〇円
五〇四、二〇〇円	六五一、九〇〇円	一、四一五、五〇〇円	一、八三〇、二〇〇円
五一〇、一〇〇円	六七二、五〇〇円	一、四九〇、七〇〇円	一、九二七、五〇〇円
五三四、八〇〇円	六九一、五〇〇円	一、五六五、九〇〇円	一、〇四四、七〇〇円
五五二、八〇〇円	七一四、八〇〇円	一、五八〇、八〇〇円	一、二二一、四〇〇円
五七〇、八〇〇円	七三八、〇〇〇円	一、六四〇、七〇〇円	一、二一九、〇〇〇円
五九〇、六〇〇円	七六三、六〇〇円	一、七一六、二〇〇円	一、二一九、〇〇〇円
六一〇、五〇〇円	七八九、四〇〇円	一、七九一、五〇〇円	一、二一六、四〇〇円
六三五、二〇〇円	八二一、三〇〇円	一、八六六、三〇〇円	一、二四一、一〇〇円
六五〇、八〇〇円	八四一、五〇〇円	一、九一三、三〇〇円	一、四七三、九〇〇円
六七一、一〇〇円	八六七、七〇〇円	一、九六三、七〇〇円	一、五三九、一〇〇円
六九〇、七〇〇円	八九三、一〇〇円	一、〇六〇、五〇〇円	一、六六四、二〇〇円
七三〇、〇〇〇円	九四三、九〇〇円	一、一五八、五〇〇円	一、七九〇、九〇〇円
七四〇、四〇〇円	九五七、三〇〇円	一、一〇七、八〇〇円	一、八五四、七〇〇円
七七〇、五〇〇円	九九六、二〇〇円	一、二五五、五〇〇円	一、九一六、四〇〇円
八一〇、六〇〇円	一、〇四八、一〇〇円	一、三五二、八〇〇円	一、〇四二、一〇〇円
八五四、八〇〇円	一、一〇五、三〇〇円	一、三九七、二〇〇円	一、〇九九、五〇〇円
八七七、四〇〇円	一一三四、五〇〇円	一、四五〇、〇〇〇円	一、一六七、九〇〇円
八九八、九〇〇円	一一六二、三〇〇円	一、五四六、九〇〇円	一、二九三、一〇〇円
九二九、七〇〇円	一一一〇一、一〇〇円	一、六五三、〇〇〇円	一、四三〇、三〇〇円
九四七、八〇〇円	一二二五、五〇〇円	一、七〇七、五〇〇円	一、五〇〇、八〇〇円
一、〇〇〇、四〇〇円	一二九三、五〇〇円	一、七五九、一〇〇円	一、五六七、五〇〇円
一、〇二六、四〇〇円	一二三七一〇〇円	一、八一三、二〇〇円	一、六三七、五〇〇円
一、〇五三、七〇〇円	一二六二、四〇〇円	一、八六五、五〇〇円	一、七〇五、一〇〇円
一、一〇六、二〇〇円	一二九七一、二〇〇円	一、九七一、二〇〇円	一、八四一、八〇〇円
一、一五九、三〇〇円	一、四九九、〇〇〇円	一、一〇七七、〇〇〇円	一、九七八、六〇〇円
一、一七三、〇〇〇円	一二二九、三〇〇円	一、二九六、二〇〇円	一、〇四六、二〇〇円
一、二一六、八〇〇円	一、五七三、三〇〇円	一、一八二、九〇〇円	四、一一五、五〇〇円
一、二七八、九〇〇円	一、六五三、六〇〇円		
一、三四〇、五〇〇円	一、七三三、三〇〇円		

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超える場合は、その年額に一・二九三

を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を仮定俸給年額とする。

(2)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
三八〇、四〇〇円以下	四九一、九〇〇円
三八〇、四〇〇円を超えて三九七、六〇〇円以下	五一四、一〇〇円
三九七、六〇〇円を超えて四一五、三〇〇円以下	五三七、〇〇円

附則別表第二（附則第二条関係）

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
四三一、八〇〇円	五九七、七〇〇円
四五〇、六〇〇円	六二二、三〇〇円
四六一、八〇〇円	六三七、七〇〇円
四七二、九〇〇円	六五三、一〇〇円
四八五、九〇〇円	六七一、〇〇〇円
五〇四、二〇〇円	六九六、三〇〇円
五二〇、一〇〇円	七一八、三〇〇円
五三四、八〇〇円	七三八、六〇〇円
五五二、八〇〇円	七六三、四〇〇円
五七〇、八〇〇円	七八八、三〇〇円
五九〇、六〇〇円	八一五、六〇〇円
六一〇、五〇〇円	八四三、一〇〇円
六三五、二〇〇円	八七七、二〇〇円
六五〇、八〇〇円	八九八、八〇〇円
六七一、一〇〇円	九一三、三〇〇円
六九〇、七〇〇円	九二六、八〇〇円
七三〇、〇〇〇円	九五三、九〇〇円
七四〇、四〇〇円	一〇〇八、一〇〇円
七七〇、五〇〇円	一一一五八、五〇〇円
	一二〇七、八〇〇円
	一二二五五、五〇〇円
	一二一五四、一〇〇円

八一〇、六〇〇円	一、一一九、四〇〇円
八五四、八〇〇円	一、一八〇、五〇〇円
八七七、四〇〇円	一、二一、七〇〇円
九二九、七〇〇円	一、二八三、九〇〇円
九四七、八〇〇円	一、三〇八、九〇〇円
一〇〇〇、四〇〇円	一、三八一、六〇〇円
一〇二六、四〇〇円	一、四一七、五〇〇円
一〇五三、七〇〇円	一、四五、二〇〇円
一〇六、二〇〇円	一、五二七、七〇〇円
一六一、〇〇〇円	一、六〇一、〇〇〇円
一七三、〇〇〇円	一、六一九、九〇〇円
二二六、八〇〇円	一、六八〇、四〇〇円
二三〇、五〇〇円	一、七六六、二〇〇円
二三七、四〇〇円	一、八五一、二〇〇円
二四一、五〇〇円	一、九〇三、六〇〇円
二四九〇、七〇〇円	一、九五四、八〇〇円
二五八〇、八〇〇円	一、九八三、一〇〇円
二六四〇、七〇〇円	二、二六五、八〇〇円
二七八〇、八〇〇円	二、一六二、五〇〇円
二七一六、二〇〇円	二、三七〇、一〇〇円
二七九一、五〇〇円	二、四七四、一〇〇円
二八六六、三〇〇円	二、五七七、四〇〇円
二九一三、三〇〇円	二、六四二、三〇〇円
二九六三、七〇〇円	二、七一、九〇〇円
二〇六〇、五〇〇円	二、八四五、六〇〇円
二〇六四、一〇〇円	二、九八〇、九〇〇円
二〇四九、〇〇〇円	三、〇四九、〇〇〇円
二一五四、八〇〇円	三、一一四、八〇〇円

二、三五二、八〇〇円	三、二四九、二〇〇円
二、三九七、一〇〇円	三、三一〇、四〇〇円
二、四五〇、〇〇〇円	三、三八三、五〇〇円
二、五四六、九〇〇円	三、五一七、三〇〇円
二、六五三、〇〇〇円	三、六六三、八〇〇円
二、七〇七、五〇〇円	三、七三九、一〇〇円
二、七五九、一〇〇円	三、八一〇、三〇〇円
二、八一三、二〇〇円	三、八八五、〇〇〇円
二、八六五、五〇〇円	三、九五七、三〇〇円
二、九七一、二〇〇円	四、一〇三、二〇〇円
三、〇七七、〇〇〇円	四、二四九、三〇〇円
三、一二九、三〇〇円	四、三二一、六〇〇円
三、一八二、九〇〇円	四、三九五、六〇〇円

(b) 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その額の直近上位の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、一八二、九〇〇円を超える場合においては、その年額に一・三八一を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を仮定俸給年額とする。

仮 定 俸 給 年 額
三八〇、四〇〇円以下
三八〇、四〇〇円を超えて三九七、六〇〇円以下
三九七、六〇〇円を超えて四五七、三〇〇円以下

附則別表第三（附則第三条関係）

退 職 当 時 の 俸 給 年 額	率
一〇〇円以上ノモノ	一一三・〇割
一〇〇円ヲ超エ二、四一三、一〇〇円未満ノモノ	一一三・八割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一三・五割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一三・四割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一三・三割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一三・二割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一三・一割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一三・〇割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・九割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・八割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・七割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・六割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・五割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・四割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・三割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・二割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・一割
一〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一一二・〇割

(c) 退職当時の俸給年額

右ニ掲タル年額が四七四、〇〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四七四、〇〇〇円トス

一、二二九、〇〇〇円ヲ超エ二、四一三、一〇〇円未満ノモノ	一七・三割
一、二二一、四〇〇円ヲ超エ二、二一九、〇〇〇円以下ノモノ	一七・八割
一、〇四四、〇〇〇円ヲ超エ二、一二一、四〇〇円以下ノモノ	一八・二割
一、四三〇、三〇〇円ヲ超エ二、〇四四、〇〇〇円以下ノモノ	一八・八割
一、二二五、五〇〇円ヲ超エ一、四三〇、三〇〇円以下ノモノ	一九・五割
一、一六二、三〇〇円ヲ超エ一、二二五、五〇〇円以下ノモノ	二〇・二割
一、九五七、三〇〇円ヲ超エ一、一六二、三〇〇円以下ノモノ	二〇・四割
一、八九三、一〇〇円ヲ超エ九五七、三〇〇円以下ノモノ	二一・〇割
一、八四一、五〇〇円ヲ超エ八九三、一〇〇円以下ノモノ	二二・九割
一、七八九、四〇〇円ヲ超エ八四一、五〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
一、七三八、〇〇〇円ヲ超エ七八九、四〇〇円以下ノモノ	二三・七割
一、八四一、八〇〇円ヲ超エ七八九、〇〇〇円以下ノモノ	二三・七割
一、五九七、一〇〇円ヲ超エ六七二、五〇〇円以下ノモノ	二三・七割
一、五八二、六〇〇円ヲ超エ五九七、一〇〇円以下ノモノ	二三・九割
一、五五九、六〇〇円ヲ超エ五八二、六〇〇円以下ノモノ	二四・〇割

五五九、六〇〇円ノモノ

二五・八割

二六七、〇〇〇円

右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ三五五、五〇〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ三五五、五〇〇円トス

附則別表第四（附則第四条関係）

不具廢疾ノ程度	年額
特 別 别 項 症	第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ七以内ノ金額ヲ加ヘタル金額
第一 一 項 症	二、〇五三、〇〇〇円
第二 二 項 症	一、六六三、〇〇〇円
第三 三 項 症	一、三三四、〇〇〇円
第四 四 項 症	一、〇〇六、〇〇〇円
第五 五 項 症	七八〇、〇〇〇円
第六 六 項 症	五九五、〇〇〇円

附則別表第五（附則第五条関係）

傷病ノ程度	金額
第一 一 款 症	二、一八四、〇〇〇円
第二 二 款 症	一、八一、〇〇〇円
第三 三 款 症	一、五四、〇〇〇円
第四 四 款 症	一、二七七、〇〇〇円
第五 款 症	一、〇一四、〇〇〇円

附則別表第六（附則第六条関係）

傷病の程度	年額
第七 項 症	四五二、〇〇〇円

普通恩給を併給されない者の増加恩給の年額は、五五四、〇〇〇円とする。

附則別表第七（附則第七条関係）

傷病の程度	年額
第一 一 款 症	五一三、〇〇〇円
第二 二 款 症	三九〇、〇〇〇円
第三 三 款 症	三〇八、〇〇〇円

附則別表第八（附則第八条関係）

不具廢疾又は傷病の程度	年額
特 別 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第一 一 項 症	一、五三九、七五〇円
第二 二 項 症	一、二四七、五一〇円
第三 三 項 症	一、〇〇〇、五〇〇円
第四 四 項 症	七五四、五〇〇円
第五 五 項 症	五八五、〇〇〇円
第六 六 項 症	四四六、二五〇円
第一 一 款 症	四一五、五〇〇円
第二 二 款 症	三八四、七五〇円
第三 三 款 症	二九二、五〇〇円
第四 四 款 症	一一一、〇〇〇円
第五 五 款 症	一〇〇、二五〇円

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は三三九、〇〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の八・五に相当する金額とする。

附則別表第九（附則第十一条関係）

階級	仮定俸給年額
大将	三、八四一、八〇〇円
中将	三、一六七、九〇〇円
少将	二、四七三、九〇〇円
大佐	二、一二一、四〇〇円
中佐	二、〇一四、七〇〇円
少佐	一、五七三、三〇〇円
大尉	一、三二七、一〇〇円

備考	各階級は、これに相当するものを含む。
准士官	
曹長又は上等兵曹	八二一、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹	六七一、五〇〇円
伍長又は二等兵曹	六二八、三〇〇円
兵	五六九、六〇〇円

附則別表第十（附則第十一條關係）

仮定俸給年額	金	額
三、八四一、八〇〇円	三、七〇五、一〇〇円	
三、一六七、九〇〇円	三、〇九九、五〇〇円	
二、四七三、九〇〇円	二、四一三、一〇〇円	
二、一二一、四〇〇円	二、〇四四、〇〇〇円	
二、〇三四、七〇〇円	一、九二七、五〇〇円	
一、五七三、三〇〇円	一、五一六、七〇〇円	
一、三二七、一〇〇円	一、二二五、五〇〇円	
一、〇四八、一〇〇円	九五七、三〇〇円	
八九三、一〇〇円	八四一、五〇〇円	
八二一、三〇〇円	七三八、〇〇〇円	
六七二、五〇〇円	六一、五〇〇円	
六一八、三〇〇円	五八二、六〇〇円	
六一一、五〇〇円	五五九、六〇〇円	
五五九、六〇〇円	四九一、九〇〇円	

十月三十一 日本委員会に左の案件を付託された。
一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律案（予備審査のための付託は十
月九日）

一、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄
国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時
措置法の一部を改正する法律案（予備審査の
ための付託は十月九日）

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は十月九日)

第十一條の六第一項第一号中「四千円」を「五千円」に改め、同条第二項第一号中「一萬円」を「二萬円」に、「四千円」を「五千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十二條第二項第一号中「八千円」を「一萬円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同項第二号中「一千三百円」を「千六百円」に、「二千三百円」を「二千八百円」に、「一千五百円」を「三千百円」に、「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同項第三号中「八千円」を「一万円」に、「千円」を「千五百円」に改める。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のようない改訂する。

第十条の三第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から二十年以内」を削り、同項第一号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項第一号中「二万五千円」を「三万円」に改め。

、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十月十一日）

、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十月十一日）

五百円」に改める。
第十九条の五第二項中「九千円」を「一万百円」に改める。
第二十二条第一項中「一万五千五百円」を「一
万六千五百円」に改める。
別表第一から別表第八までを次のように改め
る。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 219,700	円 169,600	円 一	円 一	円 一	円 87,700	円 77,300	円 一
2	229,500	176,600	150,500	127,300	106,600	92,100	80,500	64,200
3	239,300	183,800	156,500	132,700	111,400	96,600	83,900	66,000
4	249,100	191,400	162,500	138,200	116,200	101,100	87,700	67,800
5	258,900	199,000	168,600	143,700	121,100	105,600	91,500	69,700
6	268,700	206,600	174,700	149,200	126,100	110,100	95,100	72,100
7	278,500	214,200	180,900	155,000	131,100	114,500	98,700	74,600
8	288,300	221,800	187,200	160,800	136,100	118,900	102,200	77,300
9	298,100	229,400	193,500	166,800	141,100	122,800	105,300	79,400
10	307,900	236,800	199,800	172,800	146,200	126,600	108,400	81,400
11	315,200	244,000	206,100	178,800	151,300	130,500	111,200	83,400
12	320,700	251,200	212,400	184,800	156,400	134,400	114,000	85,400
13	326,200	258,200	218,700	190,700	161,400	138,300	116,800	87,400
14	331,300	263,700	224,900	196,600	166,400	141,700	119,100	89,400
15	335,600	269,200	230,900	202,300	170,900	145,000	121,400	91,300
16		273,100	235,900	208,000	175,100	148,200	123,700	93,200
17			240,800	212,500	179,300	151,400	126,000	94,600
18			244,200	217,000	182,300	154,100	128,100	
19			247,600	220,200	185,200	156,800	129,900	
20				223,400	188,100	158,800		
21					190,300			
22					192,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	124,900	105,600	87,100	78,100	64,600	57,800
2	129,100	109,400	90,800	81,000	66,500	59,500
3	133,300	113,200	94,500	84,000	68,400	61,200
4	137,800	117,100	98,200	87,100	70,400	62,900
5	142,300	121,000	101,900	90,300	72,700	64,600
6	147,100	124,900	105,600	93,500	75,300	66,400
7	151,900	128,800	109,200	96,700	78,100	68,200
8	156,800	132,700	112,800	99,900	81,000	70,100
9	161,700	136,600	116,400	103,100	83,900	72,300
10	166,700	140,200	120,000	106,300	86,800	74,800
11	171,700	143,700	123,100	109,400	89,700	77,400
12	176,700	147,200	126,200	112,500	92,600	80,000
13	181,700	150,700	129,300	115,600	95,300	82,400
14	186,700	154,200	132,400	118,500	98,000	84,800
15	191,000	157,700	135,500	121,400	100,200	87,100
16	195,200	161,100	138,600	124,000	102,300	89,300
17	199,400	164,500	141,700	126,600	104,400	91,500
18	203,600	167,900	144,800	129,100	106,500	93,300
19	207,800	171,300	147,900	131,300	108,600	95,100
20	211,800	174,700	150,500	133,500	110,500	96,800
21	215,400	178,100	153,000	135,300	112,300	98,500
22	219,000	181,500	155,100	137,100	114,000	100,200
23	222,600	184,400	157,200	138,900	115,700	101,900
24	225,400	187,300	159,000	140,600	117,400	103,600
25		189,500	160,800		119,000	105,300
26						106,900
27						108,500
28						110,100
29						111,600

備考 この表は、機器の運転操作、片倉の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表（第六条関係）

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 229,800	円 191,400	円 一	円 一	円 一	円 一	円 100,700	円 86,800	円 一
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	121,500	105,300	90,600	70,800
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	126,600	109,900	94,400	73,200
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	131,700	114,500	98,200	75,700
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	136,800	119,100	101,900	78,700
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	142,000	123,700	105,000	81,700
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	147,300	128,000	108,100	84,700
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	152,600	131,800	110,900	87,300
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	157,900	135,600	113,600	89,100
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	163,200	139,400	116,300	90,900
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	168,600	143,200	119,000	92,600
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	173,900	146,800	121,700	94,300
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	179,200	150,400	124,300	96,000
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	183,600	153,700	126,900	97,700
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	187,200	156,400	128,800	99,100
16		295,700	267,600	253,100	227,900	190,800	159,100		
17		299,700	273,600	258,300	232,600	194,300	161,100		
18			277,300	261,700	237,300	197,000			
19				265,100	241,800	199,700			
20					245,000	201,900			
21						248,200			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	229,800	191,400	円一	円一	円一	円一	88,500	79,200	円一
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	111,800	93,100	82,000	73,700
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	116,800	97,700	84,800	76,300
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	121,900	102,300	88,300	79,000
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	127,000	106,900	92,600	81,800
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	132,200	111,500	97,000	84,600
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	137,400	116,000	101,400	88,000
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	142,600	120,500	105,700	92,100
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	147,900	125,100	110,000	96,300
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	153,200	129,700	114,300	100,500
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	158,500	134,300	118,600	104,700
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	163,800	138,900	122,900	108,900
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	169,100	143,500	127,200	113,100
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	174,400	148,100	131,500	117,300
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	179,700	152,700	135,900	121,500
16		295,700	267,600	253,100	227,900	184,700	157,300	140,300	125,700
17		299,700	273,600	258,300	232,600	189,700	162,000	144,700	129,900
18			277,300	261,700	237,300	194,700	166,700	149,100	134,100
19				265,100	241,800	199,600	171,400	153,500	138,300
20					245,000	203,700	176,100	157,900	142,500
21						248,200	207,700	180,800	162,400
22							211,700	185,500	166,900
23								215,700	190,200
24									171,400
25									154,900
26									175,800
27									159,000
28									180,300
29									163,100
30									167,200
31									202,300
32									171,300
33									175,400
34									179,500

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 229,800	円 191,400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 100,700	円 86,800	円 —
2	237,500	199,000	178,400	166,200	143,400	121,500	105,300	90,600	70,800
3	245,200	206,600	184,900	172,300	148,800	126,600	109,900	94,400	73,200
4	252,900	214,200	191,400	178,400	154,200	131,700	114,500	98,200	75,900
5	260,800	221,800	197,900	184,600	160,200	136,800	119,100	101,900	79,100
6	268,700	229,400	204,400	190,900	166,200	142,000	123,700	105,500	82,500
7	278,500	236,800	210,700	197,200	172,300	147,300	128,000	109,100	85,900
8	288,300	243,500	217,000	203,500	178,400	152,600	132,000	112,700	88,700
9	298,100	250,200	223,300	209,800	184,600	157,900	136,000	116,300	91,500
10	307,900	256,700	229,600	216,100	190,800	163,200	140,000	119,700	94,200
11	315,200	263,200	236,000	222,400	197,000	168,600	144,000	123,100	96,900
12	320,700	269,700	242,400	228,700	203,200	173,900	147,900	126,500	99,600
13	326,200	276,200	248,800	235,000	209,400	179,200	151,800	129,900	102,200
14	331,300	282,700	255,200	241,300	215,600	183,600	155,500	133,300	104,800
15	335,600	289,200	261,600	247,500	221,800	187,200	159,200	136,600	107,300
16		295,700	267,600	253,100	227,900	190,800	162,500	139,900	109,800
17		299,700	273,600	258,300	232,600	194,300	165,600	142,700	112,300
18			277,300	261,700	237,300	197,000	168,300	145,400	114,800
19				265,100	241,800	199,700	171,000	147,300	117,300
20					245,000	201,900	173,000		119,700
21					248,200	204,100	175,000		122,100
22									123,900

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 218,000	円 178,300	円 145,800	円 121,200	円 96,500	円 —
2	226,300	186,300	152,200	126,900	100,900	75,700
3	234,600	194,300	158,600	132,600	105,300	78,700
4	243,000	202,300	165,000	138,400	110,000	83,000
5	251,400	210,100	171,400	144,200	114,800	87,300
6	259,600	217,700	177,800	149,700	119,600	91,600
7	267,800	225,300	184,100	155,200	124,400	95,900
8	276,000	232,900	190,300	160,600	128,800	99,600
9	284,200	240,400	196,500	165,800	133,100	103,200
10	291,100	247,900	202,200	171,000	137,300	106,600
11	298,000	255,400	207,900	176,000	141,200	110,000
12	303,600	262,400	213,600	181,000	145,100	112,700
13	309,200	269,400	219,300	186,000	148,900	115,400
14	314,800	275,400	224,300	191,000	152,700	118,000
15	319,600	281,400	229,300	195,900	156,500	120,600
16	324,400	287,000	234,300	200,800	160,300	123,200
17	328,400	292,600	239,300	205,400	164,000	125,800
18		297,700	243,400	209,900	166,900	128,400
19		301,400	246,700	212,900		131,000
20			250,000	215,900		132,900

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 143,800	円 116,300	円 95,900	円 79,600	円 65,600
2	148,400	120,900	99,600	82,600	67,400
3	153,000	125,500	103,300	85,800	69,300
4	157,600	130,100	107,300	89,000	71,400
5	162,200	134,700	111,700	92,400	74,000
6	167,100	139,300	116,200	95,800	76,700
7	172,000	143,800	120,700	99,200	79,400
8	177,200	147,800	125,300	102,600	82,400
9	182,500	151,700	129,900	106,000	85,400
10	187,800	155,500	134,400	109,900	88,600
11	193,100	159,300	138,900	113,800	91,900
12	198,400	163,100	142,500	117,700	95,200
13	203,700	166,900	146,100	121,600	98,500
14	209,000	170,700	149,600	125,300	101,900
15	213,500	174,500	153,100	128,900	105,300
16	217,900	178,200	156,600	132,500	108,700
17	222,300	181,900	159,800	136,000	112,000
18	226,700	185,500	163,000	139,500	115,300
19	231,100	189,100	165,900	142,900	118,600
20	235,500	192,700	168,800	145,700	121,800
21	239,300	196,300	171,300	148,500	124,200
22	243,100	199,000	173,800	151,000	126,600
23	246,900	201,700	176,100	153,400	128,400
24	249,900		178,100	155,700	
25			180,100	157,600	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 —	円 120,500	円 88,700	円 73,900
2	—	140,200	125,900	93,900	77,000
3	180,700	146,500	131,300	99,100	80,300
4	187,800	152,800	136,700	104,300	84,000
5	194,900	159,100	142,300	109,500	87,900
6	202,400	165,500	147,900	114,700	92,100
7	209,900	171,900	153,500	119,900	96,400
8	217,400	178,300	159,100	125,100	101,300
9	225,000	184,700	164,700	130,300	106,200
10	232,600	191,100	170,300	135,500	111,200
11	240,200	197,500	175,900	140,700	116,200
12	247,900	203,200	181,500	145,700	121,200
13	255,600	208,800	187,100	150,700	125,900
14	263,300	214,400	192,700	155,200	130,400
15	271,000	220,000	197,900	159,700	134,900
16	278,700	225,200	203,100	163,900	139,100
17	286,400	230,400	208,300	167,900	143,100
18	293,600	235,600	213,500	171,900	147,100
19	300,400	240,800	218,700	175,900	151,100
20	307,200	245,500	223,900	179,800	155,100
21	314,000	250,200	229,100	183,700	158,900
22	320,500	254,900	234,300	187,600	162,700
23	326,300	259,600	238,900	191,500	166,200
24	331,300	264,300	243,500	195,400	169,700
25	335,600	269,000	246,900	199,000	172,600
26		273,300	249,800	202,600	175,500
27		276,500		205,300	178,400
28				208,000	181,300
29					183,500
30					185,700

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 215,600	円 —	円 82,800
2		222,000	157,800	86,700
3		228,500	163,800	91,100
4		235,100	169,800	95,500
5		241,700	175,800	99,900
6		248,400	181,800	104,300
7		255,100	187,800	108,800
8		261,800	193,800	113,300
9		268,500	199,900	117,900
10		275,100	206,000	122,500
11		281,700	212,100	127,400
12		288,300	218,200	132,400
13		294,500	224,300	137,900
14		300,700	230,400	143,500
15		304,900	236,500	149,300
16			242,600	155,000
17			248,800	160,700
18			255,000	166,500
19			261,200	172,300
20			267,300	178,100
21			273,400	183,900
22			279,400	189,700
23			285,000	195,500
24			290,600	201,200
25			294,400	206,900
26				212,300
27				217,600
28				222,900
29				228,100
30				233,300
31				237,800
32				242,000
33				246,200
34				250,000
35				253,700
36				257,400
37				260,100

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	213,100	円 一	75,100	円 一
2	219,000	134,200	78,900	70,100
3	224,900	140,000	82,800	72,600
4	230,900	145,900	86,700	75,100
5	236,900	151,800	91,100	78,000
6	242,900	157,700	95,500	81,500
7	248,900	163,600	99,900	85,200
8	254,900	169,500	104,300	89,100
9	260,300	175,400	108,800	93,100
10	265,700	181,100	113,300	97,100
11	270,700	186,800	117,900	101,200
12	275,700	192,400	122,500	105,300
13	279,900	198,000	127,400	109,400
14	284,100	203,600	132,400	113,500
15	287,800	209,200	137,900	117,600
16		214,800	143,500	121,600
17		220,400	149,200	125,600
18		226,000	154,900	129,500
19		231,600	160,600	133,300
20		237,100	166,300	137,100
21		242,600	172,000	140,800
22		247,700	177,500	144,300
23		252,300	182,800	147,800
24		256,700	188,100	150,900
25		260,800	193,100	153,800
26		264,200	198,000	156,400
27		266,900	202,900	159,000
28		269,600	207,800	161,300
29		272,300	212,400	163,300
30			217,000	165,300
31			221,500	167,100
32			226,000	
33			230,200	
34			234,400	
35			238,200	
36			241,500	
37			244,800	
38			247,800	
39			250,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 240,100	円 —	円 120,500	円 94,900	円 76,100
2	247,800	152,800	125,900	100,000	80,300
3	255,500	159,100	131,300	105,100	84,500
4	263,200	165,500	136,700	110,200	88,700
5	270,900	171,900	142,300	115,300	93,400
6	278,600	178,300	147,900	120,500	98,100
7	286,300	184,700	153,500	125,700	102,900
8	293,600	191,100	159,100	130,900	107,700
9	300,400	197,500	165,500	136,100	112,500
10	307,200	203,900	171,900	141,500	117,300
11	314,000	210,300	178,300	146,900	122,000
12	320,500	217,400	184,700	152,500	126,700
13	326,300	225,000	191,100	158,100	131,400
14	331,400	232,600	197,500	163,800	136,000
15	335,700	240,200	203,200	169,500	140,600
16		247,900	208,800	175,200	145,000
17		255,600	214,400	180,900	149,300
18		263,300	220,000	186,400	153,600
19		271,000	225,200	191,900	157,600
20		278,700	230,400	197,300	161,500
21		285,400	235,600	202,700	165,400
22		290,200	240,800	208,100	169,200
23		295,000	245,500	213,500	172,900
24		299,800	250,200	218,700	176,500
25		304,500	254,500	223,900	180,000
26		309,200	258,800	229,100	183,300
27		313,100	262,800	234,300	186,000
28			266,000	238,900	188,700
29				243,500	
30				247,800	
31				252,100	
32				256,000	
33				259,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表（第六条関係）

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円一	円一	円79,300	円69,900	円一
2	一	一	82,900	72,500	64,300
3	一	一	87,000	75,200	66,100
4	175,600	125,200	91,800	78,000	67,900
5	182,800	131,300	96,600	81,200	69,900
6	190,400	137,400	101,400	84,900	72,400
7	198,000	143,600	106,200	89,000	75,000
8	205,600	149,800	111,200	93,300	77,700
9	213,800	156,000	116,300	98,000	80,000
10	222,000	162,200	121,400	102,700	82,200
11	230,200	168,200	126,500	107,400	84,400
12	238,600	174,200	131,600	112,100	86,600
13	247,000	180,200	136,700	116,800	88,700
14	255,400	185,600	141,700	121,500	90,800
15	263,800	191,000	146,700	125,900	92,900
16	272,100	196,000	151,700	129,800	95,000
17	280,400	200,600	156,700	133,600	96,500
18	288,700	204,900	161,300	137,400	
19	297,000	209,200	165,900	141,200	
20	305,300	213,500	170,500	144,900	
21	312,300	217,800	175,100	148,600	
22	317,500	222,100	179,600	152,300	
23	322,700	226,400	184,100	155,300	
24	327,300	230,700	188,100	158,200	
25	331,900	234,600	192,000	160,500	
26	335,600	238,500	194,900	162,800	
27		241,500	197,800		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 223,000	円 170,000	円 —	円 101,800
2	230,600	177,500	148,000	107,800
3	238,200	185,000	155,200	113,800
4	245,800	192,600	162,600	119,800
5	253,400	200,200	170,000	126,800
6	260,900	207,800	177,400	133,800
7	268,400	215,400	184,800	140,900
8	275,600	223,000	192,300	148,000
9	282,800	230,600	199,800	155,100
10	290,000	238,200	207,300	162,200
11	297,200	245,800	214,800	169,300
12	304,400	252,700	221,200	175,000
13	311,400	259,600	227,600	180,700
14	318,400	266,500	233,600	186,400
15	324,200	273,400	239,600	192,100
16	330,000	280,200	245,600	197,800
17	335,800	286,700	251,600	203,500
18	340,900	293,200	257,600	209,200
19	345,200	299,700	263,600	214,700
20		305,300	268,600	218,500
21		310,900	273,600	222,300
22		314,800	278,300	225,100
23		318,700	281,600	
24			284,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額						
1	214,800	175,400	156,500	132,700	98,100	79,500	70,100	—
2	223,100	182,900	162,500	138,400	102,700	82,700	72,900	66,100
3	231,400	190,600	168,600	144,100	107,400	86,100	75,700	68,000
4	239,900	198,300	174,700	149,900	112,100	89,500	78,800	70,000
5	248,400	206,000	180,900	155,900	116,800	93,600	82,000	72,500
6	256,900	213,700	187,200	161,900	121,600	97,700	85,400	75,200
7	265,400	221,400	193,500	167,900	126,400	102,000	88,800	77,900
8	273,900	229,100	199,800	173,900	131,400	106,300	92,200	79,900
9	282,400	236,800	206,100	179,900	136,400	110,600	95,600	81,800
10	290,900	244,000	212,400	185,900	141,500	114,900	99,000	83,700
11	296,300	251,200	218,700	191,800	146,600	119,200	102,400	85,600
12	301,300	258,200	224,900	197,500	151,700	123,100	105,500	87,500
13	306,300	263,700	230,900	203,200	156,800	127,100	108,600	88,900
14	311,000	269,200	235,900	208,800	161,800	131,100	111,400	
15	315,700	274,700	240,800	213,600	166,800	135,000	114,200	
16	319,800	278,600	244,200	218,400	171,500	138,800	117,000	
17			247,600	222,700	176,000	142,300	119,300	
18				227,000	180,500	145,700	121,600	
19				230,200	183,700	148,900	123,900	
20					186,800	152,100	125,700	
21					189,900	154,700		
22					192,100	156,700		
23					194,300	158,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,300	119,600	102,200	77,700	68,300
2	158,900	124,200	106,300	81,100	70,600
3	164,500	128,800	110,500	84,500	72,900
4	170,100	133,500	114,800	87,900	75,200
5	176,100	138,300	119,100	91,400	77,700
6	182,100	143,200	123,400	94,900	81,000
7	188,200	148,100	127,700	98,500	84,400
8	194,300	153,000	132,000	102,100	87,800
9	200,400	157,900	136,300	105,700	91,300
10	206,600	162,800	140,600	109,300	94,800
11	212,800	167,700	144,900	113,000	98,200
12	219,000	172,600	149,200	116,700	101,600
13	225,200	177,500	153,600	120,300	105,000
14	231,300	182,400	158,000	123,900	108,400
15	237,400	187,300	162,400	127,500	111,700
16	242,700	192,200	166,800	131,100	115,000
17	248,000	197,100	171,200	134,700	118,300
18	252,800	202,000	175,600	138,300	121,600
19	257,600	206,900	180,000	141,900	124,900
20	260,900	211,700	184,200	145,400	128,200
21	264,200	216,200	188,400	148,900	131,500
22	267,500	219,800	192,600	152,400	134,800
23		223,400	196,100	155,900	137,600
24		227,000	199,500	159,400	140,400
25		229,800	202,900	162,900	143,200
26		232,600	205,500	166,400	145,900
27		235,000	208,100	169,900	148,400
28			210,400	173,400	150,900
29				176,400	152,900
30				178,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸給	月額
1			円 305,000
2			332,000
3			369,000
4			406,000
5			438,000
6			470,000
7			510,000
8			550,000
9			585,000
10			625,000
11			660,000
12			680,000

備考 この表は、官務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人官院規則で定めるものに適用する。

附則
行期日等

- （施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正
後の法」という。）の規定は、昭和五十年四月一
日から適用する。

2 昭和五十年四月一日（以下「切替日」という。）
の前日においてその者が属していた職務の等級
が医療職俸給表（二）の二等級であつた職員の切替
日における職務の等級は、人事院の定めるところ
により、同表の特二等級又は二等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

3 前項の規定により切替日における職務の等級
が医療職俸給表（二）の特二等級となる職員（附則
第五項に規定する職員を除く。）の切替日における
号俸（以下この項及び次項において「新号俸」と
いう。）は、切替日の前日においてその者が受
けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応

◎ 藝術研究

- 4 前項の規定により新号俸を決定される職員に
対する切替日以降における最初の改正後の法第
八条第六項の規定の適用については、旧号俸を
受けていた期間（人事院の定める職員につて
は、人事院の定める期間を増減した期間）を新
号俸を受ける期間に通算する。

5 (最高号俸等の切替等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号
俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けてい
た職員の切替日における号俸又は俸給月額及び
これらを受ける期間に通算されることとなる期
間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの

- では、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けっていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちだ、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかるわらず、なお從前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引

- では、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けっていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちだ、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかるわらず、なお從前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引

白号俸等の基礎

- 7
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたもののとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

院か てな条の目

- 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

附則第二項から前項までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

- き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

附則別表 医療職俸給表(二)の特2等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から5まで	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14

官	職名	俸給月額
内閣総理大臣		一、二五〇、〇〇〇円
國務大臣		九〇〇、〇〇〇円
会計検査院長		七八〇、〇〇〇円
内閣法制局長官		六七〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長		六六〇、〇〇〇円
官内庁長官		六七〇、〇〇〇円

別表第一 (第三条関係)	大使	官	職名	俸給月額	六八〇、〇〇〇円
四号俸	五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	五八五、〇〇〇円	

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のようによ

うに改正する。
第三条第二項中「六十五万円」を「六十八万円」に改める。
第四条第二項中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に、「二万七千二百円」を「二万八千五百円」に改める。
第九条中「一万五千五百円」を「一万六千五百円」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改め

公使

三号俸	六六〇、〇〇〇円
二号俸	五八五、〇〇〇円
一号俸	五一五、〇〇〇円

別表第三（第三条関係）

官職名	俸給月額
八号俸	二六九、五〇〇円
七号俸	二四六、〇〇〇円
六号俸	二二二、五〇〇円
五号俸	一九九、五〇〇円
四号俸	一七八、五〇〇円
三号俸	一五九、〇〇〇円
二号俸	一四三、〇〇〇円
一号俸	一三一、〇〇〇円

(沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法の一部改正)

第二条 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法（昭和四十八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六十四万円」を「六十七万円」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの規定による給与の内払とみなす。

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
防衛厅職員給与法の一部を改正する法律
第一条 防衛厅職員給与法（昭和二十七年法律第

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号俸	指定職	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
			号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 305,000	1	円 241,300	円 186,300	円 —	円 117,100
2	332,000	2	252,000	194,000	165,300	122,300
3	369,000	3	262,800	201,900	171,900	127,600
4	406,000	4	273,600	210,200	178,500	133,000
5	438,000	5	284,400	218,500	185,200	139,800
6	470,000	6	295,200	226,900	191,900	145,800
7	510,000	7	306,000	235,300	198,700	151,800
8	550,000	8	316,800	243,700	205,600	157,800
9	585,000	9	327,500	252,000	212,500	163,900
10	625,000	10	338,200	260,100	219,500	170,200
11	660,000	11	346,200	268,000	226,400	176,600
		12	352,300	275,900	233,300	183,200
		13	358,300	283,600	240,200	189,800
		14	363,900	289,600	247,000	196,400
		15	368,600	295,600	253,600	203,000
		16		299,900	259,100	209,500
		17			264,500	215,900
		18			268,200	222,200
		19				228,500
		20				233,500
		21				238,400
		22				241,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 白衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係）

階級 号 俸	陸	將	陸將補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	准	陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
	海	將	海將補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士	
空	將	空將補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士		
1	305,000	259,800	225,400	192,900	166,500	—	135,000	118,400	112,900	107,900	94,000	83,800	79,600	73,300	70,000	64,000	61,300	
2	332,000	270,200	234,000	199,800	172,600	159,900	140,700	123,600	115,500	113,000	99,100	88,900	83,500	76,400	73,000	76,000	79,000	
3	369,000	281,200	242,600	207,900	179,300	165,900	146,400	128,900	118,000	104,100	94,000	88,200	79,500	73,000	76,000	79,000	79,000	
4	406,000	292,300	251,200	216,500	186,000	172,000	152,100	134,300	123,100	109,200	99,100	93,000	83,000	79,000	76,000	79,000	79,000	
5	438,000	303,400	259,800	225,100	192,800	178,600	157,900	139,600	128,100	114,200	104,100	97,900	86,900	83,000	79,000	76,000	79,000	
6	470,000	314,500	268,400	233,700	199,700	185,300	163,800	145,000	133,000	133,000	119,100	109,200	102,600	90,700	87,000	84,000	87,000	
7	510,000	325,600	277,000	242,300	206,600	192,000	169,700	150,500	138,100	138,100	124,200	114,200	107,300	94,600	91,000	88,000	91,000	
8	550,000	336,600	285,700	250,800	213,600	198,700	175,600	155,900	143,200	143,200	129,300	119,100	112,100	98,300	94,600	91,000	94,600	
9	585,000	347,600	294,100	259,300	220,600	205,300	181,500	161,400	148,200	148,100	134,200	124,200	116,700	102,000	98,300	95,600	98,300	
10	625,000	355,800	300,700	267,300	227,700	211,900	187,400	166,800	153,300	153,100	139,200	129,300	121,300	108,000	105,300	102,000	108,000	
11	660,000	362,000	307,200	275,200	234,800	218,500	193,400	171,900	158,300	158,000	144,100	134,200	125,800	113,000	110,300	108,000	113,000	
12	366,200	311,700	283,000	241,900	225,100	199,700	177,000	163,400	163,000	149,100	139,100	130,200	127,800	125,500	123,200	127,800	125,500	
13	316,100	290,700	248,900	231,600	205,900	182,200	168,500	168,000	154,100	143,900	134,600	134,600	132,300	130,000	128,700	127,400	126,100	
14	320,500	296,700	255,900	238,100	211,700	187,400	173,500	172,900	159,000	148,600	139,000	139,000	137,700	135,400	134,100	132,800	131,500	
15	302,700	262,900	244,500	217,400	192,600	178,700	178,000	164,000	153,200	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800	142,800	
16	307,100	269,800	250,700	223,100	197,700	183,800	183,000	168,900	157,800	146,500	146,500	146,500	146,500	146,500	146,500	146,500	146,500	
17	311,500	276,700	255,600	227,800	202,800	188,900	188,100	173,900	162,400	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	
18	282,900	260,500	232,500	207,900	194,000	193,200	178,900	166,600	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	
19	288,800	265,200	237,200	212,900	199,000	198,200	183,800	170,600	157,700	157,700	157,700	157,700	157,700	157,700	157,700	157,700	157,700	
20	293,200	269,600	241,800	217,400	204,100	203,300	188,800	174,600	162,400	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	150,300	
21	297,600	246,200	221,800	209,100	208,300	193,800	178,500	166,600	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	
22	302,000	226,200	213,600	212,800	198,300	182,400	178,500	166,600	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000	
23	302,000	218,000	217,200	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	202,700	
24	302,000	222,400	221,600	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	207,100	

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一欄)に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で命令で定めるものとする。

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一万三千八百三十円」を「四千百三十円」に改める。

別表第二中

1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
円 94,000	円 83,800	円 79,600	円 73,300	円 70,000	円 64,000	円 61,300
99,100	88,900	83,500	76,400	73,000		
104,100	94,000	88,200	79,500	76,000		
109,200	99,100	93,000	83,000	79,000		
114,200	104,100	97,900	86,900			
119,100	109,200	102,600	90,700			
124,200	114,200	107,300	94,600			
129,300	119,100	112,100	98,300			
134,200	124,200	116,700	102,000			
139,200	129,300	121,300				
144,100	134,200	125,800				
149,100	139,100	130,200				
154,100	143,900	134,600				
159,000	148,600	139,000				
164,000	153,200	142,800				
168,900	157,800	146,500				
173,900	162,400	150,300				
178,900	166,600	154,000				
183,800	170,600	157,700				
188,800	174,600					
193,800	178,500					
198,300	182,400					
202,700						
207,100						

を

1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
円 103,700	円 93,500	円 89,300	円 83,000	円 79,700	円 73,700	円 71,000
108,800	98,600	93,200	86,100	82,700		
113,800	103,700	97,900	89,200	85,700		
118,900	108,800	102,700	92,700	88,700		
123,900	113,800	107,600	96,600			
128,800	118,900	112,300	100,400			
133,900	123,900	117,000	104,300			
139,000	128,800	121,800	108,000			

143,900	133,900	126,400
148,900	139,000	131,000
153,800	143,900	135,500
158,800	148,800	139,900
163,800	153,600	144,300
168,700	158,300	148,700
173,700	162,900	152,500
178,600	167,500	156,200
183,600	172,100	160,000
188,600	176,300	163,700
193,500	180,300	167,400
198,500	184,300	
203,500	188,200	
208,000	192,100	
212,400		
216,800		

に改める。

4 (特定の俸給月額の切替え)

切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二号)以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「改正前の一般職給与法」という。別表第七〇の二等級であった職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、旧俸給月額に対応する附則別表の新俸給月額欄に定める一般職給与改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第七〇の特二等級における俸給月額とし、その他の職員にあつては、旧俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第七〇の二等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において

附 則

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第十二項の規定は、昭和五十一一年二月一日から施行する。

第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 (俸給の切替え)

昭和五十年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、次項及び附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官については、階級。以下同じ。)におけるその者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

3 (切替日の前日における職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額及びその超過額)

その者が属していた職務の等級(自衛官については、階級。以下同じ。)におけるその者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

4 (特定の俸給月額の切替え)

切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二号)以下「一般職給与改正法」という。)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下「改正前の一般職給与法」という。別表第七〇の二等級であつた職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、旧俸給月額に対応する附則別表の新俸給月額欄に定める一般職給与改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第七〇の特二等級における俸給月額とし、その他の職員にあつては、旧俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第七〇の二等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において

準用する改正後の一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を

受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額及びこれを受けたる期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替間に異動した職員の俸給月額等)

7 切替日からの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(八を除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準する職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していいた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額

附則別表 改正後の一般職給与法別表
第七回の特二等級となる職員
の俸給月額の切替表

旧俸給月額	新俸給月額
円 120,000	円 156,500
125,200	156,500
130,400	156,500
135,700	156,500
141,200	156,500
146,700	162,500
152,200	168,600
157,700	174,700
163,100	180,900
168,500	187,200
173,900	193,500
179,100	199,800
184,300	206,100
189,300	212,400
193,700	218,700
198,100	224,900
202,100	230,900
206,100	235,900

は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第一項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定に

のこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に政令で定める事由が生じた職員については、政令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

11 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の支給と受け取扱いは、新法（在職年数

2
新法(官能手帳)について、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六又は前項の規定による給与の内扱とみなす。

前例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一條の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一條の六の規定による住居手当を支給されな

(政令への委任)
13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のよう改定する。
第九条第一項中「こえる」を「超える」に、「一定額の十分の二」を「定額の十分の一」に、「定額の十分の三(外国旅行に係るものについては、十分の二)」を「定額の十分の二」に改める。
第十九条第一項中「十一円」を「十五円」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。
別表第一中「別表第一 内国旅行の旅費」を「別表第一 内国旅行の旅費 第二十一条 第二十四条 第二十七条 第二十八条関係」に改める。
別表第一の中表の部分を次のように改める。

第十九条第一項中「十一円」を「十五円」に、
「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改
め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改める。
別表第一中「別表第一 内国旅行の旅費」を「別
表第一 内国旅行の旅費 第二十一条 第二十四条、
第二十七条、第二十八条関係」に改める。
別表第一の一中表の部分を次のように改める。

月額の切替え等について準用する。
（政令への委任）

七

内閣総理大臣等	区		分		日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者	甲地 方	乙地 方			
指定職の職務にある者					二、四〇〇円	一、二、五〇〇円	一、一、三〇〇円
二等級以上の職務にある者					一、一〇〇円	一〇、四〇〇円	一一、四〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者					一、八〇〇円	九、四〇〇円	一、八〇〇円
六等級以下の職務にある者					一、六〇〇円	八、一〇〇円	七、三〇〇円
別表第一の二中表の部分を次のように改める。					一、三〇〇円	六、五〇〇円	一、三〇〇円
内閣総理大臣等					一、一〇〇円	五、二〇〇円	四、七〇〇円

内閣総理大臣等	区		分		鐵道五十キロメートル未満	鐵道五百キロメートル未満	鐵道三百キロメートル未満	鐵道五百キロメートル以上一千キロメートル未満	鐵道五百キロメートル以上二千キロメートル未満	鐵道二千キロメートル以上	
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方	指定都市	甲 地 方	乙 地 方
指定職の職務又は二等級以上の職務にある者			内閣総理大臣及び最高裁判所長官	八、五〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円
三等級又は四等級の職務にある者			國務大臣等及び特命全權大使	六、八〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円
五等級以下の職務にある者			その他	六、一〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円

別表第二中「別表第二 外国旅行の旅費」を「別表第二 外国旅行の旅費(第三十五条—第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十一条関係)」に改める。
別表第二の二中表の部分を次のように改める。

内閣総理大臣等	区		分		日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者	指定都市	甲 地 方	乙 地 方		
指定職の職務にある者			内閣総理大臣及び最高裁判所長官	八、五〇〇円	七、五〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円
二等級以上の職務にある者			國務大臣等及び特命全權大使	六、八〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者			その他	六、一〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円
六等級以下の職務にある者							

別表第二の一の備考中二を次のように改める。

二 指定都市とは、大蔵省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、歐州地域及び大洋洲地域として大蔵省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

内閣総理大臣	鉄道百キロ 満メートル未 満	鉄道百キロ メートル以 上一千キロ 未満	鉄道五百キ ロメートル以 上一千五百キ ロ未満	鉄道五百キ ロメートル以 上二千キロ 未満	鉄道一千五百 キロメートル以 上二千五百キ ロ未満	鉄道二千キ ロメートル以 上五千キ ロ未満	鉄道五千キ ロメートル以 上一万キ ロ未満	鉄道一万キ ロメートル以 上二万キ ロ未満	鉄道二万キ ロメートル以 上三万キ ロ未満
指定職の職務 又は二等級以上 の職務にあ る者	180,000円 113,000円 113,000円 93,000円 66,000円	156,000円 109,000円 109,000円 89,000円 101,000円	135,000円 93,000円 93,000円 73,000円 95,000円	110,000円 74,000円 74,000円 54,000円 76,000円	90,000円 60,000円 60,000円 40,000円 62,000円	75,000円 50,000円 50,000円 30,000円 52,000円	60,000円 40,000円 40,000円 20,000円 42,000円	45,000円 30,000円 30,000円 15,000円 34,000円	30,000円 20,000円 20,000円 10,000円 32,000円
三等級又は四 等級の職務に ある者									
五等級以下 職務にある者									

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

改正後の国家公務員等の旅費に関する法律

(以下「新法」という。)の規定は、次項に定め
るものを除き、この法律の施行の日(以下「施
行日」という。)以後に完了する旅行について適
用し、施行日前に完了した旅行については、な
お従前の例による。

部改正

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一 部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済 組合等からの年金の額の改定に関する法律等 の一部を改正する法律

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済 組合等からの年金の額の改定に関する法律の一 部改正)

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員 共済組合等からの年金の額の改定に関する法律 (昭和四十二年法律第四号)の一部を次のよ うに改正する。

第一条の八 前条第一項の規定の適用を受ける 年金については、昭和五十年八月分以後、そ の額を、その算定の基礎となつている別表第 一の九の仮定俸給(同条第四項若しくは第五 項の規定又は同条第六項において準用する第 一条第六項の規定により前条第四項各号に掲 げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金 額とした年金については、同条第一項の規定 により年金額を改定したものとした場合にそ の改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸 給。次項において同じ。)に対応する別表第一 の十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定 を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受けた年金について は、昭和五十一年一月分以後、その額を、昭 和五十年七月三十一日におけるその年金の額 の算定の基礎となつている別表第一の九の仮 定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給

を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定 した額に改定する。

第一項又は前項の規定の適用を受ける年 金を受ける者が八十歳以上の者である場合に おけるその者に対する前項の規定の適用につ いては、同項中「(旧法の規定による遺族年金 に相当する年金については、六百分の一)」と あるのは、「(旧法の規定による遺族年金に相 当する年金については、六百分の一)(その控 除した年数のうち十年に達するまでの年数に ついては、三百分の二(旧法の規定による遺 族年金に相当する年金については、六百分の 二)」とする。

第一項又は第二項の規定の適用を受ける年 金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の 規定による遺族年金に相当する年金を受ける 妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。) は、その達した日の属する月の翌月分以後、 第三項の規定に準じてその額を改定する。

第三項又は前項の規定の適用を受ける年金 を受ける者が八十歳に達したときは、その達

3 新法第十九条第一項の規定並びに別表第一の
一及び別表第二の一の規定(着後手当に係る部
分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び
施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了す
る旅行のうち施行日以後の期間に対応する分に
ついて適用し、当該旅行のうち施行日前の期間
に対応する分及び施行日前に完了した旅行につ
いては、なお従前の例による。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和五十年度における特別措置法による退
職年金等の額の改定)

第一条の八 前条第一項の規定の適用を受ける
年金については、昭和五十年八月分以後、そ
の額を、その算定の基礎となつている別表第
一の九の仮定俸給(同条第四項若しくは第五
項の規定又は同条第六項において準用する第
一条第六項の規定により前条第四項各号に掲
げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金
額とした年金については、同条第一項の規定
により年金額を改定したものとした場合にそ
の改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸
給。次項において同じ。)に対応する別表第一
の十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定
を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受けた年金について
は、昭和五十一年一月分以後、その額を、昭
和五十年七月三十一日におけるその年金の額
の算定の基礎となつている別表第一の九の仮
定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給

を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定
した額に改定する。

第一項又は前項の規定の適用を受ける年
金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の
規定による遺族年金に相当する年金を受ける
妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)
は、その達した日の属する月の翌月分以後、
第三項の規定に準じてその額を改定する。

第三項又は前項の規定の適用を受ける年金
を受ける者が八十歳に達したときは、その達

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

定に準じてその額を改定する

次の各号に掲げる年金については、前各項の規定の適用を受けて改定された額が該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第三項後段の規定を準用する。

旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金のうち次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

期間が最短年金年限に達していないものの、
係る年金 四十二万円

六十五歳以上の者で現在職した組合員の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 三十二万五千円

二 旧法の規定による廢疾年金に相当する年金

に応じそれぞれいから今までに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金 四十二万円

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金　二
十一万円

一　六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金　三十一万五千円

旧法の規定による遺族年金に相当する年金　一

に応じそれぞれいつから今までに掲げる額
イ 六十五歳未満の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十万円
ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 一万五千円

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける

第二条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定期給（同条第三項の規定又は同条第六項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金に

については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給。次項において同じ。)に対応する別表第一の十の仮定俸給とみなして、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十一」と読み替えるものとする。

4 読み替えるものとする。
次の各号に掲げる年金については、第一項
又は前項(第一項の規定に係る部分に限る。)
の規定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年
八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に
改定する。

二 殉職年金 四十七万四千円
三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額
5 第二項又は第三項（第二項の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて改定された年金（前項の規定の適用を受けた年金を含む。）の額が、同項第一号中「別表第四の十一」とあるのは「別表第四の十一」と、同項第二号中「四十七万四千円」とあるのは「五十万六千円」と読み替えた場合における同項各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年一月分以後、その額をその読み替えられた当該各号に掲げる額に改定する。
障害年金を受ける権利を有する者に扶養親

項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達していない年金に限る。以下この項及び第八項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第四項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の方である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中の「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と

4 次の各号に掲げる年金については、第一項
又は前項（第一項の規定に係る部分に限る。）
の規定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十年
八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に
改定する。

一 障害年金 別表第四の十に定める障害の
等級に応する年金額（障害の等級が一級
又は二級に該当するものにあっては、十二
万円を加えた額）

二 殖職年金 四十七万四千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分
の七・五に相当する金額

5 第二項又は第三項（第二項の規定に係る部
分に限る。）の規定の適用を受けて改定された
年金（前項の規定の適用を受けた年金を含
む。）の額が、同項第一号中「別表第四の十」
とあるのは、「別表第四の十一」と、同項第二
号中「四十七万四千円」とあるのは、「五十万
六千円」と読み替えた場合における同項各号
に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年
一月分以後、その額をその読み替えられた當
該各号に掲げる額に改定する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親
族がある場合には、第四項第一号又は前項に
おいて読み替えられた同号に掲げる額に、配偶
者である扶養親族については一人につき四千
八百円（そのうち二人までについては、一人
につき一万八千円（配偶者である扶養親族が、
ない場合にあつては、そのうち一人に限り四
万二千円））を加えた額を第四項第一号又は第
五項において読み替えられた同号に掲げる額と
して、第四項又は前項の規定を適用する。

7 殖職年金を受ける権利を有する者に扶養親
族がある場合には、第四項第二号又は第五項
において読み替えられた同号に掲げる額に次
に掲げる額を加えた額を第四項第二号又は第
五項において読み替えられた同号に掲げる額と

若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の衛視等の年金で昭和五十年七月三十日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六条第一項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十四条とする。

第七条第一号中「第三条の七」を「第三条の八」に改め、同条を第十三条とする。

第九条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「(次条第一項において「昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金」といふ。)」を加え、同条第二項中「前条」を「第九条の二」に改め、同項に後段として次のよう 加える。

この場合において、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「第十条第一項第二号」と、「前项」とあるのは「第十条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一項に」と、第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

第九条第三項中「前条第四項の規定の適用を受ける年金又は」を削り、「係るもの」の下に「及び施行法第五十一条の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、同月十五日から昭

和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金のうち政令で定める年金」を加え、同条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(昭和五十年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十条の一 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に「一・二九三を乗じて得た額をいう。」)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

3 第九条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の二第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十条の二第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十一条 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をし

た組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に一・二九三を乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

第九条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十年八月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十一条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十一条第一項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十一条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であった者のうち、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものにあつては同年八月分以後、同年八月一日以後に給付事由が生じたものにあつてはその事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、前二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第八条の二を第九条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第九条の三 昭和四十七年三月三十日以前の通算退職年金で、昭和五十年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に一・二九三を乗じて得た額(昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金にあっては、その乗じて得た額が、昭和四十九年改正後の新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号の規定がその退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき俸給の額を求め、その俸給の額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして昭和四十年法律第一百一号の規定及び第五条から第五条の六までの規定を適用するものとした場合の同条第一項の規定により第五条第一項第一号に掲げる仮定新法の俸給年額とみなされた額を算定し、その額に別表第六の上欄に掲げる新法の退職をした時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額に一・二九三を乗じて得た額(その額が三百七十二万円を超える

備考

二六五、二四〇

三四二、九六〇

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額のこの表に記載された額に対応する仮定俸給の額によるものとし、年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が二六五、二四〇円を超える場合においては、その額に一・二九三を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする）をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金に相当する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金（これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達していないもののうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く）に支給するものに限る）でその額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三三・一三〇円を超えて三四、六一〇円以下のときは四四、七五〇円を、三一、七〇〇円を超えて三三、一三〇円以下のときは四二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第一の十一（第一条の八、第二条の八関係）

別表第一の九の仮定俸給	仮定俸給
三六、〇七〇円	四九、八一〇円
三七、五五〇円	五一、八六〇円
三八、四八〇円	五四、九二〇円
三九、四一〇円	五四、四三〇円
四〇、四九〇円	五四、九二〇円
四一、五七〇円	五四、四三〇円
四二、〇七〇円	五四、九二〇円
四三、三四〇円	五四、九二〇円
四四、五七〇円	五四、九二〇円
四五、六〇〇円	五四、九二〇円
四五、七〇〇円	五四、九二〇円
四五、九三〇円	五四、九二〇円
五六、二三〇円	四五、二九〇円
五六、五五〇円	四五、二九〇円
五六、八八〇円	四五、二九〇円
五六、九三〇円	四五、二九〇円
五六、九九〇円	四五、二九〇円
六七、六九〇円	四五、二九〇円
六七、九七〇円	四五、二九〇円
七〇、二六〇円	四五、二九〇円
七三、一〇〇円	四五、二九〇円
七八、九〇〇円	四五、二九〇円
七八、二三〇円	四五、二九〇円
七八、五七〇円	四五、二九〇円
七八、八三〇円	四五、二九〇円
七八、九三〇円	四五、二九〇円
七八、九九〇円	四五、二九〇円
八四、〇二〇円	四五、二九〇円
八五、二二〇円	四五、二九〇円
八八、六八〇円	四五、二九〇円
七八〇円	四五、二九〇円

二四七、六〇〇	三四一、九三〇
二五六、四二〇	三五四、一一〇
二六〇、七八〇	三六〇、一三〇
二六五、二四〇	三六六、三〇〇

三〇・九割
三一・九割
三二・七割
三三・〇割
三四・四割
三四・五割

別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「一・二九三」とあるのは「一・三八一」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第一条、第四条関係）」に改める。

別表第一の二中「別表第二の二」を「別表第二の二（第一条、第四条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二（第二条の二関係）」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三の三（第二条の三関係）」に改める。

別表第三の四中「別表第三の四」を「別表第三の四（第一条の三関係）」に改める。

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五（第一条の四関係）」に改める。

別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の六（第二条の四関係）」に改める。

別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の七（第二条の五関係）」に改める。

別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の八（第一条の六関係）」に改める。

別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の九（第二条の七関係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第三の十（第二条の八関係）

別表第一の十の下欄に掲げる仮定俸給	率
二〇一、〇九〇円以上のもの	二三・〇割
一八四、九二〇円を超える二〇一、〇九〇円未満のもの	二三・八割
一七六、七八〇円を超える一八四、九二〇円以下のもの	二四・五割
一七〇、三三〇円を超える一七六、七八〇円以下のもの	二四・八割
一六九、一九〇円を超える一七六、三三〇円以下のもの	二五・〇割
一五三、五三〇円を超える一六九、一九〇円以下のもの	二五・八割
一〇一、一三〇円を超える一六九、五三〇円以下のもの	二五・〇割
八三、〇三〇円を超える一〇一、一三〇円以下のもの	二五・八割
七九、七八〇円を超える八三、〇三〇円以下のもの	二六・一割
七四、四三〇円を超える七九、七八〇円以下のもの	二六・九割
七二、三二〇円を超える七四、四三〇円以下のもの	二七・八割
七〇、一三〇円を超える七二、三一〇円以下のもの	二七・四割
六一、五〇〇円を超える七〇、一三〇円以下のもの	二九・一割
五四、三三〇円を超える六一、五〇〇円以下のもの	二九・三割

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第二条関係）」に改める。

別表第四の二中「別表第四の二」を「別表第四の二（第二条関係）」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三（第一条の二関係）」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の四（第一条の三関係）」に改める。

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五（第二条の四関係）」に改める。

別表第四の六中「別表第四の六」を「別表第四の六（第二条の四関係）」に改める。

別表第四の七中「別表第四の七」を「別表第四の七（第二条の五関係）」に改める。

別表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八（第二条の六関係）」に改める。

五一、三六〇円を超える五四、三三〇円以下のもの

五〇、九六〇円を超える五二、三六〇円以下のもの

四九、七六〇円を超える五〇、九六〇円以下のもの

四八、五五〇円を超える四五、七六〇円以下のもの

四六、六三〇円を超える四八、五五〇円以下のもの

四六、六三〇円のもの

三一・九割

三二・七割

三三・〇割

三四・四割

三四・五割

二一四、七八〇円以上のもの

一九七、五一〇円を超える二一四、七八〇円未満のもの

一八八、八二〇円を超える一九七、五一〇円以下のもの

一八一、九三〇円を超える一八八、八二〇円以下のもの

一二七、三一〇円を超える一八一、九三〇円以下のもの

一二二、二七〇円を超える一二七、三一〇円以下のもの

一〇九、〇八〇円を超える一二一、二七〇円以下のもの

八八、六八〇円を超える一〇九、〇八〇円以下のもの

八五、二一〇円を超える八八、六八〇円以下のもの

七九、四九〇円を超える八五、二一〇円以下のもの

七七、二三〇円を超える七九、四九〇円以下のもの

七四、九〇〇円を超える七七、二三〇円以下のもの

六五、六九〇円を超える七四、九〇〇円以下のもの

五八、〇三〇円を超える六五、六九〇円以下のもの

五五、九二〇円を超える五八、〇三〇円以下のもの

五四、四三〇円を超える五四、九二〇円以下のもの

五三、一四〇円を超える五四、四三〇円以下のもの

五一、八六〇円を超える五三、一四〇円以下のもの

四九、八一〇円を超える五一、八六〇円以下のもの

四九、八一〇円のもの

別表第一の十一の下欄に掲げる仮定俸給

率

二九・八割

二九・二割

三〇・九割

三一・九割

三二・七割

三三・〇割

三四・四割

三四・五割

二九・三割

二九・一割

二九・八割

二九・五割

二九・一割

二九・九割

三〇・二割

三一・〇割

三二・一割

三三・〇割

三四・一割

三四・五割

別表第四の九中「別表第四の九」を「別表第四の九（第二条の七関係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

障害の等級	年	金額
一 二 三 四 五 六	級 級 級 級 級 級	
一、〇五三、〇〇〇円		
一、六六三、〇〇〇円		
一、三三四、〇〇〇円		
一、〇〇六、〇〇〇円		
七八〇、〇〇〇円		
五九五、〇〇〇円		

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法（昭和

十三年法

定又は
三条の

同条及び第

七十六条の三
は同条第四項

二」に、「附則項」を「附則

六第十

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、〇〇六、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、一七〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の

備考 中一九〇〇〇円とあるのは一一〇七五〇〇〇円とあるのは「一、一五〇〇〇円」と読み替えるものとする。

表第五中「別表第五」を「別表第五（第五条の五関係）」に改める。

第六中「別表第六」を「別表第六（第五条の七、第五条の八、第九条の三関係）」に改め、同

次の二表を加える。

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで

和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日まで

和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで

卷之三

第八十三条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は一」を「第七十六条の二の規定又は同条及び一」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項又は一」を「第七十六条第二項の規定又は同項及

第八十三条第三項中「一ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げることの程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなかつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六條の二の規定又は同条及び」に改

第八十三条第三項中「一ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げることの程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十三条第三項中「一ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。
第八十五条の次に次の二条を加える。
第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなかつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。
第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。
第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項

第八十三条第三項中「一ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。
第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は一」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同じ」に改め、「第七十六条の二の規定」の下に「又は」を「第七十六条の二第二号中「第七十六条第二項又は一」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条の二の規定」を加える。

第八十三条第三項中「一ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなかつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第一号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項又は」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十三条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなかつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなかつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項又は」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条の二の規定」の下に「又は同条及び第七十六条の三の規定」を加える。

第一百条第三項中「二十四万五千円」を「三十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八十三条第三項中「一ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。
第八十五条の次に次の二条を加える。
第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。
第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同条及び」に改め、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。
第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項又は」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条の二の規定」の下に「又は同條及び第七十六条の三の規定」を加える。
第一百条第三項中「二十四万五千円」を「三十一万円」に、「こえる」を「超える」に改める。
附則第十三条の七第一項中「第七十六条の二

第八十三条第三項中「ときは」を「場合において、その該当しなくなつた日から同欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときは」に改める。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十五条の二 廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、当該廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第八十八条第二号中「第七十六条の二又は」を「第七十六条の二の規定又は同項及び、「第七十六条第二項の規定」の下に「又は同項及び第七十六条の三の規定」を加える。

第八十八条の二第二号中「第七十六条第二項又は」を「第七十六条第二項の規定又は同項及び」に改め、「第七十六条の二の規定」の下に「又は同條及び第七十六条の三の規定」を加える。

第一百条第三項中「二十四万五千円」を「三十万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第十三条の七第一項中「第七十六条の二又は第七十六条の三」を「第七十六条の二の規定

Digitized by srujanika@gmail.com

施行法第三十三条规定又は別表の規定を適用する場合には、同年八月分から同年十二月分までの年金については、同条中「五十万六千円」とあるのは「四十七万四千円」と、別表中「一、九八四、〇〇〇円」とあるのは「一、八七一、〇〇〇円」と、「一、二八三、〇〇〇円」とあるのは「一、一一四、〇〇〇円」と、「八四四、〇〇〇」とあるのは「八〇三、〇〇〇円」とする。

第七条 組合員又は施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員（施行法第四十一条第一項

規定する恩給更新組合員を含む。)が昭和五十年八月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る改正後の方の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以トこの号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 四十二万円
六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものに係る年金額（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十九

六十五歳以上の者で実在職の期間が九年
一万五千円

二 未満のものに係る年金 二十一万円
改正後の法の規定による廃疾年金 次のイ

から今までに掲げる年金の区分に応じそれぞれイから今までに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円

六十五歳以上の者で実在職の期間が九年

以上のものに係る年金（イ）に掲げる年金を除く（ロ）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円 ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一

三 改正後の法の規定による遺族年金 次のイ
タ、ミニ漏する手合つて心。それ左

から今までに掲げる全金の区分は廻しやれ
れいから今までに掲げる額

妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となる組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年年限に達しているも

の二十一万円
六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及ば孫を除く。）が受けれる年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの

十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金
五千円

第一部 内閣委員会会議録第二号 昭和五十年十一月六日【參議院】

金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用する

ものとする。

〔昭和五十一年度における旧法による退職年金等の額の改定〕

第一条の八 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の九の仮定俸給（同条第三項若しくは第五項による、これより前年八月分以前の見出しによ

満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、前項の規定を準用する。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、附則第四条に規定する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族が同条の申出をした場合におけるこれらの方に係る長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関する必要な事項は、政令で定める。

一項の規定によると年金額を算定したものとし
た場合においてその改定年金額の算定の基礎と
なるべき仮定俸給、同条第四項の規定により
改定された年金については、その改定年金額
の算定の基礎となつている仮定俸給。次項に
おいて同じ。)に対応する別表第一の十の仮定
俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して
算定した額に改定する。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年金
の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等
共済組合法の一部を改正する法律案

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年一月分以降、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給に対応する別表第一の十一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)
第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六百六号)の一部を次のように改正する。

3 前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る）。で、七十歳以上八十歳未満の者は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短年金年限との差年数一年につきその俸給とみなされ

じてその額を改定する。

第四条第一項中「前条」を「前二条」に改め
る。

(昭和五十年度における法による通算退職年
金の額の改定)

第四条の二の次に次の一条を加える。

(昭和五十年度における法による通算退職年
金の額の改定)

第四条の三 昭和四八年三月三十一日以前に
法の退職をした組合員に係る法の規定による
通算退職年金(法第六十一条の二第五項の規
定の適用を受けるものを除く。次項及び第六
項において同じ。)については、昭和五十年八
月分以後、その額を、前条第一項から第三項
までの規定により改定された年金額の算定の
基礎となつている通算退職年金の仮定俸給
(同条第四項において準用する第一条第六項
の規定により従前の年金額をもつて改定年金
額とした年金については、前条第三項の規定に
より年金額を改定したものとした場合において、
その改定年金額の算定の基礎となるべき
通算退職年金の仮定俸給)の額に一・二九三
を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が
あるときは、これを切り捨てて得た額)を第
四条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮
定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算
定した額に改定する。

2 昭和四八年四月一日から昭和四十九年三
月三十一日までの間に法の退職をした組合員
に係る法の規定による通算退職年金について
は、昭和五十年八月分以後、その額を、当該
組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に
規定する俸給に一・二九三を乗じて得た額
(その額に一円未満の端数があるときは、こ
れを切り捨てて得た額)を第四条第一項第二
号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみ
なし、同項の規定に準じて算定した額に改定
する。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定の適用
を受ける年金について準用する。この場合に
おいて、同条第三項中「昭和四十九年九月
第六条中「一円」を「五十円」に、「その
分以後」とあるのは「昭和五十年八月分以後」
と、「前二項の規定により」とあるのは「次条
第一項又は第二項の規定により」と読み替え
るものとする。

分以後」とあるのは「昭和五十年八月分以後」
と、「前二項の規定により」とあるのは「次条
第一項又は第二項の規定により」と読み替え
るものとする。

4 第一条第六項の規定は、前項において準用
する前条第三項の規定により年金の額を改定
する場合について準用する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受
ける通算退職年金については、昭和五十年八
月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれ
について前各項(第五項を除く。)の規定(當
該前後の退職のうち昭和四十五年三月三十一
日以前の退職については、第六項から前項ま
での規定)の例により算定した額の合算額に
改定する。

端数を「これを切り捨てた金額をもつて、
五十円以上百円未満の端数があるときはこれを
百円に」に改める。

第七条第一項中「第二条の七」を「第一条の
八」に改め、同条第二項中「第四条の二」を「第
四条の三」に改める。

別表第一(表の部分を除く。)中「別表第一」
を「別表第一(第一条、第二条、第三条関係)」
に改め、同表の備考二中「え」を「超え」に
改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第
一の二(第一条、第二条、第三条関係)」に改め
る。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第
一の三(第一条の二、第二条の二、第三条の二
関係)」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第
一の四(第一条の四、第二条の四、第三条の四
関係)」に改める。

別表第一の五中「別表第一の五」を「別表第
一の五(第一条の五、第二条の五、第三条の五
関係)」に改める。

別表第一の六中「別表第一の六」を「別表第
一の六(第一条の六、第二条の六、第三条の六
関係)」に改める。

別表第一の七中「別表第一の七」を「別表第
一の七(第一条の七、第二条の七、第三条の七
関係)」に改める。

別表第一の八中「別表第一の八」を「別表第
一の八(第一条の八、第二条の八、第三条の八
関係)」に改める。

別表第一の九中「別表第一の九」を「別表第
一の九(第一条の九、第二条の九、第三条の九
関係)」に改める。

別表第一の十(第一条の十、第二条の十、第三
条の十)を「別表第一の十(第一条の十、第二条
の十、第三条の十)」に改める。

別表第一の十一(第一条の十一、第二条の十一、
第三条の十一)を「別表第一の十一(第一条の十一、
第二条の十一、第三条の十一)」に改める。

別表第一の十二(第一条の十二、第二条の十二、
第三条の十二)を「別表第一の十二(第一条の十二、
第二条の十二、第三条の十二)」に改める。

別表第一の十三(第一条の十三、第二条の十三、
第三条の十三)を「別表第一の十三(第一条の十三、
第二条の十三、第三条の十三)」に改める。

別表第一の十四(第一条の十四、第二条の十四、
第三条の十四)を「別表第一の十四(第一条の十四、
第二条の十四、第三条の十四)」に改める。

別表第一の十五(第一条の十五、第二条の十五、
第三条の十五)を「別表第一の十五(第一条の十五、
第二条の十五、第三条の十五)」に改める。

別表第一の十六(第一条の十六、第二条の十六、
第三条の十六)を「別表第一の十六(第一条の十六、
第二条の十六、第三条の十六)」に改める。

別表第一の十七(第一条の十七、第二条の十七、
第三条の十七)を「別表第一の十七(第一条の十七、
第二条の十七、第三条の十七)」に改める。

別表第一の十八(第一条の十八、第二条の十八、
第三条の十八)を「別表第一の十八(第一条の十八、
第二条の十八、第三条の十八)」に改める。

別表第一の十九(第一条の十九、第二条の十九、
第三条の十九)を「別表第一の十九(第一条の十九、
第二条の十九、第三条の十九)」に改める。

別表第一の二十(第一条の二十、第二条の二十、
第三条の二十)を「別表第一の二十(第一条の二十、
第二条の二十、第三条の二十)」に改める。

別表第一の二十一(第一条の二十一、第二条の二十一、
第三条の二十一)を「別表第一の二十一(第一条の二十一、
第二条の二十一、第三条の二十一)」に改める。

別表第一の二十二(第一条の二十二、第二条の二十二、
第三条の二十二)を「別表第一の二十二(第一条の二十二、
第二条の二十二、第三条の二十二)」に改める。

別表第一の二十三(第一条の二十三、第二条の二十三、
第三条の二十三)を「別表第一の二十三(第一条の二十三、
第二条の二十三、第三条の二十三)」に改める。

別表第一の二十四(第一条の二十四、第二条の二十四、
第三条の二十四)を「別表第一の二十四(第一条の二十四、
第二条の二十四、第三条の二十四)」に改める。

7 前条第三項の規定は、前項の規定の適用を
受けた年金について準用する。この場合にお
いて、同条第三項中「昭和四十九年九月分以
後」とあるのは「昭和五十一年一月分以後」
と、「前二項の規定により」とあるのは「次条第
六項の規定により」と読み替えるものとする。
8 第一条第六項の規定は、前項において準用
する前条第三項の規定により年金の額を改定
する場合について準用する。

9 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受
ける通算退職年金については、昭和五十一年
一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞ
れについて前各項(第五項を除く。)の規定(當
該前後の退職のうち昭和四十五年三月三十一
日以前の退職については、第六項から前項ま
での規定)の例により算定した額の合算額に
改定する。

10 別表第一の九の仮定俸給

別表第一の九の仮定俸給	別表第一の九の仮定俸給
三六、〇七〇	四六、六三〇
三七、五五〇	四八、五五〇
三八、四八〇	四九、七六〇
三九、四一〇	五〇、九六〇
四〇、四五〇	五一、五六〇
四一、〇二〇	五二、三六〇
四三、三四〇	五四、三三〇
四四、五七〇	五六、〇四〇
四六、〇七〇	五七、六三〇
四七、五七〇	五九、五七〇
四九、二二〇	六一、五〇〇
五〇、八八〇	六三、六四〇
五一、九三〇	六五、七八〇
五二、九三〇	六八、四四〇
五四、二三〇	七〇、一三〇
五五、九三〇	七二、三一〇
五七、五六〇	七四、四三〇
六〇、八三〇	七八、六六〇
六一、七〇〇	七九、七八〇

別表第一の十一（第一条の八、第二条の八関係）

備考
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が三六、〇七〇円に満たないときは、四六、六三〇円をこの表の仮定俸給とする。ただし、旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相当する年金（その額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金限に達していないもののうち六十五歳未満の者（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子及び孫を除く）に支給するものに限る。）については、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の九の仮定俸給の額が、三四、六一〇円のときは四四、七五〇円を、三三一、一三〇円のときは四二二、八四〇円を、三一、七〇〇円以下のときは四〇、九九〇円を、それぞれこの表の仮定俸給とす

六〇、八三〇	八四、〇一〇
六一、七〇〇	八五、二一〇
六四、二二〇	八八、六八〇
六七、五五〇	九三、二八〇
七一、二三〇	九八、三八〇
七三、一一〇	一〇〇、九八〇
七四、九一〇	一〇三、四五〇
七七、四八〇	一〇六、九九〇
七八、九八〇	一〇九、〇八〇
八三、三七〇	一一五、一三〇
八五、五三〇	一一八、一三〇
八七、八一〇	一二一、二七〇
九二、一八〇	一二七、三一〇
九六、六一〇	一三三、四二〇
九七、七五〇	一三四、九九〇
一〇一、四〇〇	一四〇、〇三〇
一〇六、五八〇	一四七、一八〇
一一一、七一〇	一四五、二七〇
一四、八七〇	一五八、六三〇
一七、九六〇	一六二、九〇〇
一二四、二三〇	一七一、五六〇
一三〇、四九〇	一八〇、二一〇
一三一、七三〇	一八一、九三〇
一三六、七三〇	一八八、八二〇
一四三、〇二〇	一九七、五一〇
一四九、二九〇	二〇六、一八〇
一五五、五三〇	二一四、七八〇
一五九、四四〇	二二〇、一九〇
一六三、六四〇	二二五、九九〇
一七一、七一〇	二三七、一三〇
一七九、八八〇	二四八、四一〇
一八三、九八〇	一五四、〇八〇
一八七、九六〇	一五九、五七〇
一九六、〇七〇	一七〇、七七〇
一九九、七六〇	一七五、八七〇
二〇四、一七〇	二八一、九六〇
二一二、二四〇	二九三、一一〇
二二〇五、三一〇	二二二五、六三〇

二二一五、五九〇	三一七、五三〇
二二二九、九三〇	三二三、七五〇
二二三四、四三〇	三二九、七八〇
二二四七、六〇〇	三四一、九三〇
二二五六、四二〇	三五四、一一〇
二二六〇、七八〇	三六〇、一三〇
二二六五、二四〇	三六六、三〇〇
二二七五、〇三〇	三七九、八二〇
二二八四、八四〇	三九三、三六〇
二二八九、六七〇	四〇〇、〇三〇
二二九四、六三〇	四〇六、八八〇

備考

別表第一の十の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第一の十の備考中「四六、六三〇円」とあるのは「四九、八一〇円」と、「四四、七五〇円」とあるのは「四七、七九〇円」と、「四二、八四〇円」とあるのは「四五、七六〇円」と、「四〇、九九〇円」とあるのは「四三、七八〇円」と読み替えるものとする。

別表第一中「別表第二」を「別表第二（第一条、第三条関係）」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二（第一条、第三条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二」を「別表第三の二（第二条関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の三中「別表第三の三」を「別表第三の三（第一条の二関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の四中「別表第三の四」を「別表第三の四（第一条の三関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の五中「別表第三の五」を「別表第三の五（第一条の四関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の六中「別表第三の六」を「別表第三の六（第二条の四関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の七中「別表第三の七」を「別表第三の七（第一条の五関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の八中「別表第三の八」を「別表第三の八（第一条の六関係）」に、「こえ」を「超え」に改める。

別表第三の九中「別表第三の九」を「別表第三の九（第二条の七関係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第三の十（第二条の八関係）

別表第一の十の下欄に掲げる仮定俸給	率
二一四、七八〇円以上のもの	二三・〇割
一九七、五一〇円を超えて一四、七八〇円未満のもの	二三・八割
一八八、八二〇円を超えて一九七、五一〇円以下のもの	二四・五割
一八一、九三〇円を超えて一八八、八二〇円以下のもの	二四・八割
一二七、三一〇円を超えて一八一、九三〇円以下のもの	二五・〇割
一二一、二七〇円を超えて一二七、三一〇円以下のもの	二五・五割
一〇九、〇八〇円を超えて一二一、二七〇円以下のもの	二六・一割
八八、六八〇円を超えて一〇九、〇八〇円以下のもの	二六・九割
八五、二二〇円を超えて八八、六八〇円以下のもの	二七・四割
七九、四九〇円を超えて八五、二二〇円以下のもの	二七・八割
七七、二三〇円を超えて七九、四九〇円以下のもの	二九・〇割
七四、九〇〇円を超えて七七、二三〇円以下のもの	二九・三割
六五、六九〇円を超えて七四、九〇〇円以下のもの	二九・八割

五八、〇三〇円を超えるもの
五九、九二〇円を超えるもの
五〇、四三〇円を超えるもの
五一、一四〇円を超えるもの
五一、八六〇円を超えるもの
五四、八一〇円を超えるもの
四九、八一〇円以下のもの

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第二条関係）」に改める。

別表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三（第二条の二関係）」に改める。
表第四の三中「別表第四の三」を「別表第四の三（第二条の二関係）」に改める。

別表第四の四中「別表第四の四」を「別表第四の四（第二条の三関係）」に改める

別表第四の五中「別表第四の五」を「別表第四の五（第二条の四関係）」に改める
別表第四の六中「別表第四の六」を「別表第四の六（第二条の四関係）」に改める

別表第四の七中「別表第四の七」を「別表第四の七（第二条の五関係）」に改める。

表第四の八中「別表第四の八」を「別表第四の八（第二条の六関係）」に改める。

別表第四の十（第二条の八関係）

障害の等級	年金額
一 二 三 四 五 六	一一、〇五三、〇〇〇円 一、六六三、〇〇〇円 一、三三四、〇〇〇円 一、〇〇六、〇〇〇円 七八〇、〇〇〇円 五九五、〇〇〇円
級級級級級級	

別表第四の十一（第二条の八関係）

障 書 の 等 級	年	金	額
級	級	級	級
一	一	一	二、一九三、〇〇〇円
二	一	一	七七六、〇〇〇円
三	一	一	四二五、〇〇〇円
四	一	一	一〇七五、〇〇〇円

場合におけるその超える部分の年数について
は、「三百分の一」と、同項第二号中「三百分
の一」とあるのは「三百分の一（その超える
期間の年数と前号の超える期間の年数とを合
算した年数が十年を超える場合におけるそ
超える部分の年数については、三百分の一）」
と読むべきものとする。

退職年金を受ける更新組合員であつた者が第一項各号に掲げる期間を有するときは、その者が前項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

附則第六条の三第一項中「ときは」の下に「、第五十三条第三項の規定によるもの」とする。

が、三十五万四千円（注釈又は注釈の施行日）の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の支給を受けた更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金にあつては、三十五万四千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）に満たないときは、第五十九条の二の規定にかかわらず、その金額を遺族年金の年額とする。

附則第十四条の二第一項中「第六条の三第一項」の下に「附則第六条の四第一項」を加え

(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)
第三条 昭和五十年八月一日以後の退職(死)を含む。)に係る新法の規定による次の表の上欄に掲げる年金については、その年金の額が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた五項及び第六項、第六条の二、第六条の三(第二項及び第三項、第六条の四、第十四条の二並びに第十四条の三(新法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。

者の組合員其間のうち男に雇した期間、組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について新法第七十七条第二項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年 金	実在職した期間	新法の規定による退職年金を受ける最短年金年限(以下この表において単に「最短年金年限」という。)以上
退職年金、減額退職年金又は廢疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	九年以上最短年金年限未満	四十二万円
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年未満	三十一万五千円
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短年金年限以上	二十二万円
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短年金年限以上	三十一万五千円
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短年金年限未満	二十一万円
最短年金年限以上	最短年金年限以上	二十一万円
最短年金年限未満	十五万七千五百円	二十万五千円
最短年金年限未満	十万五千円	十五万七千五百円
最短年金年限未満	十万五千円	十五万七千五百円
及び孫を除く。)が受けるもの	十六万五千円	三十万円
遺族年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	十九万円	三十一万五千円

附則第十四条の三中「及び附則第六条の三第二項」を「附則第六条の三第二項及び附則第六条の四第二項」に改める。

附則第十七条の二中「第六条の三」を「第六条の四」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第六条の四中「旧法又は」とあるのは、「この法律の規定による退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたもの又は旧法若しくは」と読み替えるものとする。

附則第二十六条第一項中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第三条の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第三条 の規定は、昭和五十年八月一日起
て適用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第三条 の規定は、昭和五十年八月一日から適用する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則第三条 の規定は、昭和五十年八月一日
から適用する。

（監視措置）

関する法令の規定によると退職一時金の支給額は受けた更新組合員に対する退職年金にあつては、四十二万一千二百円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・九に相当する額を控除した金額)に満たないときは、その金額を退職年金の年額とする。

前条第二項の規定により算定した更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合におけるその者の遺族に対する遺族年金の年額

十月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、新潟県の寒冷地手当改善に関する請願(第一一九四号)(第一二二六四号)

一、昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請願(第一一九四号)(第一二二六四号)

一、軍人恩給等の改善に関する請願(第一一二一四号)

一、金鷲勲章制度の復活に関する請願(第一一五号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、金鷲勲章制度の復活に関する請願(第一一五号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

一、救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願(第一三四七号)(第一三四八号)(第一三四九号)

一、昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請願(第一一九四号)(第一二二六四号)

一、軍人恩給等の改善に関する請願(第一一二一四号)

一、金鷲勲章制度の復活に関する請願(第一一五号)

一、福島県の寒冷地手当改善に関する請願(第一三二四号)

紹介議員 秦野 章君
外一名
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

紹介議員 太田 淳夫君
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第一三四八号 昭和五十年十月二十一日受理

救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願
請願者 川崎市川崎区櫻木町三ノ一ノ五
一 間松八千代外六名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第一二二五号 昭和五十年十月十七日受理
金鷲勲章制度の復活に関する請願
請願者 神奈川県平塚市新宿九二〇ノ一
望月周作外二十九名

紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一三四九号 昭和五十年十月二十一日受理
救護看護婦(外地勤務)の恩給に関する請願
請願者 横浜市南区横町二ノ六三 斎藤二
枝外二十五名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第一二二四号 昭和五十年十月二十一日受理
福島県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 岡田与一

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三六〇号と同じである。

第一二二四号 昭和五十年十月二十一日受理
福島県河沼郡河東村・湯川村・耶麻郡塙川町
の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地
に引き上げること。

一、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の世帯区分変動者への追給につい
て改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

第一二二三号 昭和五十年十月十七日受理
昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(第一一九四号)

一、新潟県東蒲原郡三川村大字白川三
川村長 徳田君三郎

紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一二二四号 昭和五十年十月二十日受理
新潟県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 新潟県東蒲原郡三川村大字白川三
川村長 徳田君三郎

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一二二四号 昭和五十年十月二十日受理
新潟県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 新潟市花園二ノ一ノ七新潟県寒冷
地対策協議会内 仲村哲夫外一名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第四一一号と同じである。

第一二二四号 昭和五十年十月十七日受理
福島県の寒冷地手当改善に関する請願
請願者 福島県河沼郡河東村・湯川村・耶麻郡塙川町
の寒冷地手当の級地を、現行四級地から五級地
に引き上げること。

一、寒冷地手当の定額分を改善すること。

三、基準日以降の世帯区分変動者への追給につい
て改善の措置を講ずること。

四、加算額を改善すること。

第一二二三号 昭和五十年十月十七日受理
昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(第一一九四号)

一、新潟県鰐ヶ浜一ノ八ノ
八神奈川県軍恩連盟内 山田彌男

紹介議員 神奈川県鰐ヶ浜一ノ八ノ
八神奈川県軍恩連盟内 山田彌男

紹介議員 秦野 章君
外一名
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第一二二三号 昭和五十年十月十七日受理
昭和五十年度恩給改正法律の早期成立に関する請
願(第一一九四号)

一、新潟県鰐ヶ浜一ノ八ノ
八神奈川県軍恩連盟内 山田彌男

昭和五十年十一月十八日印刷

昭和五十年十一月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局